

開議 午前 9時30分

○工藤日出夫委員長 ただいまから新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会の第28回目の委員会を開会いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

委員会傍聴について、委員にお諮りします。

委員会傍聴については、委員外議員、報道関係者については議場内での傍聴を、一般の傍聴者については委員会室1でのモニターによる傍聴を許可したいと思います。また、報道の撮影は、証人の入室から証人に対する質疑の前までの時間とすること、背後からの撮影とすること、録音は一切許可しないこととしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員外議員、報道関係者については議場内での傍聴を、一般の傍聴者については委員会室1でのモニターによる傍聴を許可いたします。また、報道の撮影は、証人の入室から証人に対する最初の質疑の前までの時間とすること、背後からの撮影とすること、録音は一切許可しないこととしますので、御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時32分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開します。

これより議事に入ります。

それでは、日程第1、証人尋問についてを議題といたします。

本委員会に委任された1、北本市新市庁舎及び（仮称）こどもプラザ建設工事に係る変更契約（追加工事）分の附帯工事、造作家具・備品の調達、検収・検査の実施状況から見えた設計書、仕様書、設計額と納入・工作实际との納入・完成数量、単価変更、仕様変更、器材・工法変更、金額差異の財産管理の妥当性に関する事項、2、北本市新市庁舎及び（仮称）こどもプラザ建設工事に係る設計委託業務及び施工並びに工事監理、意図伝達業務委託の随意契約の妥当性に関する事項、3、防災倉庫の建設に係る不落後の随意契約の妥当性に関する事項、4、北本市新市庁舎及び（仮称）こどもプラザ建設工事に係る発注支援業務及び入札の妥当性に関する事項についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日は、7月27日の本委員会で決定したとおり、地方自治法100条第1項の規定に基づき、お手元に配付いたしました証人尋問についてのとおり、2名の証人に対し尋問を行います。

それでは、桂祐司証人に入室していただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時35分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

桂祐司証人におかれましては、お忙しいとこ

ろ御出席をいただきまして、ありがとうございます。  
本委員会の調査のために、御協力のほど  
お願いいたします。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねいた  
します。

まず、あなたは、桂祐司氏ですか。

証人。

○桂 祐司証人 桂祐司でございます。

○工藤日出夫委員長 続きまして、住所、職業、  
生年月日については、事前に記入していただき  
ました記入票のとおりで間違いありませんでし  
ょうか。

桂祐司証人。

○桂 祐司証人 はい、間違いございません。

〔「委員長、説明とかしなくていい  
んですか」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 これからやるんです。

〔「そうなんですか」と言う人あ  
り〕

○工藤日出夫委員長 はい。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人尋問については、あらかじめ文書でお渡  
ししたとおりであります。改めて私から、証  
人の尋問について御説明させていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第  
100条の規定があり、また、これに基づき民事  
訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。  
これにより、証人は原則として証言を拒むこと  
はできませんが、次の場合は証言を拒むことが  
できることとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等内  
の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれら  
の親族関係にあった者、証人の後見人または証  
人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判  
決を受けるおそれがある事項に関するとき、ま  
たはこれらの者の名誉を害すべき事項に関する  
とき、医師や弁護士、宗教的な職にある者など  
またはこれらの職にあった者などが職務上知り  
得た事実で黙秘すべきことについて尋問を受け  
る場合及び技術または職業の秘密に関する事項  
について尋問を受ける場合となります。

これらに該当するときは、その旨を申し出て  
ください。これら以外には証言を拒むことがで  
きません。もし、これらの正当な理由がなく証  
言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10  
万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人には、証言を求める場合には宣  
誓をさせなければならないこととなっております。  
この宣誓についても、次の場合はこれを拒  
むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、  
3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関  
係にあった者、証人の後見人または証人の被後  
見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を  
受けるときは、宣誓を拒むことができます。そ  
れ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした  
ときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられ  
ることとなっております。

以上が、証人が証言拒否等ができる場合の注意事項、罰則などになります。その内容は御承知いただけましたでしょうか。

証人。

○桂 祐司証人 はい、承知いたしました。

○工藤日出夫委員長 それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員御起立願います。

宣誓書の朗読を願います。

○桂 祐司証人 宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成29年8月7日、桂祐司。

○工藤日出夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印願います。

[桂証人 宣誓書に署名捺印]

○工藤日出夫委員長 御着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問しているときは着席のままです。お答えの際は起立して発言を願います。

また、証人席にメモ用紙、筆記用具を用意していますので、必要により御使用ください。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、重要な問題について証言を求めるものですから、不規則な発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

それでは、質問に移ります。

私からあらかじめ質問をした後に、順次各委員に質問をしていただくことといたします。

それでは、尋問させていただきます。

証人は、職業のほかに、何か公職につかれていますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 公職という範囲がどれかよくわかりませんが、せんだって民生委員、地区から推薦をいただきまして、多分4月1日付だと思いますが、あれは厚生労働大臣ですかね、ちょっと記憶が定かでないんです、を拝命いたしました。大臣名の委嘱状といたしましたかね、それをいただいて、現在はその、それを公職というんでしょうか、わかりませんが。あとは、個人的な仕事でございます。

○工藤日出夫委員長 証人は、北本市議会議員でしたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 平成7年に初の当選をさせていただきまして、連続5期20年間にわたって、当北本の市議会議員を拝命いたしておりました。

○工藤日出夫委員長 証人は、北本市議会議員時代、庁舎等建設特別委員会の委員をなされていましたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 最初の、例えば1期目とか2期目の、いわゆる第一次庁舎特別委員会というの

が、名称は定かではございませんが、そういったもので委員をやっていたのが1回。それから、その後、いろいろ景気の変動とか、いろいろな問題が、社会問題があつて、特別委員会がなくなりました。その後、今、最新のというか、この庁舎を建てた特別委員会というのがあったわけではありますが、そこにおきましても特別委員会の委員を拝命しておりました。

○**工藤日出夫委員長** 庁舎等建設特別委員会とは、新庁舎等建設にどのような役割を果たしましたか。

桂証人。

○**桂 祐司証人** すみません。確認ですけれども、庁舎特別委員会がということの御質疑ですか、私がということですか。

○**工藤日出夫委員長** 庁舎等建設特別委員会そのものの役割はどのようなものでしたかと、どういうふうに認識されていますか。

桂証人。

○**桂 祐司証人** はい、わかりました。庁舎等特別委員会、あれは私が承知している限りでは、伊藤聖治委員長が、ずっとなのか、ほとんどなのかわかりません。私は伊藤委員長の委員会だと思っていましたが、あ那时的の委員会で議論した内容、決めた内容等々はですね、最終的には執行部の判断となるわけでございますが、それぞれ特別委員会の委員長報告を各議会において報告してございます。

執行部といたしましては、そういった議会の特別委員会の報告でありますので、それをない

がしろに進むということはありません。いかな、どの辺まで判断されて、どの辺までそれを何というんですか、しんしゃくというのか、ちょっと表現がよくわかりませんが、それに従って行政を進めていこうという判断をしたか、私はわかりませんが、一定程度の特別委員会は庁舎建設に関して、議会としての何というんですかね、意見というか、認識といったものを示したものであると私は考えております。

○**工藤日出夫委員長** 証人は、庁舎等建設特別委員会の中では、どのような活動を主にされてきましたか。

桂証人。

○**桂 祐司証人** 私のそもそもの生い立ちというか—と関係ありますが、大学は芝浦工業大学を卒業しまして、その後、大手の重電機メーカーの図面書きをやり、営業をやり、その後、町場の建設関係の会社の取締役をやり、その後、私が今顧問となっている会社の顧問についたということで、30年来のですね、建設業界の知見というものがございます。

その中で、例えば特別委員会で方向性を決めるということになった場合はですね、私の持つておる建設の知識、そしてまた市民の代表である議員という負託を得ていたわけですから、それら市民のためにですね、私の知識がどのようにうまく使えるのかという立場から、個々について発言を申し上げておりました。

○**工藤日出夫委員長** 証人は、北本市議会議員時代、市の監査委員をされておりましたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 いつかという、正確には忘れ  
——資料そちらにあるかと思いますが、監査委員  
員を2年間務めさせていただきました。

○工藤日出夫委員長 先ほども証言の中で一部出  
てまいりましたが、証人は、北本市議会議員に  
なる前はどのような職業についておりましたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 大学を出ましてですね、先ほど  
申し上げたように重機、重機というのはあれで  
すね、日立とか東芝とかそういう関係でござい  
ます。そのですね、設備関係機器の設計をや  
ってまいりました。その後ですね、東京に、そ  
の本社の——本社というのかな、東京へ出まし  
て、そこで営業を、技術営業ですね。営業とい  
っても、技術がわからないものの営業というの  
はなかなかできないもんなんで、技術営業をさ  
せていただきました。

そして、いつかは、これもよく覚えてないん  
ですが、私の認識ですけれども、バブルのころ  
ということなんですけれども、バブルのころに  
ですね、私の実の親が北本で重機関係の会社を  
やっております、バブルですから、どんどん  
どんどん仕事が入ってくるということで、ちょ  
っと手伝ってくれということで、私は、大手重  
電メーカー、なかなかやめさせてくれないんで  
すよ。皆さん、サラリーマンの経験された方は  
よくわかると思いますけれども、大卒で幹部候  
補生ということで、金をかけて就職させたやつ  
を途中でやめさせるとは何ということだという

ことで、大騒ぎになったのは覚えています。た  
だ、その辺はいろいろ事情をお話をして、そこ  
を退職させていただきまして、身内が経営する  
重機会社の取締役として営業をさせていただい  
たということでございます。

○工藤日出夫委員長 証人は、北本市の監査委員  
をしていたということでございます。監査委員  
とは、住民に対してどのような職責を持っている  
委員でありますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 私の承知しておるところでは  
——すみません、なかなか監査委員になったと  
きは一生懸命勉強して、あれもこれもそれもと  
いうことで勉強して、その方針に従ってやった  
のは間違いはないんですが、今記憶している中で  
は、市民のために何ですかね、必要最小限のお  
金で、予算で効果を上げると。それには、例え  
ば会計法だとか、いろいろなもろもろの法令に  
従って、効果的な監査業務というんですかね、  
をしていくというような認識で、当時は務めさ  
せていただいております。

すみません、ちょっと細かいことはですね。  
一生懸命勉強しておったんですが、何せ議員の  
職を離れましてもう何年かたちまして、ちょっ  
とその辺は忘れてしまったというのもあります。

○工藤日出夫委員長 証人は、監査委員として、  
市政運営にどのような立場で監査に臨みました  
か。

桂証人。

○桂 祐司証人 当時の監査委員は、こういう立

場で臨んでくださいという、何か文書なりがあったはずですので、それに沿って、監査委員としての責務を全うすべく臨んでいたという記憶をしております。

○工藤日出夫委員長 証人は、監査委員に議会で承認された後、自分のブログで監査委員に就任した意気込みを書いているようですが、どのような意気込みを書かれていましたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 すみません。ブログですね——ブログじゃない、ホームページですね。ホームページの……

○工藤日出夫委員長 ホームページですか。

○桂 祐司証人 ホームページです。私、ブログやりませんので、ホームページですが、ホームページに書いたときの気持ちは、その書いてあるまんまだと思います。ただ、私、ホームページの業者とは、選挙を終えて、更新してございません。ですから、まだ残っているのならそれが残っているでしょうし、何せその業者さんとはもうおつき合いをしておりませんので、もしかしたら消されちゃったかもしれないということで、あえて。

皆さんもそうだと思います。ここにいらっしゃる方で——あ、そうか、落選をされて、また再選された方、高橋さんですかね。やっぱりね、議会落っこっちゃうとですね、しばらく一、二年間、何か議会のこと、詳しく見たり聞いたりするのが嫌だなという気持ちになるんですよ。それで、ホームページもお断りしまして、断っ

ちやっったホームページをですね、もう一回自分で開いて、見て、確認してと、そういう行為が私としては、気持ちがちっちゃい男なのかもしれませんが、非常にストレスになります。

議員をやめて2年間ぐらいですね、頭の中を整理しようということで、当時のことをできるだけ忘れるようにしましてですね。30年来やってない自宅の庭いじりをいたしまして、毎日外へ出て、コンクリートをこねたり、鉄骨を運んだりして、自分の外構工事をいたしました。おかげさまで筋肉もりもりで、元気になったんですけれども、そういう意味で、自分で自分の精神的なケアというかな、そういうものやってですね、一切昔の記録はあえて見ないようにしてございました。

ですから、まさに議員として拝命したことでありますので、そういう思いとかは、その場ではそういう思いを書いて、監査委員を拝命している2年間はそういう気持ちでやってまいったことは間違いない、これはもう間違いないはずなんです、その後、議員をやめてからのこの2年間は、努めて議員時代の思い出を思い返さないようにしたということございまして、当時どういう思いでやっていたかということは、ホームページの記述を、私にも見せていただいても結構ですし、持っていただけるのであれば、そのとおり、まさにそのときはそういう思いでやっていたと。でも、今、どういう思いですかと言われても、すみません、記憶してございません。

○工藤日出夫委員長 証人をお願いいたします。

証人は、聞かれたことに対しては、できるだけ簡潔にまとめて証言をしていただきますようお願いいたします。

証人は、平成25年5月に監査委員に就任され、その後の新庁舎建設、防災倉庫の随意契約が、監査委員として、予算の執行、財産の管理が、法令及び社会通念として住民が理解する公正で効率的な運営が確保されているかどうかについて点検をしましたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 委員長、点検ということについて、もう一回詳しく教えていただきたいんですが、どういう内容ですか、点検というのは。

○工藤日出夫委員長 監査委員ですので、随時監査は、常に監査ができる状況にあると思いますので、随時監査等を用いて、業務執行について検査をしたかということでございますので、そのことについてはいかがでしたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 御質問の内容は、防災倉庫ですかね。

○工藤日出夫委員長 新庁舎建設と防災倉庫が、監査委員が監査……

○桂 祐司証人 あ、新庁舎建設と防災倉庫、はい、わかりました。

新庁舎建設と防災倉庫の執行期間に関して点検をしたかというお問い合わせ——何だこれ、御質疑になるのか、御尋問になるのかわかりませんが、クエスチョンでよろしいですね。

それにつきましてはですね、監査委員なられている方もなられていた方もいらっしゃるのですが、御承知かと思いますが、2人体制でございます。1人が発議してできないということもないんだとは思いますが、私はですね、これ監査委員の事務局の多分議事録か何かに入っているはずなんですが、庁舎は大きいものですから、監査をいつかやらなければいけないんでないんですかというようなお話、私はした覚えはございます。ただ、そのときにはですね、まだ進行形でありますので、終わったら、しかるべきときにやったほうがいいんじゃないかと。終わったらということは、私の任期の外なんだろうなということを当時、感想として持った記憶がございます。以上です。

○工藤日出夫委員長 証人は、監査委員として、監査委員は独任制の仕組みになっておる。証人は、先ほども証言されましたように、建設業界または建設事務といったようなものに非常に詳しいということでしたが、1期工事終了後、2期工事に向けて、随時監査はしなかったのですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 監査委員会の中で、そのような言葉が出たという記憶はございません。ただ、私の記憶では、どこかの場で、ですから、1期が終わってからなのか、わかりませんよ。2期の途中なのか、1期の途中なのかわかりませんが、これだけ大きなものなんで、監査を、随時監査なのか、何監査なのか、私も忘れまし

たけれども、やるもんなんでしょうねというふうな発言はしたのは間違いございません。ただ、それは、発言して、ちゃんと終わってからだよねというようなことを多分言われて、ああ、そうですかという理解で、そこは終わったという認識でございます。

○工藤日出夫委員長 現在、委員会は、建設後の随時監査の報告を受けて、新庁舎建設の執行が不透明、不適切であるということで、調査を現在進めておるわけですが、証人は、この随時監査をしなかった何か特別の理由があったのですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 特別な理由はございません。私のところに入ってきておる情報はですね、特に何か問題があったというようなことは聞いておりませんので、問題がなければそのまま、執行部がですね、北本市の役所として粛々と進めておられるということでもあります。

繰り返しになりますが、やったほうがいいんじゃないのと私が申し上げたときに、終わってからでいいんじゃないかという意見がどなたかから出たので、それはそれで、私もそんなもんだなということで承知したわけでありませう。

○工藤日出夫委員長 それでは、質問を変えます。

証人は、平成15年6月議会の一般質問で、議員の口ききといったようなものを防ぐための規程をつくるよう提案していましたが、どのような趣旨で行ったのですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 これも平成15年の記憶でございますので、何とも申し上げようがないんですが、多分いろいろな議員がいろいろなところへ行って、いろいろなお願いなり、口ききというのは、政治的な、公務員がですね、いろいろな意見を行政に届けるということでもありますので、私はそれはそれでいいとは思いますが、それをですね、首長なり、そのときは首長と私は思っていたのだと思います。副市長でもいいんですけれども、そういうところに一元化してですね、どんなお話が、どこの部署にあったというのは、執行の長はあくまでも首長でありますから、首長の知らないところで何か話が進んでいたということのないように一元管理をするという意味で、多分、御提案申し上げたものではなかったかなという記憶でございます。

○工藤日出夫委員長 証人の一般質問を受けて、市民からの要望、相談事項等の記載に関する基準というものが平成15年7月に市長が決裁をし、市、県議、国会議員、元議員秘書といったような人たちが、こういう要望等の話が来たときには記録として残すというようなものができているわけですが、その後、証人は、職員等への働きかけを、こうやって記録として残すことで公正な行政運営を防止しようという趣旨で質問されていたんだろうというふうに推測するわけですが、証人は議員時代、一貫してこの趣旨に沿って議員活動をしてきましたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 そうだと思います。記録に残し

て、口きき、政治的な働きかけをした場合は記録に残すということは私が申し上げたことでありまして、ただ、それをやっているのか、やっていないのかという、その後のですね、執行部がちゃんとやっているのというフォローはした覚えはございません。言いつ放しだといえね、そういうそしりもあるのかもしれませんが、今、委員長おっしゃったの、私は覚えていませんが、15年6月にそういうことを言ったのであれば、それは間違いありませんし、やるよというような話が一時出たわけですから、多分それに沿って執行部は進んでいるものだろうなど。ただし、その検証はしてございません。

○工藤日出夫委員長 証人は、職員に対し、杭の工事について、特定の業者名を出して採用を働きかけたことはありませんか。

桂証人。

○桂 祐司証人 私の記憶するところでは、そういったことはございません。

○工藤日出夫委員長 新庁舎等及び防災倉庫の建設工事で、下請等の口ききをしたことはないか。

桂証人。

○桂 祐司証人 新庁舎等、防災倉庫について、下請の口ききということでございますが、個々にですね、どれをそうと言うのか、私にはちょっと判断というか、今覚えていないんですが、先ほど私の、一番最初にも申し上げたように、30年来の建設業の業界人との交流とかですね、意見交換とか、いろんな方とお会いしている中で、庁舎の工事が始まりそうだという

段階にですね、これは通常でございます。どこもそうなんでございますが、こういう大きな案件は建設新聞に出ます。

これもね、私の記憶なんですけれども、どこかの建設新聞に私がインタビューを受けて、このぐらいの記事になって、新聞に出た覚えがあるんですよ、それは今も覚えています。行きましたら、何で行ったかという、何で行ったんだか忘れちゃったけれども、行ったら、桂さんですかと、ちょっと話を聞かせてください。インタビューを受けて、写真まで撮られて、その記事になったんです。多分、これ私のホームページに載っていると思います。ホームページ確認してないんでね。載っています。

ですから、そういうことをですね、いろいろなところから、新聞などを見られて、私のところに御相談に見えた方はございます。直接という方もいます。市民から紹介されたという方もあります。そういうことで、そういう業者さんとお話をして、基本的には市内業者、その次は県内業者というものであれば、採用する、あるいは設計事務所であり、最終的には、当時はどこが落札するかというのは私は承知していませんでしたが、建設会社が採用を決めるわけでございますので、一般論としてなので。

ですから、特許物ということでなくてですよ、一般工法をおやりになる業者、容易に他業者に変更できる、要するに価格競争である、会社の能力の競争である、そういう競争性を保てるものであれば、こういう業者がいるので、話を聞

いてあげてくださいという程度の御紹介はしたという記憶がございます。

○工藤日出夫委員長 もう一度伺います。証人は、新庁舎建設等において、下請等の採用について口ききまたは仲介したことはなかったか。

桂証人。

○桂 祐司証人 先ほどの答えで答えになってないと思われるのかもしれませんが、先ほどの答えが全てであります。口ききとか仲介という、そうだと言えばそうなのでしょうけれども、私の認識としては、こういう業者がいらっしやると、ですから、こういう業者が御相談に行かれたら話を聞いてくださいということを申し上げます。

○工藤日出夫委員長 証人にお尋ねをいたします。いわゆる下請を元請に対して紹介をしていく、または市の職員に対して何かを圧力をかけていくといったような行為全体を通して、ただいまのように相談をしたらどうでしょうかとか、こういったものはどうでしょうかということが、そういった委員会として考えている口ききまたは仲介といったようなものに当たるのではないかという疑問があるわけですが、そのことについてはどういふことですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 私もその間、ずっと長い議員生活をしまして、これに関係する例えばいろいろな関係書、法規ですかね、それとか国家公務員、北本市は国家公務員ではありませんが、国家公務員の倫理規程などを絶えず私は研究しており

ました。友人にもですね、警察のOBの方、それから法律界の方などと、ちょっとわからないところはですね、御相談をしながら進めてきたわけでありまして、私は、口ききというのは口ききでよろしいかと思えます。ただし、圧力をかけたことは一切ございませんし、そのお話、御紹介を申し上げた内容は、こういう業者がいるのでお話を聞いてくださいということを、設計事務所にはお伝えはいたしました。

しかし、その当時はまだ、どなたが工事を落札するかということは、入札前でありますので、いわゆる請負業者にお話をしたことはございません。

○工藤日出夫委員長 委員会ではこの間、職員または関係者、そして事業者等からいろいろな証言を得ているわけでありまして。そういう中で、そういったものに類するような証言も出ておりますが、先ほど申し上げましたように、証人では宣誓をして証言をさせていただいておりますので、もう一度それに沿ってお伺いいたしますが、下請等の仲介をするようなことはなかったか。

桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、仲介というのが、何をもってしているのかわかりませんが、こういう業者がいるので話を聞いてくださいというお話は申し上げます。

以上でございます。

○工藤日出夫委員長 業者の名前を具体的に出して、下請に採用をするようにというようなことは仲介にはならないのか。

桂証人。

○桂 祐司証人 仲介と紹介がどう違うかというのは、私はよくわかりませんが、業者の名前を具体的に出した業者もあるでしょう、その業者が御挨拶に行くかもしれないから話を聞いてくださいというのは、間違いなくした記憶がございますので、それをどう思いますと言われましても、私はここは事実を証言する場と承知しておりますので、私のしたこと、経験したことは、こういう業者がいるのでお話を聞いてあげてくださいということでもあります。

○工藤日出夫委員長 個別のものについては、この後、委員からも尋問させていただくということで、質問を変えます。

証人は、北本市拠点防災倉庫の随意契約を締結するのに、直接・間接的にかかわったか。

桂証人。

○桂 祐司証人 そういった認識はございません。

○工藤日出夫委員長 複数の職員が参考人招致等で述べているが、防災倉庫の随意契約に当たっては、証人が施工者との間に調整に入っていたということであるが、かかわっていたのではないかという疑問です。

桂証人。

○桂 祐司証人 その件につきましては、私は全く調整に入ったという記憶というか、そういう行為をした記憶はございません。ただし、私の記憶から掘り出してみればですね、当時、防災倉庫でよろしいですね、委員長ね。

当時、防災倉庫に関しましては、県内業者が

対象であったというふうに記憶しております。

そして、大手と県内業者のJVは、もう既にこの本庁舎にかかっていたと。そして、その本庁舎が進んでいくに――すみません、長くなりませうけれども、これはちゃんと説明しないといけないので、委員長、ちょっとお許してくださいね。

工事をしているときにですね、その工事現場の向こうの端っこにですね、県内向けの防災倉庫をやると、これは議会の要望でもありましたし、執行者の判断だと承知しております。そして、県内業者向けに入札公告をして、入札行為をしたという、私は記憶があります。そして、それが不落だったということでもあります。

不落になるとどうしたらいいかということですが、今は違うのかわかりませんが、当時の私の記憶としては、不落であったら、もう一度図面を変えて、設計の金額を見直して、もう一度入札公告にかけて、そして入札を行うということでもありますので、常識的に考えても数か月、これは着工まで延びてしまうということで、私は議員としてですね、一番最初に基本計画、基本設計にありましたように、いついつの工期で、どこまでの工期で、日本一安く、かつまた安全な防災拠点をつくるというのが私の政治信条でもありましたので、私は、例えばそういう不落が起きたときに、突然ですね、隣で大手建設会社を中心とするJVが工事をしているから、これ、あんたやってくださいと言っているから、それはその建設会社も用意ができない、これは当然であります。というのは、こ

れまた今、基準が変わったかどうか知りません。当時の私の認識では、コリンズというですね、多分、国交省か何かの台帳にそこの監督は届ける。民間は、コリンズに届けなくていいのか、届けるのかわかりませんが、何個の現場も兼任できるんですよ。しかし、公共工事は1つの現場、どんなに小さな現場であっても1つの現場に1つの現場監督。

そして多分、皆さん思い起こしていただきたいのは、当時は非常に、発注した時期は安値で発注できましたが、急激にですね、工事が忙しくなった。私は、そういうことで建設業界におりますから、わかります。この建設業界の何というんですかね、空気を肌で感じている私としては、こんなところで監督の用意もない。なぜ監督の用意がないかと思うかというですね、普通の企業はですね、こういう現場が出たら取るよというので、営業会議で出します。そして、営業会議を工事のほうに渡して、工事のほうはこの監督とこの資材とこの人員でやりますよと、初めて応札するわけですよ。

そうして、応札した民間の企業が全部高かったのか、私はわかりませんが、不落になっちゃった。だからといって、今やっている建設JVにあんたやれよと言ったって、「いや、できませんね」と。例えば、監督がない、工期が合わない、どんな理由があるかわかりませんが、できませんねと言われたらどうするんですかと、それにはきっちりとした調査なり研究なりをして、当時のフジタJVですか、フジタJ

Vにお話をして、そしてできるものなら、それこそ会計法や諸般の法令に従った随意契約という形でやるべきじゃないのと、私ならそうするねというようなことは、どこかで言った覚えがございます。

ただし、今、委員長がおっしゃったように——何とおっしゃったのか忘れちゃったけれども、無理やりここにやらせるという話とか、私が中に入って調整するよという話はございません。だって、調整して何の得があるんですか、私に。こんなところに呼ばれるんじゃないかなと、終わったらこういうのもあるだろうかと、私はずっと思いながら数年間携わってまいりましたから。

ですから、こういうことは、普通一般、不落があったから、さっさかさっさか電話して、どうですかと、だめですよと言われたらもう終わりだよと、よくよく考えてやるべきではないんですかという、そういう私の意見は申し上げた記憶はございます。

以上です。

○工藤日出夫委員長 そのような意見は、誰に対して述べたということですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 すみません。そういうことで、さっきも申し上げたように、誰に言った。あのね、1年前ぐらいでしたら、そういえばあの人がいたとか、この人いたなというのわかりますが、誰に言ったかは覚えてございません。

○工藤日出夫委員長 石津市長にそのようなこと

を言っていないのか。

桂証人。

○桂 祐司証人 石津市長には、先ほど私申し上げたように、私の気持ちとしては、行く行くこういう委員会もあるのではないかと。それから、絶えず法律関係者、警察のOBなどのお話の中で、私はこうやってこの案件は進めていくという、それはもう決意したいものがありましたから、一切、石津市長にはお話しはしてございません。

○工藤日出夫委員長 市長が当時、桂議員が今、フジタと調整をしているので、その結果が出るまで待てと言われたと、当時の西岡副市長が証人尋問で証言をしているのですが、調整していたのではないですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 そんなことはございません。調整って、一体私がどういうことをするんですかということで、私は市長にもこういう報告をしたことがありませんし、調整をしたという記憶もございません。

○工藤日出夫委員長 防災倉庫が不落になって、これをフジタ・伊田のJVにこの請負を受けてもらいたいというような調整を証人がしていたということを当時、市長が副市長に言っているということです。調整は、それを調整または交渉をしていたのではないですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、調整、交渉は一切やっております。ただし、ですから、私は、誰

に向かって言ったかというのは今覚えてないと申し上げましたけれども、ですから、何でもかんでも不落になったから、隣でやってもらっている大手JVさんに頼めばいいってことじゃないよと。これは、要するに現場監督がいるか、資材が要は手配できるか、かつまた予定の範囲の金額でできるか、そういうことを十分考えて物事は進めるべきだという話は、市長にしたのかもしれませんが。ですけれども、私は今の記憶では、誰に言ったかは覚えていません。

ただし、自分で言ったことですから、全くこの工期が忙しいのにね、不落になっちゃってと。俺だったらいろいろなことを調べて、研究して、十分話を詰めて発注する。だって、普通、見積り期間って何か月って決まっているわけですから、入札は。ですから、そういうものを何でもかんでも省略をしてですね、発注者があんなんだから、受注者は言うことを聞けと、そういう私は態度であってはいかんとというようなおいきめの発言をですね、私は職員にしたのか、副市長にしたのか、市長にしたのかは記憶にございません。ただし、そんなことは言った記憶はありません。

○工藤日出夫委員長 かなり明確に副市長は市長から、現在、桂議員がフジタと随意契約を受けられることについて交渉または調整しているので、その結果を待てと言われたと、証人尋問で宣誓をして証言しているわけですが、そういうことになると、市長が勘違いをしていたというふうなことになるのですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 それは、この後、市長が呼ばれてですね、市長も宣誓をされて、どんなふうな御答弁になるか私はわかりません。副市長はそういうふうにおっしゃったのであれば、それはそれなんだろうが、どちらかの勘違いなのか、私はそういう——私も勘違いかもしれません。ただし、今言ったように、何でもかんでも発注者側だから、さっさかさっさか話をして進めていいものではないよ。それは、業界をよく知っている人間ですので、そういうところに注意をして、発注者だからといって横暴はしてはいけないよというような意味の発言をした記憶だけございます。誰に言ったかは覚えていません。

○工藤日出夫委員長 証人が監査の時代に建築開発課の定例監査をしているときに、証人が防災倉庫の随意契約についてはフジタとまとめたというようなことを言っていたのを聞いているというふうに、職員は参考人で述べているんですけれども、これも間違いということになるのか。

桂証人。

○桂 祐司証人 どのようなお答えをされているかわかりませんが、ですから、そういう私は何ですかね、この工事が一時迷走しそうなときに、そんなことをしていても工期どおりに物事はおさまりませんよと、そういうこと、今申し上げたことを、よく相手のことも考えながら、十分研究して発注すべきであるということを、誰に言ったか覚えていませんけれども、それを言って、うまくいったんだということを申し上げ

げたんだと思います。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、定例監査のときに、「防災倉庫決まってよかったね、私が調整したからね」という証言がありますけれども、この言葉は言ってないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 議事録にあるのであれば——それ議事録、ちょっと確認してください。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員、それは参考人の議事録だね。

○大嶋達巳委員 それは参考人の証言です。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、調整したからねということはそのことでなくて、そうやって何でもかんでも、不落だから、今やっているフジタJVに持っていけば仕事をやってもらえるよというのは大きな間違いですよと、しっかりと建設現場の監督の確保だとか、予算がね、だって、地元の業者が安いからやらないと言ったわけなんだろう。ですから、そういうこともよく考えて先に進むべきだというようなことで、私がそういうアドバイスをしたところ、やっとおさまるべきところにおさまったんじゃないかなという私の感想を述べたんだと思います。

ですから、調整と言った職員は……

〔発言する人あり〕

○桂 祐司証人 ちょっと待って、ちょっと待っ

て。ですから、調整といったことを言ったかどうかということは記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 職員は、みずから進んでフジタに防災倉庫の件で話をしに行こうとしてないんですよ。証人が仕向けたんじゃないんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 いや、それはわかりません。職員が、防災倉庫が不落だからといって、職員が動いて——何というの、話を聞きに行っちゃったということを捉まえたり、私が認識して言ったことじゃないですよ。不落だからといって、突然、どういうふうに行くかわかりませんからね、職員はね。どういうふうなプロセスを踏んでいくにしても、よく相手のことを、また、建設業界のことを考えた上で動く、私なら動くよと、動くべきじゃないのということを言って、職員がどんな動きをしているかというのは、私は一切知る立場にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 職員は、指示を受けてフジタに行っているんですよ。証人は誰かに言っているということは、証人が言った誰かから指示が行っているんですよ。その証人が今のことをしゃべったのは市長か、副市長じゃないんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 何かちょっと質問の意味がよくわからないんですが、もう一度よくそれ、ちょっとどういうことですか、よくわかりません。

○大嶋達巳委員 続けてください。

○工藤日出夫委員長 いいんですか。

証人ですね、我々もこの間、この防災倉庫の随意契約について、職員から何度も何度も聞いてきました。最初に市長に言われて、現場に当時のくらし安全課の職員が挨拶というか、できるのかどうか打診に行って、その後については、これを随意契約をフジタとするために交渉をしたという、話し合いをしたと言う職員は1人もいないんです。

そして、先ほど申し上げましたように、今、桂議員がフジタと話し合い、交渉、調整、いろいろあると思いますけれども、要するに契約に向けて働きかけを動いておりますから、それを待てというのが当時の市長の副市長への話です。ですから、当然それを待っていて、そしてなおかつ証言として、桂議員から、フジタ・伊田のJVは設計金額ぴったりでないといけないから、設計金額ぴったりにするということを桂議員から言われているというふうに、これも証言しているんです。

ですから、証人が何らかの形で、具体的にこの問題にかかわっていたというようなのが、委員会として調査してきている中からの見えていることなんです。ですから、我々はこのことをまとめたことが、どういう方向でまとめたのかということを今調査しているわけですので、非常に証人がかかわったのではないかという証言は極めて現実性があるものですから、今ここで確認をしたいということでございますので、していませんでしたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 再三の答弁になりますが、不落をしたときにですね、不落だからといって何もこちらで案を持たないでJVに行っても、それは無理でしょう。ですから、いろいろなことを考えながら進むべきだと、私だったらそうするよということを誰かに言ったというのは覚えておりますが……

〔「誰に」と言う人あり〕

○桂 祐司証人 覚えてないの。誰かに言ったかというのは覚えていませんが、言ったことは覚えていますが、自分の言ったことですから。ただ、誰に言ったか、どこの部屋で言ったかというのも、そういうわけで忘れてしまして。

それで、もう一つ、まとめたということに関しては、一切ございません。言ったことは言った。言ったけれども、ある意味、皆さんもそうなんだろうけれども、言ったら言いつ放しというときもあるでしょう。そういうことで、言ったのは事実。言って、それに付随する何かアクションを起こしたということは一切ございません。

○工藤日出夫委員長 中村委員。

○中村洋子委員 桂証人の言ったという事実は確かであり、その聞く相手というのは施主しかないですね。

〔「誰」と言う人あり〕

○中村洋子委員 施主である市長、あるいはそれを受ける副市長、どちらかしかありません。職員は、その指示を待って仕事をする、この中身

で承認を受けております。言った相手をわからないということで証人は通すのかどうか、ぜひもう少し考えてみてください。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、言った内容は私が経験したことですし、私の口から出たことなんで、覚えていましてと言っても、当時のこと覚えていないんですよ。一生懸命、黒澤議長からの出頭要請書が来て、そういえばあのとき何か言ったよな、何か言ったかなということを思い出して、一生懸命ない頭をですね、選挙終わって、いろんな議会のことみんな忘れちゃおうとって忘れたのにかかわらず、一生懸命思い出しました。ですから、そんなようなことを言いました。

ただ、今もそう思っていますよ。建設に携わる人間として、不落になったから、すぐに誰かにちょっとおまえやれって、こんなことは国交省の通達からもやっちゃいけないことでもあります。それは当然、建設業に携わる人間であればね、ある程度の期間をもってお願いをするというのは当然なので、その当然の理屈を言ったというのは間違いのない、覚えている、今もそれは言います。ただし、誰に言ったかというのは覚えてない。

ただし、その辺の——その辺のと言っちゃ失礼ですけども、普通の職員に言ったのではないと思いますよ。だって、どこで言うのよね、それね。わざわざその部屋に行って、おい、おまえ、これしちやいかんぞと、そういうふうなね、いわゆる建設業界の常識論ですよ。不落に

なったからって、隣で大手ゼネコンがやっているからって、持っていけば受けてもらえると、そんな簡単なもんじゃありませんよということ、職員には言わないでしょうね。言われれば、その職員が言われたと言うでしょうから。

ですから、すみませんね、申しわけないんですけれども、誰に言ったということは記憶にないのでございます。

○工藤日出夫委員長 中村委員。

○中村洋子委員 会話をして通じない相手には話をしないというのは了承することですけれども、話をして通じる相手に話をしたということの確認でよろしいですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 だから、それも含めて、誰に言ったかはわかりませんが、内容的には、ですから、調整をするよとか、そういうことは一切言っておりません。私が言ったのは、当然、建設に明るい人間というのかな、建設のことをわかっている、入札のことをわかっている人間は誰しも思うことでありまして、何というんですかね、不落になったから、あんたやってと、そんな簡単な話で受けるような建設業界じゃございませんよと。

だって、現にフジタはこんなに大きなもん、もう受注しちゃっているんですから。言い方悪いですけども、おまけみたいなね——おまけみたいなと言ったら何か怒られるかも、私議員じゃないからいいけれども、それは悪口だって言われたい。おまけみたいな防災倉庫をとって、

何が名誉になるんですか。ですから、大手ゼネコンが欲しいものはもうもらっちゃったんだから、そういう意味では、おまけでやってもらうような形になるわけですから、それをぱっと持って行って、これやってと、できませんと言ったら、もう一回図面を書き直して、2か月ぐらい後に入札をするんでしょうから。

ただ、2か月たって入札をして、今度は誰かがとってくれるのかもしれませんが、それをすることが多くの市民の、決して工期が長くなっちゃうし、防災倉庫だけがちやがちやがちやがちやあっちのほうで工事をしていて、なかなかオープニングにならない。これは大きな視野からして、ちっとも市民のため、庁舎建設のためになってないという気持ちからですね、そんな簡単なもんじゃないですよと、私ならしっかり調べてやるけどねというようなことを申し上げたということであります。

○工藤日出夫委員長 中村委員。

○中村洋子委員 不落入札は、どこで、いつ知ったんでしょうか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 不落入札はね、私もう全然記憶がないですけども、何だかとれなかったんだってというのは聞きました。

それで、これね、私もすごい恥ずかしい話なんで、今言いますけれども、皆さんも覚えてらっしゃると思いますけれども、県のすぐくお利口な課長がいましたよね、財政課長かな、若くていい男。彼のところへ私聞きに行ったんです

よ。何だって不落だったんだってと。それについて教えてよと言ったら、「いやいや、桂議員ね」と、落札した情報は教えられますよと。

「でも、不落というのは、まだ落札してないんだから、この辺の情報は一切教えられないんですよ」と言われたの、今覚えています。それは、あそこの市長室の隣のあっちの財政課のカウンターの廊下入って行って、ちょっとちょっと課長、これどうしたの、不落なの、教えてよと言ったらね、概要をね。そしたら、「いいえ、教えられません」と。不落というのは、もう一回入札する可能性があるの、この情報は一切だめ、もちろん設計価格もですよ。

そういうことなんで、私もそこですごく恥ずかしい思いをしました。というのは、自分でね、もう二十何年間、建設業をやっていて、こういうことには俺が一番明るいと自負していたのを、財政課長にぱかと言われて、「桂議員、何言っているんですか」と言われて、どうも失礼いたしましたと言っ、すごすご引き下がったのは覚えております。でも、そんな思い出しかありません。

○工藤日出夫委員長 中村委員。

○中村洋子委員 その直後にお話ししたんではないんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、その辺の時系列的なことは一切記憶にない。私は、ですから、この問題をずっと思い出して、そういえば不落になったんだってね、どんな感じだったのって聞き

に行ったら、財政課長にももの見事にそういう情報は出せませんと言われて、あーあと言って帰ってきたというのは、すごい印象として残っていますけれども、だからといって、そんな情報もない男がですね、中に入って何の調整をするんですか。

ですから、建設論、一般としてね、不落になったものを軽々にゼネコンに、いわゆる今受けているフジタJVに頼んだってうまくいかんよという話はしました。その課長にはしていませんけどね。

○中村洋子委員 はい、結構です。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 証人に確認をさせていただきます。

証人のほうから、同じ敷地内で工事、当時庁舎の建設をやっていたフジタ・伊田JV、監督員など、そういった人の問題、証人もきょう、お話の中でその件も話しさしていただきましたけれども、証人のほうから、JVのほうに不落後お話をしてみたいかがかといことは執行部のほうにしないということよろしいでしょうか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、JVにしろとかですね、どこにしろと言ったという記憶はございません。何度も言うようですけども、不落になっちゃって、このままぱっとJVにお願いに行っちゃって、簡単になるものではないよと。JVに聞けと言ったのか、設計事務所に聞けと言っ

たのか、その辺については記憶にございません。

そして、私がJVのこの敷地に入って行って、監督とかと話したということも一切ございません。というのはね、ここで聞かれたから言っておきますけれども、私はこの工事期間中、私という立場ですから、いろいろな皆さん目で見られると思いますので、庁舎特別委員会で、みんなで見学会があったときに行ったというのがまず1つ。そして、会派ですね、1回だけ、一番最初のころかな、何だか、庁舎何とか室という担当の室をお願いをして、それで職員も同伴して現場事務所をのぞきに、現場事務所というのはあれですよ、現場を見に行くと、この2種類しかございません。ですから、何かそういう動きとか調整とか、一切ございません。

ちょっと質問の趣旨と違っていたから、ごめんね。

○工藤日出夫委員長 いいですか。

今、証人は、設計事務所にも相談をしたらというようなことをアドバイスというか、言ったということを今証言しておりましたけれども、証人が設計事務所にこの随意契約の話をし、そして設計事務所がフジタ・伊田に話をしたということではないんですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 それについては、私は承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 先ほどの証言で、業者への配慮をしろとアドバイスをしたというふうに証言されました。その配慮のある交渉を誰が行う

というふうに考えて、証人はアドバイスをしたのですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 すみません。委員長、もう一回お願いします。

○工藤日出夫委員長 先ほどの証言の中で、業者への配慮をしろというふうに執行部の誰かにアドバイスをしたというような証言をされました。その配慮のある交渉というのは誰が行うということを考えて、証人はアドバイスをしたのですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 交渉につきましてはですね、行政という組織でやっているんでございましょうから、私は行政マンじゃございませんので、私のこういった発言を受けて、しかるべき人間がしかるべき市の内部組織の中でやっていくんであろうと、また、それを期待して申し上げたわけであります。

それと、委員長、申し上げておきますけれども、業者への配慮って、配慮ということでないですよ。国交省の告示なんか決められているような入札期間だとか、そういうものに配慮をして、何もそんなことも考えないで業者にやれと言っても、それはできませんよと、そういう法——それは法律ないかな、規則ですかね。規則とか国交省の通達などに配慮をして、発注者だからといって業者に何というんですかね、業者から見れば高い立場から、上から物を言っているようなことでは、みんなで庁舎をつくる

ということではできないので、そういう法令とか規則とか告示とかに配慮して進めてほしいと、私ならそうするというを言ったんでございますんで、その辺を間違いのないでいただきたい。また、私の答弁がそんなふう聞こえたのであれば、今ここで訂正をさせていただきます。

ですから、戻りますが、そういった私がアドバイスなり、私の意見を申し上げたときに、北本市として、行政としてどういうふう動くかということは、私の権限の及ぶところではございませんので、まあ頑張っただけというところしかありません。

○**工藤日出夫委員長** 今のように、かなり専門的な部分で配慮が必要だというような証人のアドバイスであれば、逆に言えば、このようなことについては証人しか、ある意味では交渉できないのではないかと。

桂証人。

○**桂 祐司証人** 世の中の設計事務所も世の中の建設業者も、私よりももっとも優秀な何というんですか、1級建築士や資格を持った方が大勢おります。ただ、私が設計事務所や建設会社よりも何ていうんですかね、まさっていると言うつもりはありませんが、よりも違うところは、そういう専門技術はまあまあ、こんなこと言っちゃ失礼ですが、議員の皆さんより私のほうが専門的な知識とか知見は——これしようがないですよ、歴史ですから、威張って言うわけじゃありませんけれども——あります。

そしてまた、北本市に50年以上住んでいたと

いう事実もあります。そして、昔の庁舎に、平成7年に当選してから何十年間、庁舎を使わせていただいたという事実もあります。建設がわかっている市民である、庁舎も使っている、そしてまた政治に携わる人間であるということで、そういった政治的な、かつ地元特異の事象について、私から意見とかいうことはありますが、事専門になればですね、その意見を聞くのか、聞かないのか、参考にするのか、しないのか知りませんが、あとはプロの世界の、プロの仕事であると私は信じております。

○**工藤日出夫委員長** 当時の状況を、これまでの参考人招致等でさまざまな意見を聞く限りにおいては、不落後においては大変行政内の事務も混乱をしていたようで、非常にどのような対応するのかということでは、それぞれの中で話し合いも進めていたということでもありますけれども、今のような形で、ある程度の業者に対する配慮を持ちながら交渉できるというのは、これはもう職員にはできないということであれば、証人がやるしかなかったんじゃないのかというふうなことですが、証人はいかがかと。

桂証人。

○**桂 祐司証人** それはね、笑っちゃう話でね、絶対ございません。私はそんな能力はございません。これはもう断言いたします。もう私の能力を超えて、要はちゃんとお金もらって、事務所なり建設会社はやっているわけですから、ちゃんとしたですね、プロの仕事をしていただくと。そして、そのプロの仕事は誰に対してして

いるのかというと、私に対してしているわけでもなければ、議会に対してしているわけでもなく、北本市という執行部に対してその仕事はやっているわけですから、その執行部の——執行部内がどうなっているか、私はわかりませんよ。執行部内の判断で、そして委託をしているそれらの関係業者と皆さんである1つの何といいましかね、答えを出していったということだと思っております。

○工藤日出夫委員長 最後に、確認をいたします。

北本市拠点防災倉庫の不落後の随意契約については、証人は、フジタ・伊田JVが契約を受託するための働きかけまたは交渉、または調整といったようなことは一切していなかったということでもいいわけですね。

桂証人。

○桂 祐司証人 働きかけ、交渉、調整をした覚えは、私の記憶には一切ございません。

○工藤日出夫委員長 それでは、質問を変えます。

証人は、石津賢治前市長と信頼関係が厚いとの証言があるが、どのような関係であったのか。

桂証人。

○桂 祐司証人 それまた何かよくわからない、漠然なお話でありまして、何か、私ちゃんと答えませけれどもね、この100条に関係あるのか、ないかなというような私は感想を持つてありますが、そうですね、私も今、浪人でありまして、選挙に落ちた人間に——高橋さんもわかると思うけれども——寄り添って一生懸命協力してくれる人、これはね、やっぱり一番、私もこ

うなってみてよくわかりました。それは、当選しているときはいろんな人来ます。いろんな方も御相談に来ますが、そうじゃないときにお話を聞いたり、いわんや、一緒に応援するよと、政治活動をともにするよという人は、やっぱりなかなか得がたいものであります。

多分、御質問のですね、市長と私が信頼関係が厚いようだがということは、多分それはね、最初に市長が——市長と言っちゃいけませんね。前市長石津賢治さんが1回目に出た、1回目に出たときはね、私はね、諏訪善一良さんを応援していたんですよ。そして、破れて4年、2回目に出るというときに、私は全く没交渉でありましたから、石津さんとは交渉はなかった。あるとき、三宮幸雄、今も議員さんですね。三宮幸雄さんが私のところへ見えて、石津さんが桂さんにも応援してもらいたいと言っているよということで、私はね、そこで感心しまして、私のような者でも手伝ってくれと、一緒に協力してくれと言うのであれば、当時、次点でしたからね、市長選挙では。

ですから、そのころ一緒に——よく市長言いますよね、あの当時応援してくれたのは桂しかいないと、それなんだと思います。

それはね、委員長、ごめんなさいね、こういう話ですから、ちゃんと事立てて話さないとあれなんで言いますけれども、当時、私、議員2期目でした。そしてですね、いろんな委員会の委員長——いろんな委員会じゃなかったかな、委員会の委員長を首になりました。理由は、石

津さんを応援しているからということであり  
ます。

そして、ここに岸さんもおられますが、当時、  
公明党と同じ会派も組んでおりましたが、会派  
出て行ってよねということでもあります。です  
から、私は会派を離脱して1人になって、そし  
て委員長だか何か、何かやっていたんですよ。  
それもやめさせられたという言い方はあれな  
んでしょうけれども、自分からやめたことな  
ってありますから、辞任して、それでも私は  
石津さんと政治活動をしました。石津さんは  
こう言いました、「桂さんいいの、これで」と。  
いや、構わないよと。別に死んじゃうわけ  
じゃないんだから、私はあなたを応援すると  
決めたんだから、1回決めたのを右行ったり、  
左行ったりはしないということで、応援を  
させていただきました。

ですから、多分、私は知りませんよ、何  
だか信頼が厚いのかわかりませんが、彼は  
そこを私を買ってくれて、私の言っている  
ことは、でも、聞かないですよ。ずっと頭  
の中には入れてくれる、だけれども、いい  
か悪いかは、さすが東大出の秀才であり  
ますので、自分で判断する。聞かないとい  
うのが最たるものは——全くすみませ  
ん、これ話が変わるかもしれませんが、新  
駅の住民投票、あれだけ私は言っても、  
言うこと聞きません。ですから、言う  
こと聞かないのは聞きません。私の言  
うことを全部聞くとしたら大間違いです。

しかし、私は、市長に私の意見も言  
ったことないです、ある意味。誰かに聞  
かれました。桂

さん、市長こうなんだから、桂さんが注  
意して、こうしてよと言われたけれど、私  
は本当に1回も言ったことはない。ただ、  
市長が言うことを、そうだね、そうだね、  
あなたが考えるならそうだね、それでい  
いんじゃないのと。何かね、カウンセラー  
のような立場だったかもしれませんが、そ  
ういう意味では、はたから見たら、信頼  
厚く、何か2人で考えていろいろやって  
いるのかなと思われるかもしれませんが、  
事実、私の認識はですよ。いや、市長は  
どういうこと言いかわかりませんが、私  
の認識はそういうことでもあります。

○**工藤日出夫委員長** 証人は、庁舎等建設特別  
委員会で、自分のことを裏の市長と言っ  
ていたということを聞いた者が、この委員  
の中にもいるわけですが、当時の裏の市  
長とはどういう市長のことをいうのか。

桂証人。

○**桂 祐司証人** 何かいろんな方が私を  
そう呼んでいたかもしれません。また、こ  
れ議事録に載るから、私あえて言っちゃ  
いますけれども、この庁舎を桂離宮と言  
っている人がいるということも聞いてお  
ります。でも、私は自分で言いません。  
ですから、そういうことを言われたこと  
があるんだよということは言ったかもし  
れないですけれども、自分からそんな  
こと言っただけで、何の得があるんです  
か。ただし、自虐的にですね、こんな  
こと言われているんだよねと言ったこ  
とはあるかもしれない。それを聞いた  
人、桂さんは何か裏の市長と言っ  
ているよとか、何か

この庁舎、桂離宮って言っているよというのはあるかもしれませんが、私の自発的に話したということじゃなく、私はこう言われているんだよねということを申し上げたということだと記憶してございます。

○工藤日出夫委員長 なぜ、当時、裏の市長と仮に言われたとすると、言われるようなことになったというふうに証人は考えているか。

桂証人。

○桂 祐司証人 いや、全く思い当たる節がありません。ただし、全ての議会の動きを見れば、私がこれはいいなと思って賛成したものは市長も出してくれますし、でも、ですから、それはね、もっとそのストーリーのためにする話であって、一番大事な北本市の新駅をどうするかという話でね、私はやめろって、市長は絶対やるって、そんな裏の市長いますか。私は、今もって、それは北本市の最大の政治的な間違っただと判断だと思っておりますが、そこをね、裏の市長だったら、私も一緒にやりますよ。

ですから、何か仲がいいし、そうなんじゃないのと言われているのかなど。それも、私もそういうふうに言われているんだよねと、自虐的に言ったのかもしれませんが。ですけれども、全く一番大事なところで、まさに180度違う答えを出すわけですから、私はなぜそんなことを言われるのかということが理解できません。

○工藤日出夫委員長 そういうことを言われたり、または言うということは、市長ではないが、市長と同じ権限を持っているということを意味し

ていたのではないか。

桂証人。

○桂 祐司証人 市長ではなく、市長と同じ権限を持つということはどういうことかよくわかりませんが、そんなことは私はないと承知しております。

○工藤日出夫委員長 市長も業者も、証人の言うことは何でも聞き入れていたということなのか。  
桂証人。

○桂 祐司証人 市長が私の言うことを聞き入れたということは、ですから、多分ね、ないです。私は、市長にあれをしろ、これをしろと言って、何かさせたことは一切ありません。ただし、市長がこれをやりたいんだよねと、例えば政治の話で、これをやりたいんだよねと言ったときは、ああ、どうぞと。市長は市長なんだから、私はただか20分の1の議員です。市長は、北本市で市長として選ばれた市長であります。ですから、市長がやりたいと言うことは、やってみればと。そういうことで、議員としては——私が理解できればですよ、理解できることであれば、議会は賛成か反対を議決する場ですから、賛成ということでもあります。

ただし、今思い出した。新駅のほかにも、何かみんなを、小学生だか中学生だかを海外に行かせるとかね、そういう話もありました。そういうのは、もうすてっぺんから、俺は反対だよって言いましたよ。ですから、何でも私の言うことは聞くとは思ってないし、逆に、私は市長の言うことも聞かないし、ただし、年が近いか

らなのか、発想が似ているのか、思想が一緒なのか分かりませんが、方向性は似ているというのは間違いないと思います。でも、それだけだと思います。

○工藤日出夫委員長 庁舎等特別委員会だけでなく、証人は業者等にもそのように言われていたことはあるのか。

桂証人。

○桂 祐司証人 業者が私に、面と向かってそのようなことを言ったということはございませんし、聞いていません。

○工藤日出夫委員長 石津市長は、自分では業者等を下請に紹介することができないから、証人がかわりに行ったということはあったのか。

桂証人。

○桂 祐司証人 それは一切ございません。というのは、何度も申し上げますように、私がこうやって議員をやっている間はですね、関係の法律、それから警察のOBの方、それから法律専門家の方、常々いろいろ意見交換をさせていただいて、どんなことが問題になるのか、どんなことができるのかということ、絶えず私は自分を律しておりましたので、ですから、そういう法律に違反するようなことは一切ございません。ですから、市長から何かああしてこうしてと、こういう者を紹介するからよろしくねと言われたことは一切ございません。

○工藤日出夫委員長 証人が裏の市長と言われるのは、石津市長のある意味弱みのようなものを知っていたからではないかというようなことが

あるが、事実か。

桂証人。

○桂 祐司証人 よくそういうおもしろい質問が出ると思うんですけども、それはそれで質問ですからお受けしますけれども、市長の弱みですかね。市長の弱みというのは、皆さんが思っているぐらいの弱みじゃないですか。すぐかっとするかね、そんなの——あれは弱みじゃないか、あれは性格か。ということで、個々の、市長が何というんですか、私に、おい、市長、おまえの弱みはこれだと、これを公開されたくなくば、これこれ俺の言うことを聞けというようなですね、そんなことは一切ございません。まさに、何でそういうようなわけのわからない質問が出るのかということ自体、ふざけた質問だなと私は——私一般市民ですから、そんな意見を言いますけどね。議員だったら言わないけれども、とんでもない質問だと思います。

○工藤日出夫委員長 証人を通して、石津市長に金銭が渡されたということはないか。

桂証人。

○桂 祐司証人 私ももらっていませんし、もらってない私から市長に渡すということも一切ございません。

○工藤日出夫委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、株式会社安井建築設計事務所を知っていますか。

○工藤日出夫委員長 証人。

○桂 祐司証人 知っております。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 安井建築設計の誰を知っていますか。重立った人五、六人の名前を教えてください。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 私が知っているのは淀川さん、あとはね、重立った人5人も知りませんね。木村さんというのが、この工事が始まって知ったんですけども、芝浦工大の多分後輩だったかな、あとは承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 一番初めに知り合ったのは誰ですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 淀川さんであります。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 淀川氏とは、いつからの知り合いですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 記憶にございません。ただし、記憶にございませんと私逃げるつもりもないんですけども、庁舎が始まる前かな——違うか。グリコのころ、知り合いました。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 淀川氏と知り合ったきっかけは何ですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 多分ですけども、淀川さんが来られたんですよ。何で来たのかなと思ったら、建設新聞、さっきも言いましたけれども、私、顔写真入りで建設新聞に載りまして、それなんで、私も建設の営業をやっておりますから、営業マンたるものですね、いろんなところにアンテナを張って、そういうところにいろいろ情報をとりに行くというのは当然のことです。淀川さん自体は、来られるまでは知りませんでした。ただし、安井設計事務所、そのほかですね、日本の名だたる設計事務所は、ほとんど私の大学の先輩もおりますし、後輩もおりますので、皆さん方、建設業界に関係ない人はあれまと思うかもしれませんが、ある意味、私も設計事務所に入ろうかなと思っていた人間ですから、何の身構えることもなくね、来られたので、何ですかという話。多分きっかけは、新聞か何かを見て来られたんじゃないかな。聞いたことありませんよ、何で来たのって。そういうことだと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 淀川氏は、どのように声をかけてきましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 北本に庁舎の計画があるようなことを新聞で聞きましたと。桂さんは建設に詳しいいんでしょうから、何かあったらアドバイスなり、御意見を伺いたいということを書いてこられました。ただし、いいですか、そのときに、

まだまだね、それいつだかわからないんです  
ませんね、記憶にないんでごめんなさい。

ただし、そのころですね、庁舎はまだ、どう  
なるかもわからない感じだったんだと思います  
ね。基本計画をやっているときだったのかな。  
御存じですかね、基本計画、この5階建てぐら  
いの図面がばーんと出てきた、その多分お願  
いしている、要するに基本計画を作成している  
時期だったんですよ。ですから、それより前な  
んですね、庁舎を始める前。

それで、今、何でグリコと言ったかという  
と、いろんな話をする中で、安井さんがグリコの、  
何だろうなあれは。グリコさん自体は、大手ゼ  
ネコンさんの設計施工一貫なんですよ。設計施  
工一貫ということは、設計もすれば施工もする  
ということで、非常に施主にとってはあんまり  
よくない、書いた人がつくっているわけだから。  
だから、そんな話をして、そしたら安井さんは、  
安井さんの社長とグリコの江崎社長がどこかの  
高校だかの一灘高といったかな一同窓生だか、  
先輩後輩ということで、安井設計の営業で何と  
いうのか忘れちゃったけれども、何ていったけ  
かな、ローマ字のSMCといったかな、何だか忘  
れちゃった。ごめんね、それはわからないので、  
皆さん調べてもらえばいいんですけれども、設  
計監理をさらに監理するという感じなのかな、  
そういう業につかれています。わかりますか。

〔発言する人あり〕

○桂 祐司証人 第三者監理みたいな感じ、そこ  
にもうなられていたんですよ、そのときは。そ

れなんで、多分、北本の、私そういうことで、  
当時、皆さんもそうだと思いますけれども、い  
ろんな方からいろんな陳情とか政治的な相談を  
受けられるでしょうから、北本に本社がある新  
日本ガスさん、これがグリコさんに入りたいと  
——入っていたのかな、参入していたんだと思  
うけれども、もっとよりいっぱいガスを売り込  
みたいというような話があったように記憶して  
います。

それで、私は、だから、先に安井さんに、安  
井さんからお願いされたんじゃないかと、私、そ  
ういう業者だったら、地元の企業があるので、  
それこそこういう会社があるんで、よろしく話  
し聞いてくださいと、逆に私が紹介したという  
記憶はございます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 淀川氏は、プロポーザルに参加  
したいので御挨拶に参りましたと証言していま  
す。間違いありませんか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、間違いはないと思いま  
す。時系列的にはそんなころでしょうね。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 安井建築設計は、証人に対して  
何を求めていると感じましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 先ほども違う答弁で申し上げま  
したけれども、私が議員であるということで、  
政治的な庁舎のありようというのは、私がわか  
っているだろうと。それから、大学、それから

その後の建設業界をずっと生きてきた人間として、建設にはプロではないですが、明るいんだろうと。それから、50年間北本に住んでいるということで、北本の特性をよく知っているだろうということで、私に対しては、どんなものがこの庁舎の回答なのかということの糸口を求めて、プロボに参加するので何かお話が聞かせんかといって来られたのかと思います。

加えて、次の御質問にあるのかもしれませんが、加えて、当時は、全然覚えていません、いつかは全然覚えていませんが、その他の大手設計事務所も私のところに、大学の先輩であるとか後輩であるとか、いろんなことを言われながら、北本市民と言った方もいたかな。何かよく忘れましたが、どんな会社が来たかというのは今は忘れましたが、複数の会社が同じように、何で俺のところへ来るのかなと思ったんですが、新聞に載ったから来たのかなと思いましたけれども、桂さんの庁舎に対する思いを、それこそ思いですよ。建築学としての、私が庁舎に考える思いを教えてくださいと、語ってくださいと行って来られた記憶がございます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 安井建築設計とつき合うことで、証人はメリットがあると感じましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 つき合うことでメリットというのは、別に感じていません。結局、さっき申し上げたように、プロポーザルに参加しますよということで、私の話を聞きたいというのは、当

時、大手の設計事務所が数社見えました。そして、どれが通るかわからないわけですから、その方もプロボに参加するかどうかはわからないわけですから、その方々に私が思う庁舎はこうあるべきだと、北本市民にとって庁舎はこうあるべき、例えば言えば、安くつくれとか、低層でやってほしいとか、いろいろありますよ。環境に配慮した、エネルギー使わないのにしてくれと、最新のにしてくれというような意見は、全て設計事務所に平等にお話をしました。

というのは、後で、ああいう業界狭いですからね、業者同士で会って、何だ桂、おまえのところには言ったけれども、うちにはこれしかと、そういう私は取捨選別はいたしません。でも、私の思いは平等に述べさせていただきました。ですから、安井さんが来たときに、安井さんに何か期待をして、この人だけ頑張ってもらおうとか、ほかの業者にはということは一切ございません。皆さん、私の意見をどういう思いで聞いていたかわかりません。真摯に聞いていたのか、そんな田舎議員が何言っているんだと聞いていたのか、私はわかりませんが、私としては、お訪ねになった方に、私の建築学としての思い、そして市民のために庁舎はどうあるべきかというお話はさせていただいたという記憶がございます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 大手が数社来たというのは、どこの設計会社ですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 今申し上げたように、覚えてないということであります。最終的に、ですから、残った安井さんは間違いないんですけども、その他にどこが来たかなという感じでございます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 大手の設計会社は7社しかなくて、証人の知り合いが入っているところばかりだと言っていました。わかるはずじゃないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 7社のうち何社かが来たと言上げましたし、私の知り合いが入っていると言ったんじゃないですよ。皆さん来られるときには、芝浦工大の何期生がいるんですよ、うちの会社。それはいますよ、私の芝浦工大の卒業生は、設計全部いますもん。だから、そういう意味では、だから何ということでありまして、教えてちょうだいといえ、はい、はいと私の意見は申し上げたつもりであります。それは排除の論理でなくてね。ただし、相談に来られた方がプロポーザルに参加したかどうかは、私は知りません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、淀川氏に対して、自分の立場を説明しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 どういう立場を、どのように説明したかということですか、ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、淀川氏に対して、自分の経歴を説明しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 私のね、今はそれこそ閉鎖されたか、あるかわかりませんが、ホームページに芝浦工業大学卒業と書いてあります。それから、多分ホームページに、先ほど来申し上げている建設業界新聞のアンケートが載っております。ですから、相談に来られた方は、皆さんそれぐらいは見て来るんじゃないかなということで、あえて私の経歴はこうでございますという必要もなく、お話を聞いたような記憶がございます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、淀川氏に対して、建築に詳しいことを説明しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 普通、会話をしている中でですね、俺建築に詳しいんだよと言ったって、向こうは1級建築士とか1級管理施工技師とかね、1級何とかですから、釈迦に説法じゃないですが、俺建築に詳しいんだよということは、そんなの恥ずかしいです、言いません。ただし、向こうが、さっきも言ったように、北本の議員であり、北本に50年来住んでいる人間であり、政治的な背景をです——今言いながら思い出した。

庁舎特別委員会で——違うな、そうじゃないな、何だっけな。何か忘れちゃったけれども、ど

こだか忘れましたが、私は低層の建物がいいと言っていて、何か構想の案が1回出てきたんですよ、プロポの前にね。

そして、それどんどん話が進んでいくんですよ。安井さんが空気をうまく下から上に上げて、何というんですかね、換気をするので吹き抜けをつくったと。その吹き抜けをですね、豪華な吹き抜け庁舎といって、チラシに書いて攻撃した。でも、それはその方の思いですから、それもまた政治家としてはね、受け止めなければ、私、今政治家じゃないですけど、当時、政治家として受け止めるべきだなと。相手の方も政治家ですから、そういう話があった中に——あれ、何の質問でしたっけ。ごめん、もう一回。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 もういいです。次の質問に移ります。

○工藤日出夫委員長 じゃあ、お座りください。

○桂 祐司証人 そうなの。どうでもいい質問ならしないでください。

○工藤日出夫委員長 そういうことは言わないでください。

○大嶋達巳委員 証人は簡潔に答えてください。

証人は、淀川氏に対して、石津前市長との関係を説明しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 聞こえなかった。もう一回言って。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、淀川氏に対して、石津

前市長との関係を説明しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 説明していません。説明する必要がありません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、淀川氏に対して、庁舎建設に影響力があることを話しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 影響力があるとかないとかはね、それは皆さんが見て、私が影響力があったとかなかったとか、あるんじゃないかということであって、私は自分で影響力があるとは今も思っていない。ただし、私の建築の何というのかな、知識とか知見とか、これまでのずっと業界にいた知見・知識を総動員して、市民のためのすばらしい庁舎をつくろうと、これは私のホームページにも載せました。当時、そういうものを安価で、何だかな、日本一の防災庁舎をつくるということでありまして、そんなものをね、市長との関係がこうだとか、私は建設に詳しいんだとかって言う必要は、私から言うことではありません。第一、そんな私がみつともないことを言いますか。言わないでしょう。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 安井建築設計は、証人に対して何を求めてきましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 そういうことで、プロポ参加をするということですので、何か北本市の特異性に鑑み、何か言うべき、アドバイスして

いただくべきことにはございませんかということ  
を聞かれました。これは、繰り返しになります  
が、何社かの、誰だか、よく詳細には覚えてい  
ませんが、設計事務所が来られたときに、同じ  
く、ひとしくお答えはしてございます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、プロポーザルの相談に  
乗りましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 これね、厳密に考えるとよくわ  
からないんですけれども、プロポーザルの相談  
というの、例えばプロポーザルという行為に、  
会社としてですよ、設計事務所としてプロポー  
ザルという行為に参加するんだと。これは多分、  
私が知っている範囲ですと、かなりの役員とか、  
会社によっては社長判断——だって、プロポー  
ザルだって金かかるからね——で、判断であり  
ます。

そして、じゃ、実際会社としてプロポーザル  
に入ると決めた後に、どんどんどん、どん  
どんどんプロポーザルの研究をしたり、図  
面をつくったりしていくわけですよ。これだっ  
て数百万かかるわけだ、1級建築士がみんなし  
て知識を寄せ集めて。彼らはプロだから、でき  
るところはできるんですよ。だけれども、住宅  
で考えていただければわかるのですけれども、  
委員が例えば家建てる、全く自分ちの使い方  
も自分の家族構成も知らない人がぼんと家建て  
て、そんな家がいいわけないということで、全  
て設計に携わる人間は、本来だったらその家族

と一緒に数日間とか1週間とか一緒に寝泊まり  
して、そして図面をつくる、これがいい家にな  
るんです。

だけれども、庁舎の場合、庁舎に寝泊まりす  
る設計事務所っているわけないですし、だから、  
そういう意味では、北本市が持つ固有の課題で  
すね。要するに、設計事務所が持っている専門  
的な課題は、彼らは専門ですからやります。だ  
けれども、北本市じゃなければわからない、ロー  
カル課題というのが絶対あるんです、どこの  
まちでも。この課題をね、誰かからこれは聞か  
なきゃいけないんですよ。だから、そういう意  
味で、皆さんは、私が一番いいんじゃないかな  
と思って来られたんだと思います。

そういう意味で、プロポの相談、プロポーザ  
ルが自分たちが決めていって、これはどうす  
か、あれはどうですか、私、誰からも図面も見  
せられたことはありません。そういうもう段階に  
なつての相談は、一切ございません。ただし、  
プロポーザルやるよ、決めるよ、さあどんな方  
向でいくんだ、北本市の考え、課題は何なんだ  
ということを私から聞いて、それをしんしゃく  
して、彼らは建築家としての思いを込めて図面  
を私は書き上げたんだと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 プロポーザルが公告される前か  
ら情報提供してましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 いや、プロポーザルに参加をす  
るといって来られたわけですから、情報提供と

いうのは私からはしていません。ただ、プロポーザルがあるよというのは、建設新聞に載っていますから、知っていたんじゃないですか。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 淀川氏の証言があります。もう一度お聞きしますが、プロポーザルが公告される前から情報提供していませんか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、その辺はね、記憶に頼るしかないんで、私は、プロポに参加することを決めてきましたというようなことを言っただけで、何でしたっけ質疑は。プロポーザルをするかしないかのときに、だって来る必要はないですよ。だから、プロポーザルに参加するよと来たんですというのが私の認識ですけども、ちょっとその辺がよく、質問の趣旨がわかりません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 2階建てではだめだと助言しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 私はね、低層で、低層で。私の考える低層は3階です。そして、何かの会話の中で、うちは2階でやりたいんですよと言ったかもしれない。だけれども、この面積、敷地面積ありますよね。それから、庁舎が要求する1万平米、これを昔建っていた旧庁舎を壊すのか、どかすのか、それから駐車場面積をどうするのかとか、あとは2階にすれば駐車場が足らなくなるんだから、駐車場を立体駐車場にする

とか、地下をつくらなくちゃならないということで、私が考えている安くと、日本一安くの防災拠点、これには相入れないので、2階と言われたことがあったのか知りませんが、2階じゃなくて3階だよねと言ったことはあります。これは別に安井さんに言っただけじゃなくて、当時来られていた、相談に受けていた——誰だか忘れましたが——方には皆さん、私は3階がいいと思いますよと。

なぜそんなこと言ったかということですね、これもぜひ皆さん、資料をひっくり返して見てもらえば、当時出ていた、どこがつくったのか忘れちゃったけれども、基本計画とかってというのがあったのかな、見てもらえばわかります。5階建てぐらいの、何かこんなやつなんです。私見て、こんなにつくるばか、どこにいるかいと私は思って、ですから、そういう意味で、庁舎は低層だよと。だって、南側の家に対してすごい威圧感あるじゃないですか、5階建てなんです。だから、私の思いとしてね。

ただ、それを受けて、そんなこと言ったって4階だよという方もいたんじゃないですか。だから、皆さんそれで、3階だよと言ったって、ああそうですね、そうですね、話は聞きますという程度ですから、そこで議論したとか、わかりました、3階にしますとかということはない。ただ、2階でという話はあったかもしれない。ただし、私は即座に2階じゃ無理でしょうと、3階だよねと。無理だもん、これはわかります、設計やっている人間なら。ということは言った

か、言わないかの記憶はないけれども、淀川さんがそういうふうに言われているのであれば、私は面会した中で、2階ですと言って、2階無理だよ、3階でと言ったかもしれない。ちょっとすみません、ここは記憶が曖昧で。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、新庁舎の構想について、石津前市長と話をしましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 石津さんは素人であります。東大法学部であるでしょう。行政マンで、私より優秀な市長であります。しかし、建築のことに關しては素人でありますし、私は石津さんにそういう相談も、どうですかと聞いたこともなければ、石津さんから、いわんや構造なんてわかるわけないです。皆さんわかりますか、構造。わからないでしょう、私だつてわからないもん。大学やって、構造力学とかやりましたよ。1級建築士の試験も私受けて、構造はちゃんと通りました。だけどね、わからないということで、石津さんから言われる筋合いも、言われた覚えもございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 プロポーザル、基本設計、実施設計の発注について、市の担当者に安井建築設計の意向を伝えましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 何をもって安井建築設計の意向であるかということを書いていただかないと、私がプロポーザルに関する事で何件か言った

ことあります。それと、それが御質問の内容かどうかわかりません。もうちょっと具体的に言っていただきたい。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 次の質問に移ります。

証人は、基本設計が9か月延長になったことを知っていますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 よくわかりません。何ですか、それは。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、基本設計が9か月延長になったことを知っていますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 知りません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 建築の専門家でプロポーザルがあつて、基本設計があつて、実施設計があります。その後、施工に移ります。その基本設計です。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 知りません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それでは、証人は、安井建築設計に杭業者のことを話しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 まさに、これもですね、杭業者、埼玉県の杭業者というのは2社あるんです。その2社について、県産品ということで、たまたまこの2社はですね、特許物の杭じゃないんで

すね、一般工法。ですから、一般工法の杭である2社が、多分私のところに来たんだと思います。

ほかにも来ましたよ。こんなこと言っちゃうとあれだけれども、議員、ある議員、市会議員の同郷ですということで来られました。いろんなね、こね使ってくるんですよ。今いる市会議員かな——わからないな。今のこの委員かどうかわかりませんが、北本市議会議員の20人の議員の同郷、別に同郷だよ。その人からどうこうじゃないよ。同郷ですということで、ある杭業者を連れてこられたことがあります。私も……

○工藤日出夫委員長 証人、安井設計に話をしたかどうかだけです。

○桂 祐司証人 いや、だから、そういういろんな人来るんですよ。だけれども、それはまた違うでしょうということで、それは県外業者でした。県外業者なんで、私がこういう業者が行くから話を聞いてよねというものに値しないのでね。なので、安井設計には、埼玉県内の一般工法をする業者を御紹介して、こういう業者さんが行ったら話を聞いてくださいという、2社御紹介しました。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、安井建築設計に内装業者のことを話しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 それもいたしました。私が建設業界に、そういうことで今30年おります。いつ

ごろから知り合ったかは忘れましたが、何十年もそれこそ友達と、酒飲み友達としてね、おごり、おごられる関係にある友人がですね、いました。

そして、当時ですね、東日本大震災がありましたよね。一番覚えているのは、東日本大震災なのかどうかわかりませんが、九段会館の天井が落ちて人が死んだ。それから、ミューザ川崎の天井が落ちて、何か月だか何年間か使えなくなった。仙台空港の天井が落ちて大変なことになったと。北本のこの天井落っこっちゃったら、これは市民の生命にかかわるので、こういうものを何とかなんないのということを、私の知り合いがそういう業界におりましたので、そういう情報を聞いて、こういう工法もあるみたいねと、お話を聞いてあげてねという御紹介はいたしました。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、安井建築設計に八潮工業あるいは八潮建材工業、あるいは類似の名前の会社のことを話しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 構造で、そういうことで天井の落ちない構造をやっているのがそうだったということで、そこが営業に行くから話を聞いてねというような紹介したかもしれません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、安井建築設計に対して、庁舎建設の下請に特定の業者を推薦しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 いろいろ安井建築設計に推薦したが、だから、推薦は、先ほど言っていますように、こういう業者がいますので話を聞いてくださいということは言いました。それが推薦になるのかどうかは、推薦しますと言ったわけではございません。

というのはね、何で推薦しないかという、私も建設業やっていますからわかるんですけども、まず金、金が合わない、推薦してもね。それから能力、推薦しても能力ないやつ推薦したら、工期延びちゃうんですよ。それからあと、会社の規模、途中で潰れちゃったら誰やるんですかということがあります。それから、もろもろ、その経験とか。

だから、そういう意味で、私、昔、民間でこういうことやったんですよ。それこそ推薦というか、これちょっと知り合いだから頼むよと言ったら、その監督が何を言ったかという、じゃ、桂さん、これあれですね。潰れたら、もしくは工期おくれたら、金額が高かったら、桂さん責任とってくださいね。だから、その人は使わない前提で私に言ったんですけども、冗談じゃない。推薦をして、そんな迷惑をかけて、特にこれ庁舎ですから、庁舎に推薦して、私が推薦した業者が何か、それとあと一番おっかないのは事故、事故して死んじゃったと、大騒ぎですよ。庁舎で人が死んじゃったなんて、これ大騒ぎ。ですから、安全で、かつ一番なのは安さかな、能力、こういうものを、だから、推薦ということは私はやりません。ただし、紹

介はします。こういう業者がいるので話し聞いてね。聞いたら、能力がないとか、社格というか、経歴が満たないとか、それみんな、各建設会社はみんな基準を持っていますから、そういうことでお断りになられたというのはいっぱいあります。あと、価格が合わなくてだめと。

ですから、推薦というのは、あの推薦状の推薦、まさに文字のとおりで、推薦ということはしません。圧力もかけません。ただし、私も政治家ですから、いろいろな、それこそ議員の同級生と言ってみたり、県会議員から電話がかかってきたりですね、市民の友達だとか、それから私の20年来の建設業界の付き合いの中で、我だとか、この人を紹介でと来ますよ。来まして、大体業態を見て、まあ大丈夫そうかなというのだけは、こういう人来たから話し聞いてくださいという話はいたします。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、建築用の板、部材、カタログを持ち込み、市の職員と話をしましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 一切していません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、安井建築設計に木島陸運を頼みましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 木島陸運は私の顧問先でありますし、設計事務所は、クレーンというのは仮設なんですよ。ですから、全く頼む必要がないし、設計事務所が承知しても全く意味がないことで

ありますから、木島陸運に関しては全く気にもとめていません。当然、私は顧問ですから、情報があれば営業部長に、こういうのがあるから頑張っているという話はしますが、設計事務所に話をするというのではありません。

かつまた、余計な話かもしれませんが、建設会社に圧力かけることもありません。というのは、これも私はね、経験でわかっているんですけども、そういうことをやって無理やり入った業者は、絶対後から嫌われて、次の現場使ってもらえません。ひどいときには、監督が職人からアンケートをとったとあって、お宅の会社は人気がないから出ていってくれと、こういうことをやります。これはね、建設現場というのは、監督の本当にお城と言ったらあれかもしれない。監督は、安全で安く、そして工期中につくると、これがあれです。だから、彼らが言うのはね、いわゆる天の声というんですけども、これ一切嫌います。ですから、私は、仕事をとるということを逆に考えれば、そんなくだらない横車や圧力をかけることのほうがマイナスだと思っております。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 工事監理及び設計意図伝達業務について聞きます。

証人は、安井建築設計との契約を急ぐように言ったことがありますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 そういう記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 西岡副市長に言いましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 そんな記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 なぜ急がせたんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 だから、記憶がないので、急がせたか、どうしたかわかりません。ただ、一般論からいって、何について言っているんですか。その急げ、急げというのは、ちょっとよく私はわからないんですけども、記憶にないんだから答えられないんですけども、もう少し具体的に、これこれこういうことで、西岡さんが急げ、急げと桂に言われたという証言をされているのであれば、それを言っていたら、記憶をたどれば、何か出てくるかもしれませんが、今の御質問で何か急げと言いましたかということであれば、急がせるということは、私の基準であります各法令とかですね、いろいろなありますわ。その中には、急がせる必要がないので、急げという言葉は言っていないと思っております。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それでは、具体的に申し上げます。平成24年9月12日午前8時35分に、証人は、職員の清水さんに会いましたか。

○桂 祐司証人 何。

○大嶋達巳委員 平成24年9月12日午前8時35分に、証人は、職員の清水さんに会いましたか。

○桂 祐司証人 誰。

○大嶋達巳委員 職員の清水さんです。

○工藤日出夫委員長 庁舎担当の清水です。

桂証人。

○桂 祐司証人 すみません。職員の清水さんの顔と名前が一致しません。会っている記憶はございません。誰ですか。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 この職員の清水さんは、当時のことを時刻や発言内容まで、詳細に記録しています。よく思い出してください。もう一度聞きますが、証人は、職員の清水さんに会いましたか。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 会った記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 そのときに、契約金額をけちるなどと言っていますが、間違いありませんか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 何年何月のどのときに、清水さんというのは一切忘れています。ただし、その契約金額をけちるなど言ったのは、そうじゃないです。似たようなことを言ったのを覚えています。これ国交省の告示であります。国交省の告示はですね、発注者は、受注した建設業者でもいいです、設計業者でもいいです、何でもいいです、にですね、無理に、予算がこれなので、この金額でやれと言ってはいけないという告示があるんですよ。私もそれも十分承知しております。

多分、ですから、何月何日とおっしゃいまし

た。相手の方は清水さんとおっしゃいましたけれども、私はその日付も覚えていませんし、清水さんというのがこの人だよといえ、ああ、あなたかと言うかもしれないけれども、今言われても、顔と名前が一致しておりません。ただし、何事か、その案件も覚えていませんが、私の一般論としてはですね、発注者である行政は、受注者である業者に対してですね、不当に安い金額で、もう契約しているんだからこの金額でやれということを言うのは、それは国交省の告示だったかな、何だったかな、そういうものの違反ですよ。

いわんや、民間がね、民間の業者にちょっとまけてくれよと言うのは、それはいいかもしれませんが、建設業の賃金を上げるとか、何だかんだと言っていた時代です。そういうふうにして、業界に先んじてですね、発注者に先んじて、民間に先んじて、行政がそういう発注金額をけちってはいかんという告示が、多分その人知らなかったのか、知っていて、でも、予算があるからね、頑張ってるかわからないけれども、そういうものを無理に、この金額しか予算がないのでやってくれと言うのは、それは間違っていますよということはいました。それはどこで、誰に対して言ったかは覚えていませんが、そういうことを言ったのは記憶にございます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 職員の誰かに、今の証言のようなことを言ったのは間違いはないんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、一般論として、発注者である行政は、受注者である民間の企業にこの金額でやれとか、あの金額でやれと言っていないことは、国交省の告示でもありますと、そんなことを行政がやっていいのかいということとは言いました。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それを言ったのが清水さんではないんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 だからね、あなたね、何回も言っているんだけど、わからないと、覚えてないと言っているんだから、覚えてないんです。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、ゆっくり考えて、思い出してください。これを言ったのは清水さんではないんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 この後ですね、この後ずっと3時間でも4時間でも、あしたでも、ここ私座っていますけれども、覚えてないものは覚えていません。

私もばかじゃありませんから、何日間かこの、黒澤議長からですね、お呼び出し状をいただいて、いろんなことを思い出しました。忘れちゃったこともあるけれども。そして、確かに、あのころ、そういう国交省の基準があって、まけるなよと——まけるなよと言ったんじゃないな、国交省の基準があって、不当な値段を市が業者

に圧力をかけてはいかんよということは言ったなというのは思い出していますけれども、それ以上のことは一切記憶にございません。1時間やっても同じですよ。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、安井建築設計が工事監理及び設計意図伝達業務の見積りを出したことを知っていますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 その見積額を知っていますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 知りません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 淀川氏から、証人に見積額を伝えたことに関する証言がありました。淀川氏から見積額を聞きましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 聞いていません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それでは、淀川氏がうその証言をしているということですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 私は、私の記憶に基づいて話しているのです、淀川氏からですね、何だかわかりませんが金額についても、この金額なんですよということは聞いたことはございません。ただし、えらい安い金額でということは聞いたことはございます。

- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 そのえらい安い金額とは、何のことですか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 いや、よくわかりませんが、市はひどいんですよと、何だかえらい安い金額でやれと言うんですよというのは、どこかの会話の中で出てきたというのは記憶にございます。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 そうすると、証人は、見積額に関して、淀川氏と何らかの話はしたわけですね。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 見積もり金額について話していません。見積金額だか何だかわかりませんが、市は何だか安いことを言っているんですよということは聞きました。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 証人は、安井建築設計が580万円の値引きをしたことを知っていますか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 原価も知りませんし、割引率も知りませんし、その500万というのもしりません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 値引きしたことを聞いた後に、淀川氏に対して何か言っていないか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 言った記憶はありません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 証人は淀川氏に、何でもっと頑張らなかつたんだと言いませんでしたか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 それは、金額について言ったんじゃないんじゃないんですかね。もっと頑張っていていい仕事をしろと言ったのかもしれないし、頑張ってもらえと言ったということ自体も記憶ありませんが、もし頑張れと言ったら、私よく業者に頑張れ、頑張れって業者に言うんですけども、それは一般論として頑張れと言ったんじゃないんですか。ただ、頑張れと言った記憶はありません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 淀川氏の証言がありますが、今の証人の証言で間違いありませんか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 ですから、頑張れ、頑張れというのは、淀川さんが言っているんなら言ったんでしょうね。ただ、私としては記憶にはないし、何で言ったんだと聞いたら、ちゃんともっと頑張ってもらえにゃということだと思いますよ。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 安井建築設計の見積額が上昇するというのは、北本市にとって負担が増えることとなります。証人が業者寄りの発言をする理由は何ですか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 いや、安井設計の金額が上がれば、北本が負担がふえるということではないですね。大きく考えれば、どこに何を使おうがですね、必要な金額を必要なところに出して、そ

して工事の金額をうまくコントロールして、監理をうまくして下げる。そうすると、トータル金額が安くなるわけですから、ですから、そんなこと言ったら、さっき言ったようなですね、グリコの話になっちゃうわけですよ。設計施工させておけばいいわけです。そうすれば、この金額でおさまる。

けれども、第三者監理を入れることによって、第三者のプロの目が光れば、建設会社の工事費が下がっていくと、それはトータル的には安いんですよ。だから、それいつも、設計の金額でそういう議論が世の中にあるんですけども、設計の金額をきっちりとお支払いすることによって、不必要な工費が削減されるとトータルでは安くなるわけですから。ただし、私は、これが、具体的にこの金額を幾らか私承知していません。その金額でやればいい工事ができると思って言ったわけではありません。

ですから、その清水さんですか、私わかりませんが、清水さんに対して言った言葉は、国交省の告示にあるように、強い立場にある官が受けた民間に対して、この金額でしかないからこの金額でやれというのはいかなものかと、国交省の基準にも合っていないよということを言ったのは覚えています。

それから、淀川さんから、何か安いんですよと言われたのも、何か覚えている。ただし、何について安いと言われたのかは、私としては記憶にない。そして、安いんですよと言ったから、それはもっとあんたが頑張らなくちゃと。

それで、私は何でかという、国交省の通達を知っていましたからね、何やっているんだという思いで発言したということでもあります。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今、証人は、安いと言ったから頑張らなきゃだめだと言ったということは、高くしろという意味ですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 商売にはいろいろあって、大嶋さんも商売やられているかどうかわかりませんが、価格交渉で負けるというのを頑張るなのか、よく相手の方を説得して理解していただいて、その金額に近い価格をするのが頑張るなのか、よい工事をして頑張るが頑張るなのかというのは、それは聞いた人の気持ちだと思います。

ですから、私、さっきも言いましたように、いろんな業者が来られます。これ紹介してください、これ行きますからお願いしますと言っても、全部それは紹介しません。そんなやっつけられませんから、やる大義名分があればやりますけれども、それ皆さんに言っているのは頑張ってください。頑張ってくださいというのは、いろんな意味がありますよということでもあります。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人が業者寄りの発言をされるのは、接待をされているからですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 その業者寄りの発言でね、大嶋さん言っているけれども、それはね、強く抗議します。業者寄りの発言じゃありません。国交

省の基準に従って、きちっとした建物を建てるにはどうしたらいいかということを私は基準に言っているので、ちっとも業者寄りの発言じゃありません。そこのところはきちっと訂正じゃねえな、私のほうから指摘しておきます。

それで、何だ……

○大嶋達巳委員 接待されているんですか。

○桂 祐司証人 接待は、だって、そんなすごい接待されていませんよ。2か月か3か月に一遍、意見を聞きたいからとってお会いしました。ただし、そのね、半分ぐらいは私からお願いしていることです。どういうことかという、北本、私もよくいろんな人に言うんですけども、皆さんね、北本は北本1分の1の北本であって、北本ナショナルリズムかもしれませんけれども、全国からすれば、今幾つだ、1,500ぐらい自治体——1,900、忘れちゃったけれども、皆さんのほうがよく知っているね。1,000幾つの自治体ですよ。業者から見れば、1,000何分の1の自治体です。そんな自治体に一生懸命悪いことをやって突っ込んでいって、何かやったら、全国の仕事が全部なくなっちゃう。だから、そんなことは、皆さん常識で考えてやりません。ですから、業者寄りで、そんなことやっても意味がありません。それよりも、北本は1分の1ですけれども、私から考えれば、皆さんから考えりゃ北本が全てかもしれないけれども、業者から考えたら1,000幾つ分の1です、お客さんとしては。

ですからね、逆に、たまたま安井さんは大阪

が長いわけですから、関東に工場がない大阪の工場とか大阪の企業というのは多分、あの長い歴史の中でいろいろ知ってらっしゃると思う。ですから、そういう大阪の事業者で関東に出店したい業者があったら、ぜひ北本のほうに、よそ行かないで北本のほうに来てほしいと、地域振興のために、企業誘致のために来てほしいというような何かないですかという情報をいただくために、私は安井さんと話をしていたのも事実です。

それから、業者寄りにとって、どういうあなたはシナリオを持って、業者よりの話でどうの、そんなことはしません。ですから、逆に、話した内容の一端を申し上げますとね、例えば最初、この議場、逆向きという案がありました。あっちに議長席があって、それを職員がね、一生懸命鉛筆なめて困っているんですよ。君どうしたのと言ったら、こっち側へ向けちゃうと、スロープがおりにあって、車椅子の人が最後階段から落っこっちゃうんですよというのがあって、詳しくは言いません。そしたら、私がいきました。これ、君、逆にしたらいいだろうと、180度ということで、その職員の方はびっくりしました。「えっ、いいんですか」と。いいんですかって、庁舎特別委員会が決めるんだから、2つの案を両方議員にお出しして、どっちがいいかは議員が決めるんだと。あなたが一生懸命悩んで悩んで、どん詰まりになる必要はないんだということで、そういう話もしました。

ですから、そんな話があったよということを

安井さんに言って、よりいい議場をつくってくださいますか、あと……

○工藤日出夫委員長 証人、したか、しなかったかということです。

○桂 祐司証人 だって、聞いているのは、何で業者寄りだって、そうじゃないと言っているの私は。だから、まあいいや、業者寄りではありませんし、私も会って、接待といえば接待かもしれませんけれども、あれですよ、ホルモン焼き、間口2間ぐらいかな、皆さん行ってみてください。間口2間ぐらいのホルモン焼きでね、焼き肉食って、意見交換して、そのときにかわかりませんけれども、例えばそういうこと——新日本ガスさんの話を私が御紹介してみたり、向こうからは何か関西の業者ないですかという話をしてみたり、庁舎は例えば、何だあれは、会派控室こんな感じだよと言ってみたり、そういうアドバイスというか、建築学に対しての意見交換をしていたわけで。

何かね、どういうシナリオで、それこそ印象操作をしたいのかよくわかりませんが、安井さんと私が組んで、何か金額をどうのって、そんなことは一切しません。そんなつまらないことやったって、何の私は得もしません。それよりも、私がいいと考える庁舎を、一流の設計事務所にきちっとつくってもらう、そのほうが、私はもう今55ですから、何十年かで死んじゃいますけれども、この庁舎は多分あと100年ぐらいもつかな。皆さんがぶっ壊しちゃえと言いかもしれないけれども、だから、そういう私

は建築に携わる者の思いを具現化する、これが目的で私はずっと動いてきたわけで、そんな細かい、小ざかしいつまらんことはやりません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、安井建築設計から飲食の接待を受けたんですね。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 2か月か3か月に一遍、東京に参りまして、大宮のときもあったかな。接待というかね、話を聞きたいと言うから、意見を聞きたいと言うから行きました。でも、それは純然たる意見交換であって、そのうちの半分ぐらいは、逆に私からそういった、何か北本に資することはありませんかという話をお願いし、また、北本の例えば新日本ガスさんなんかを使ってねというお話もいたしました。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 安井建築設計からの接待は、全部で何回ありましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 だから、あなたね、そのシナリオどおり読んでいるからおかしいんで、言っているでしょう、私は。2か月か3か月に一遍で、どれぐらい工期あった——2年ぐらいかな。だから、わからないけれども……

[発言する人あり]

○桂 祐司証人 うん。だって、ずっとやっていたわけじゃないし、やってない——それです、私も、接待といたって、私も払っているときあるんですからね。だから、安井さん

から領収書と言っているかもしれないけれども、領収書ないのは私がキャッシュで払っているわけだから、だから、やっぱり建築家として、建築家同士としてつき合っているわけですから、そんなね、焼き肉おごってもらってよかったなって話じゃないですよとかね。

また、その次に質問出てくるかもしれないけれども、パーティーに出ましたかみたいなのあるかもしれない。それはね……

○大嶋達巳委員 それは聞きません。座ってください。

○桂 祐司証人 いや、聞いてくださいよ。まあ、いいや。ということで、そのぐらいの回数……

○大嶋達巳委員 委員長。

○工藤日出夫委員長 はい。もう証人、わかりました。次の質問に入ります。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人から接待を求めたんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 あなた、接待を受けたことないの。呼んだ人が……

○大嶋達巳委員 証人は、聞かれたことに簡潔に答えてください。

○桂 祐司証人 いいから。呼んだ人がお支払いするんじゃないんですか。私は呼ばれて行くわけですから、家で寝ていたほうが楽ですよ。結構忙しかったしね。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人が監査委員のときも接待を受けましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 記憶にありません。いつからいつまでが監査委員で、接待を受けた日付がいつであるという記憶がないので、その突合はしておりません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、安井建築設計を訪問したことがありますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 先ほど来答弁しているように、行ったことがありますと言っております。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 何回訪問しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 回数はカウントしてございません。ただし、イメージとして、イメージとしてですよ、二、三か月に一遍行ったうちの半分ぐらいかなという感じであります。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 訪問した理由は何ですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、例えば会派控室の間仕切りどう考えるんですかみたいな話で呼ばれたこともあるし、逆に、私が何か埼玉のほうに関西の業者を紹介してくれませんかという話もあったし、特に何か話題を決めてお会いに行ったということではありません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 接待を受けるために訪問したんですか。

- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 まあ、げすの勘ぐりですね。接待を受けに行くために訪問、どういうことですか、それ。何か食べたいからって行くんですか。家で食っていたほうがいいですよ。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 証人と安井建築設計の淀川氏と木村氏の3人で会食したことはありますか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 あると思います。そんなようなうっすらとした記憶がございます。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 いつ、どこで会食しましたか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 覚えていません。記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 昼ですか、夜ですか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 何を食べましたか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 記憶にないって言っているんだから、いつ、どこで、何を食ったかわかってないんだから、記憶にありません。あなたは、いつ、どこどこで、何を食べたかって聞いて、覚えているの。
- 工藤日出夫委員長 質問しないでください。証人は答えてください。
- 桂 祐司証人 ごめんなさい。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 お酒は飲みましたか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 昼間であれば飲みません。夜であれば飲んだと思います。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 女性がいるお店ですか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 女性のいるお店には行っていません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 証人は、飲食代を支払いましたか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 支払ったこともございます。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 払わなかったこともあるということですか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 接待でありますので、当社が払いますと言うときは、はいはいと言って払っていただきました。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 3人で会ったときに限らず、証人は、会食の後に交通費あるいはお車代をもらったことがありますか。
- 工藤日出夫委員長 桂証人。
- 桂 祐司証人 安井さんの本社は、御承知のとおり麴町でございます。高崎線に乗って麴町に

行きます。そして、これは私の勝手かもしれませんが、痴漢だとか言われると嫌なのでグリーン車に乗っていきます。帰りは、近所の赤坂とか、その辺の近いところですね、麴町とかでそばを食ったり、焼き肉食ったりします。そうすると、時間も時間なので、上野駅から帰ることがあります。上野駅までのタクシー代が数千円、上野から北本に帰る金額が1,000円、グリーン車が700幾らかな。結局ね、そうすると、上野までタクシーで帰ると、全部で8,000円ぐらいかかっちゃうね。だけど、これですって、5,000円程度は、費用弁償って、ああいう会社に費用弁償があるのかわかりませんが、いただいたことはあります。ただし、出し増しですねとか、あと遅いときはね、自分で近所にホテルをとって、寝て、次の日の朝というか、昼間帰ります。もちろん、ホテル代は、私が手配をして私が払って、あんまり夜遅く帰るのは嫌なものですから、終電もありますし、そういうときもございます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今、証人は5,000円と言いましたが、もらったのが5,000円なんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 はい、そのように記憶しております。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 現金でもらいましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 それ以外に何かあるのかなとい

う感じで、もう普通、現金でしょ。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人から要求しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 いいえ。どうぞこれで、もちろん行くのに金かかっているわけですからね。どうぞこれでお帰りください。だけれども、そのお金じゃ帰れませんよ、言っておきますけど。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 交通費あるいはお車代以外に現金をもらったことはありますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、安井建築設計から、選挙のときに陣中見舞いをもらいましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 政治献金はもらいましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それ以外に現金をもらいましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 現金以外に、物品等何かもらいましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ございませぬ。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、安井建築設計に文化センターで行われた宝塚OBのコンサートのチケットを買ってもらいましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 買ってもらいましたというか、ちょうどそのときに何かありまして、私も買ってと言われたんで、多分、何枚でもいいよというので、5枚ぐらいですかね、買ってもらったと思います。ただし、義理で買ってもらって、空席というのは、それは主催者というか、やる人にも失礼なので、ちゃんと行ける人が買っていて、ちゃんと行ってくださいねということで、ですから、券は直接文化センターで買われたんじゃないですか、私も承知しております。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 そのコンサートと証人の関係は、どういったものですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 多分何かの関係で、こういうコンサートをやるんで、桂さん売ってよねと言われたんだと記憶しております。詳細についてはわからない、忘れちゃった。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、淀川氏と大宮周辺の喫茶店のようなところで会いましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 大宮周辺の喫茶店、会ったかもしれませぬ。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 大宮で会った理由は何ですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 わざわざ東京に行くまでもなく、大宮、多分ね、淀川さんもこっちのほうに仕事があったんじゃないんですかね。例えば、私わかりませぬよ。であったんで、私も大宮でいいよ、多分昼だと思いますよ。そういうのは、もちろん私がお支払いしていますよ。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、淀川氏に対して、私はとても目立つ人間なので、余り北本の市内で今、実際に契約関係にある業者と会うのは目立つから、大宮あたりで会いましょうと言いましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 言った記憶はございませぬ。第一、北本でコーヒー屋で、どこあります。ないんじゃないんですかね。コーヒー屋であれば大宮ですよ。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 淀川氏の証言がありますが、淀川氏がうそをついているということですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 いや、よくわかりませぬ。だから、私は目立つのでって、別に頭に羽つけているわけじゃないし、だから何、そういう言い方はしてないと思いますよ。大宮で、北本で会わないで、その意図は、北本はコーヒー屋とかな

いし、大宮でコーヒー飲んだらどうですかということは言ったと思いますけれども、それは勘違いじゃないんですかね。私はそんな、目立ってたってね、ここに羽がついているわけでもないし、そういう意味で、目立つからと言った覚えはない。ただし、それだったら大宮でコーヒー飲みませんかと言ったんじゃないのかな、そんな記憶ですけどね。何だから何と言ったのは忘れちゃいますよね。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 安井建築設計は、証人が北本市に影響力があるから、利用しようと考えて近づいてきたことに気づいていましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ちょっと待ってね。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 いや、そういう認識はございません。

○大嶋達巳委員 終わります。

○工藤日出夫委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時21分

再開 午後 1時02分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開をします。  
高橋委員。

○高橋伸治委員 それでは、私のほうから尋問させていただきます。

前市長と証人との会話なのですが、業者に口ききをしましょうかと前市長が言って、証人は、自分でできるからいいよと発言しましたか。

○桂 祐司証人 ちょっとよく聞こえないので、

もう一度。

○工藤日出夫委員長 もう少し大きい声で、マイクに近づいて。

○高橋伸治委員 前市長と証人との会話です。前市長が業者に口ききをしましょうかと証人に尋ね、証人は、自分でできるからいいよと発言しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 そもそも市長職である前市長の石津さんが紹介しますということは、私の常識としてはあり得ないのでありまして、そういったことはなかったと記憶しておりますし、私も自分でできるからいいよというような言い方はした覚えはございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 平成25年2月の初旬に、私自身が証人からしっかり聞いているんですが、それでも発言をしなかったということで証言をしますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 高橋委員がどなたから、どういうタイミングで、どういうふうにして、その証言自体がどうかわかりませんが、もう一度申し上げますと、市長が紹介をするというのはあんまりよろしくないんだなと私も思いますし、私はその紹介をしていただかなくても、自分でこれだけ長い建設業界の知見なり経験がございますから、そんなものは要らないよと言ったのかもしれないですけども、その前段ね、市長が私に紹介するよと言った記憶はございません。

言われた記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 証人のキャリアからすると、素人の市長からそのような便宜を図ってもらうことはないだろうという発言をしたというのは、非常にうなずけるところですので、そういう話があったと、私はそれを聞いたときに理解しましたけれども、それで正しいですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 どういうことですか、ちょっと意味をもう一回お願いします。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 25年2月に、証人御本人から伺った私の実体験ですので、そのあたりの発言をしたという事実があるか、ないかだけ、最終確認します。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 だから、市長が紹介するよと言われた記憶はありません。よしんば、するよと言ったとしても、市長に紹介していただく必要性は全くありませんし、逆に、そんなことを執行者がやってしまったら、私は問題だと思います。そういう意味で、そんな必要はありませんと、もしされればですよ。今、そうしたかどうかの記憶はないんですけれども、もしそういうことがあればですね、そんなものは自分でできますよというのが私の今もっての思いであります。

ただし、まずその記憶がないので、市長が私に言ったかも覚えてないし、私がそんなの要ら

ないよと言ったのも覚えてない。ただし、そんなことがあったとすれば、何も素人の市長に、それも執行者ですよ。そんな間違えた、法や規則やいろんなものに触れると思われるようなことを、私がお願いし出すと言うことはあり得ませんという記憶です。今思っているということです。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 それでは、証人の証言を得たということで、この件は終わります。

木島陸運についてお伺いします。

木島陸運の営業の真崎氏を証人は知っていますか。

○桂 祐司証人 何、語尾がちよっと聞こえない。

○高橋伸治委員 証人は知っていますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 真崎氏はですね、私が小学生だったころに、埼玉県警の警察官ですかね。刑事だか警部だか、何だか忘れちゃって、階級はわかりません。警察官でありまして、私が小学生のころ、ランドセルをしょって今の中丸1丁目の自宅に帰ると、門の前にパトカーがとまっております。それで、何だこの家はと、嫌だなと、自分ちにパトカーがとまっていて、入っていくと、私のおやじは当時、交通指導員というの、多分交通指導員の中核的な役割を——自営業をやっておりましたから——やっていたんだと思います。そういう関係で、交通の話とか、警らの中の一環として私の家に立ち寄って、いろんな警察関係の情報交換をされていたんだな。

ですから、多分小学校2年生ぐらいだと思います。嫌な人だなという……

○高橋伸治委員 随分長いつき合い。

○桂 祐司証人 記憶しかございません。嫌な人だということじゃない、小学生の私から見たら、警察、パトカーがとまっていて、お巡りさんの格好した人が家にいたら、ええっということだと思います。ただし、それからのつき合いでございます。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 真崎氏が木島陸運に入社したのここ数年というお話を聞いていますけれども、証人が紹介しましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 私はですね、そういうことで、日立製作所関係の会社をやめて、当時バブルでございました。平成何年か忘れちゃったけれども、2年とかそういう時代だと思います。北本市にあります私のおやじが経営するクレーンですね、重機関係の会社に役員として就職したわけですが、その後、いろいろですね、経営的な問題も、対立というんですかね、親子の意見対立というのがありまして、多分ですね、平成十何年かにですね、17年ぐらいかな。16年にやめました。

そしたらですね、クレーンの、要するに重機の営業というのは、皆さん御承知ないと思いますが、非常に特殊です。建設業界、何の営業も特殊です。その業界に精通してないと、よくわからないと。普通の人が行っても、ピザを売る

ような話じゃないんで。ですから、そういう特殊な営業的な背景を持っているものですから、木島陸運さんから、当社の顧問として来てみないかいと言われてまして、ありがとうございますと。職にあぶれておりましたので、就職というか、顧問につかせていただきました。

その前後に真崎さんが入られましたが、私が紹介したのか、逆に、真崎さんが私を木島陸運さんに紹介したのかは、ちょっと定かではありません。そういうことで、というのは、真崎さんと私は、平成16年までは同じ北本の別の重機会社で私が役員、真崎氏は専務という形で、営業なり実務をこなしていた仲ですので、私がやめちゃって、多分、真崎さんは後からやめてきたんだと思いますが、どっちが先に紹介したかというのはちょっとよくわかりません。とりあえず、御縁あって会社に就職というか、顧問としてお使いいただいているという現状でございます。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 今の説明で、真崎氏と証人はかなり長いつき合いで、実際に木島という共通項で長くつき合っているということが理解できました。

それでは、木島の経営者、社長はどういう関係で証人と続いているんでしょうか、いつごろから。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 木島陸運さんはですね、今、木島一也さんとおっしゃる社長でありまして、多

分、私、これ間違っていたら後で訂正しますが、埼玉県トラック協会の会長を一時——今やってないかな——されておりました。今もやっていると思いますが、熊谷市の商工会議所の会頭も、今やっているかどうかわかりません、やっています。これ間違っていたら訂正します。やっているか、やっていたか、そういうことでございます。

それで、木島現社長のお父さん、私は名前わかりませんが、これは建設、クレーン業界で大変有名人でありまして、電車を買ってきては敷地に置いてみたり、大変おもしろい企業家であります。ですから、私も、バブルがはじけたころ、うちのおやじと一緒に先代の木島社長にお会いしたことがございまして、もうすごいおじいちゃんでした、そのころは。あ、こういう立派な方がいるんだなということでありました。

私ที่ไม่知に、今は御引退されたのか、亡くなったのか、今の社長に引き継がれました。そういう接点、同じクレーン業界ですから、建設重機業界ですから、いろいろな会合で会ったりして、存じ上げていたと。たまたま先ほど申し上げたように、私が前の職をやめて何か月ぐらいかな、半月ぐらいかな、休職をしておりましたときに、君は同じ業界にいたんだから来なさいと、来ないかと言われて、お会いさせていただいて、面接もさせていただいて、そして何というのかな、就任させていただいたということでございます。答弁、これでいいですかね。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 確認になると思いますけれども、平成16年前後に木島さんとそういう関係になったということで、その後、ずっと顧問を一貫して続けているということによろしいですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 多分、前の会社をやめたのが16年、そして木島さんに顧問としてお迎えいただいたのは17年だと思います。ちょっとこれも、すみません、あれなんで。それで、顧問契約書は、多分10年保存だと思うんで、探したんですけども、ちょっとないんですね。だけれども、間違いなことだと。それからずっと一貫して、1年、1か月とか、そういう切れもなくですね、今もって、本日も顧問という職をお任せいただいております。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 顧問という仕事は、具体的にはどのような仕事ですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 会社のためにですね、営業をして、私が営業して、こんにちとは言って建設現場に行くわけにもいきませんので、いろいろな、それこそさっき申し上げた20年来のこの業界の知人、友人の情報を総合的にですね、お話を聞く中で、今度ここにこういう工事が始まるんだなというふうなことで、今度こんなのがあるみたいだよと、営業の真崎氏に行ってみればということをする、それが営業でございます。

ですから、また委員長に余計なこと言うなど

言われますが、営業したからといって、全てそれが受注できるとは限りません。最終的には価格ということで、はねられることも多々あります。それはどこの企業もそうだと思いますけれども、ただ、顧問としてはですね、そういう情報を、通り一遍に出たときの情報じゃもう遅いのですから、もうちょっと情報がふつふつと湧いているときに情報を察知して、こんなのあるから行ってみなと言うのが私の仕事だと承知しております。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 それでは、北本市の新庁舎建設に関しては、どのような顧問としてのサポーターをしたんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 私が議員を務める北本市の新庁舎でございますから、誰言うとなく、木島陸運自体はもうやるんだなど、工事が始まるなどいうことはわかっております。ただし、このクレーン業界、重機業界に関しては、設計事務所とか一切関係ございません。工事が受注されて、工場の現場監督、それこそ本社のレベルでもありません。現場監督が値段と安全性と能力、それから工期が長い場合は、クレーンというのはですね、1日1台しか現場にお出しできません。わかりますよね。

だから、いや、最初いいこと言う営業マンいっぱいいるんですよ。まああれですよと、この工期中、私が全部面倒見まっせと言っても、半年ぐらいすると、すみませんと。工期が忙しい

のにもかかわらず、うちの受注が忙しいので、2台クレーン向けてくれって、ごめんなさい、1台なんですよという業者も多々あります。他社の別に私悪口言うわけじゃありませんけれども。

ですから、そういう意味で、台数がいっぱいそろっていて、運転手がそろっていて、きっちりとしたISOとかを持っていて、まず社歴が長いのは一番いいわけですから、社歴が長く、そして財務状況も健全で、最終的には値引きに応じてこの金額でというところが採用されるはずなんです。ですから、さっきも、前申し上げましたけれども、要は天の声とかバッチ使うのを一番嫌う業種というか、建設の現場の皆さんは嫌うもんでありますから、私としては真崎氏に、こういう現場があるし、もうすぐ現場ができるから、行って頑張っておいでと、頑張ってくださいということでもあります。とれなきやとれないで、これは運ですから、次の現場を頑張るといふしかないということでもあります。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 より具体的な行動としては、須藤、当時の庁舎建設推進室長に証人は面会していますけれども、どのような要件で会っていますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 それね、真崎さんとも聞かれたんですけども、須藤さんに会っているのは、その前後にいろいろな例えば話であったかもしませんが、木島陸運に関して、市の職員です

ね、職員に例えばこれにしてねと圧力をかける必要性は一切ありません。逆に、そんなことしたら、現場のほうから、天の声を使った嫌な業者だということで悪い印象を持たれますので、そんなことしたら次の仕事になりませんので、私は絶対そういうことはいたしません。会ったかもしれませんよ、いろいろなことで。

けれども、木島陸運をお願いしますって、だって、その方がクレーン車をどうこうするという能力というか、権限もないですし、だから、さっき言ったように、安全、金額、工期がちゃんとできるかということが、監督に課せられた最大にして、唯一の仕事なんですよ。そんなものを言うこと聞いて、途中でクレーンが向けられませんでした、誰が責任とるんですか。そんなことを、私はこの業界20年、もう今や30年のこの私が、間違ってもその職員にお願いすることはありません。別件で会ったかもしれませんよ。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 これまでの証言によると、木島陸運を市内業者として認めてほしいという趣旨だったという証言がありますけれども、そのあたりは事実ですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 市内業者云々は多分、真崎氏がお話しになったことだと思います。というのは、市内に支店なり営業所なりあるほうが、それは心証もいいですし、例えば同じ金額、同じ施工能力があった場合ね、市内に支店がある、営業

所があるのとないのでは、どのぐらいの差がつくかというのは私は承知していませんが、あつたほうがいいんじゃないのということで、木島陸運として、北本市内に営業所をつくったということは、私は聞いております。

ですから、それを真崎さんはPRしたのかなと思いますし、それを、でも、市の職員にPRする必要は全くないんであって、あくまでも市内に営業所なり事務所はあるんですよというのは、採用するゼネコンにすべき話であろうと思います。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 今の話の流れからいくと、フジタ・伊田JVの所長にそのような働きかけをしたということですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 先ほどね、午前中申し上げましたけれども、私はこういうことがあっても問題がないように、建設工事現場に足を踏み入れたのは、皆さんと一緒にいった庁舎特別委員会の見学会ですか、2回。それと、会派で最初のころ行った、もうそれ工事始まっていたよ。工事が始まったころに行った1回だけでございます。

ですから、私がそういうお話をするということは一切ございません。ただし、こういう規模の会社でございます。こういう機械を持っております。それから、ISOも持っております。安全であります。歴史も長いです。金額はこれでやりましょうという営業をですね、真崎氏が

一生懸命かけていたということは私も承知しております。

その中で、地元の営業所だか、出張所だか、私わかりませんが、あるんだよという話は現場でされたんじゃないでしょうか。

以上。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 それでは、顧問である証人は、電話も事務所にはしていないということでしょうか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 電話も一切申し上げません。だから、何度も言うように、天の声を使って、そんなふうにして入り込んだら、かえって後々、木島陸運の運転手がかわいそうであります。私は、そういう長い経験をやっております。ですから、そういうことは一切しないで、営業マンが一生懸命お願いするのは別ですから、あくまでも現場に対しては、営業マンがお願いベースで行って、そして価格と安全性と納期とか工期とか、能力を総合的に判断して、採用していただくものだと思っております。何もマイナスになるようなことを私みずからする、そんなばかりではございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 フジタ・伊田JVの所長は、市への報告の中で、木島陸運北本営業所なるものが存在し、取引があるということで書類を提出しています。これは、証人が依頼したことではないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 真崎さんからの当時だったと思いますね、会話の中で、いろいろ見積りを出して、金額を交渉して、そして会社の能力のある書類を出して、経歴書を出してということの中で、北本にあるのというようなことがあったので、それを謄本なのか、何だか私もわかりませんよ。それは、営業ベースでJVにお出ししたということは私も聞いております。

私がそれを出せとかね。出せと言ったって、営業所があるんだから、普通、常識、営業としては出すでしょうけれども、出せとか、出すなとかということは一切言っておりません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 真崎氏の証言によると、そこまでJV化してくれていたことは知らなかったという証言があります。これは、証人が多少依頼したのではないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ちょっと質問の意味がわからないんですけども、営業的に北本事務所があるのであれば、北本事務所の書類を添付するのが普通だと思います。要するに、採用していただくにはこれをつける、あれもつける、これもつけると。例えば、ISOの承認書もつける、クレーン車の台数を持っているものをつける。いろいろなものをつける中で、木島陸運として営業の一環としてつけたんだと私は承知しております。一切、このものに関して相談を受けたとか、そういうことはございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 それでは、また顧問という仕事に戻りますけれども、顧問料は月額で証人の口座に振り込まれているものですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 その採用いただいたときから毎月、月額でちょうだいしております。また、これは法律にのっとって、税務的にも申告してございます。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 その口座は一貫している、最初から同じですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 いただいている顧問料は、当時といささか変わるものではございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 それでは、成功報酬的な支払いを受けていますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 成功報酬というのは何かわかりませんが、そういうものは受けておることはありません。受けておりません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 営業が成功して、受注ができたときというのを成功というふうに評価するわけですが、それがふだんの口座以外に振り込まれているという事実はいかがですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 逆にですね、私が何か紹介しないときも、過去10年間以上にわたって顧問料を

いただいております。金額も変わらずということで、仕事をしたからもらえて、仕事をしないからもらえないということではないと私は承知しています。ただし、顧問として私をお雇いいただいている以上は、いろいろな自分の見聞きした営業情報をですね、私は直接動きませんが、真崎氏に伝えて、こういう現場があるよと、こういう人が何かつくりたがっているよ、行ってみたらということは言います。しかし、金額に関しては、やってないときは少なく、もらえなくて、やったらもらえると、それでは顧問とは私は言えないと思います。請負みたいになっちゃいますんでね、そういうことはございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 それでは、定期的な月額の顧問料以外は発生していないという証言でよろしいですね。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 そのように承知しております。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 ちょっと一時ここで。

○工藤日出夫委員長 ほかに。  
大嶋委員。

○大嶋達巳委員 先ほど証人は証言の中で、須藤室長は下請を選定するとかの権限がないというような趣旨の発言をされたように記憶しておりますが、間違いはないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 一般論で申し上げても、市の職員が下請をここ使ったほうがいいのか、ここ使

えとか、あそこを使えということは、逆に問題であろうと私は思いますので、須藤さんだか誰だか、私はわかりませんが、どなたであっても、公務員が業者に対してこの業者を使えということは、ある意味、何かの決まりなり、法律に違反するんじゃないかなと思います。そういう思いから、そんなことはないとは私は今も思っております。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 真崎氏が須藤室長に会うために、証人は須藤室長にアポをとりましたか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 アポはとってございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 真崎氏の証言では、証人がアポをとったと言っておりますが、間違いはないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 それね、後から真崎さんから言われたんですけども、何か勘違いだったかもねと言っていました。私も、それはもう一回呼ばれたらきっちり言ってねと。それで、これは真崎氏に言ったんですけども、これ、その前の話があるんですよ。いいですか、委員長、ちょっと一、二分かかりますが、お話をして。それを言わないとわからないと思う。

○工藤日出夫委員長 簡潔に。

○桂 祐司証人 簡潔に、はい。

まずですね、木島陸運というクレーンの業者がでございます。そのほかの業者がですね、北本

市のほうに行かれたらしい、これは私が聞いただけですから、よくわかりません。それで、本来はうちの会社、もしくは会社グループがここを受注するはずになっているのに、どうしたことだということで、名刺を持って、その何だっけな、何とか室に行かれたということ、私は漏れ聞きました。誰から聞いたかは忘れまして。

それで、そこで私も営業畑長いですし、顧問でございますから、お願いに行った業者を否定するわけにもいきません。それはそれとして、営業を、とうとい営業活動をなさっているわけです。ただし、その業者がそういう職員に会って、名刺を交換したのか、名刺を置いてきたのか知りませんが、そうした以上は、真崎さんも同じことをすべきですよ。そうじゃないと、市の職員、須藤さんなら須藤さんが、その名刺2つを持ってJVに、これ何のほかの意思もありませんよ。JVに、こういう業者が来ていますと、2社の名刺を渡したときに、今はやりの付度、北本市はこの2社を使えと言っているのかなというのが働かないとも限らないということを私は考えまして、営業マンですから。それであれば、同じ条件にきなさいと真崎氏に言った、同じ条件にするべきですと。こういう業者が来ましたと、多分2社だと思ったから、木島を入れて3社になりますかね。3社の名刺を出していただければ、これは後はフリーハンドで、建設JVが判断すればいいわけです。

何回も言いますけれども、2社の名刺が来た、そのままにしておいて、万が一その市の担当者

が2枚の名刺を持って、こういうところが来ていますよと言ったら、誰も何も言ってなくても、建設JVは、もしかしたらこれは市の推薦業者かもしれないという忖度が働かないように、あとはそれ以外の、さっきも何度も申し上げましたように、能力とか車を配車する力だとか、金額とか、そういうもので公平に御判断いただけるにはどうしたらいいんだということで、真崎氏に名刺を持って同じところに会いに行ったらどうですかと。そして、その人が会わないということはありませんというのは、何でかと言うとその2社にもう会っているんだから、本来だったらあなたが行っても会えるから、会ったらどうですかというアドバイスは真崎氏にはしました。

真崎氏はそのときに、私が一緒に行ったからみたいなことを言ったようなことを言っていましたけれども、それは本人に私も言いました。そんなこと、俺がするかと。何でそんなばかみたいなことをする必要はあるんですか。だから、1人で行っておいでと言って、私は行っていませんから全然記憶にも何もないですけども、真崎氏は名刺を持って行って、ほかの業者と同じような取り扱いをしてもらうべく御挨拶に行ったということであろうと認識しております。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 真崎氏ははっきりと、これは桂氏にお願いというか、桂氏にアポをとっていただきましたと断言しています。間違いないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 そのアポがどういうアポかわかりませんが、その2社、前に2社が行ったんだったら「私の顧問先の木島陸運が行くからお話は聞いてあげてね」という、そういうことは言ったかもしれません。ですけれども、それ以上のものでもないですし、もう前に2社行っているわけですから、同じようにうちの会社も行くということは何ら問題がないと思います。今となっては記憶がありませんが、そんなささいなことは覚えていないんですけども、言ったのであれば言ったかなと。ただし、私は同席はしていません。これはあくまでも記憶にはありません。言ったという「行きなね」と言ったこと、それから「行くから、話聞いてね」と言ったことはあるかもしれません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 その須藤室長にアポをとったのは、議員としての立場ですか。顧問としての立場ですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 一々議員の立場でとったとか、顧問の立場でとったということは考えておりません。どんな立場でとったかという記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 先ほど北本に営業所があるのであれば証言されていますけれども、あるのであればですから、木島陸運は北本市に営業所があるんですか、ないんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 あるということを私は木島陸運の真崎氏から聞いたものであります。あるかないかは私は確認はしておりません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 顧問として知らないんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 顧問として知る必要はございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 木島陸運の北本営業所は北本市に対して法人住民税を払っていますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 営業所があるかないかも知りませんので、そのようなことは私は承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 私のほうから何点か。

今、証人は北本市のほうに市内業者が名刺を持って、名刺を持ってかどうか知らない、2社が市に行ったということで、真崎氏にも行ったほうがいいんじゃないのかといったような情報提供をしたということを今証言されましたけれども、この北本市に2社が来たというのは誰から、証人は聞いたんですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 今となってはよくわかりませんが、何かその2社が来て、もめているようだという事は聞きました。

○工藤日出夫委員長 もめているというような話を聞いたということですがけれども、いつ誰から

聞いたかはいかがですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 いつ誰かから聞いたというのは記憶にございません。ただ、私の記憶は何か2社が来て、俺のところは本来は使ってもらはずだったのに、何だ何だと、私が考えれば本来は建設JVに営業に行くのが筋だと思います。ただし、それをなぜ私がいつも言っているように、天の声使うのは私はこの業界では一番嫌いです。それをわざわざ何で役所に行って誰に何を言ったか私もわかりませんが、そういうことをするのか。にわかに信じられなかったんでありますが、それが事実なんでしょう。ただ、いつどこで誰に聞いたかというのは記憶にはございません。何がそんなもめているのかなみたいな感じに記憶しております。

○工藤日出夫委員長 新庁舎の入札が総合評価方式、低入札であったということは証人は知っていましたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 議案でお示しされておりますので、承知しておりました。

○工藤日出夫委員長 その総合評価方式では市内業者の下請が必要になっていたということは知っていましたか。

その総合評価方式の中で、市内業者の下請を何社にするというようなことについては知っていましたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 何社ということは承知していま

せんが、市内下請業者を使うことということは私も言っていたことでありますし、そういうふうになっていたと承知しています。

ただし、それは工区の中で使う重機類のガソリンや軽油を買うのも市内業者、お弁当をとるのも市内業者ということであるということを知ったときに、意外にざつくばらんとするか、アバウトなんだなという感想は持っています。話がそれましたが、市内業者を使うということは承知しておりました。何社かはわかりません。

○工藤日出夫委員長 フジタ・伊田JVが低入札積算表という報告書を市に提出をしております。このことによって、低入札が適正であるかという審査をするための資料と伺っていますが、そこで市内業者が3社提出されていたのは知っていましたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 知りません。

○工藤日出夫委員長 それが市内にあるクレーン会社が入っていたのは知っていませんでしたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 全く知りません。今初めて聞きました。

○工藤日出夫委員長 桂証人は大変入札または総合評価方式、低入札といったようなものに当時詳しいということがありましたが、当然この低入札積算書の報告書についても承知していたんではないかと思うんですけれども、それは全く承知していませんでしたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 全く承知していませんでした。

これはあえて申し上げますと、逆説的に申し上げれば、私が顧問として関係してある木島陸運が入るように本当は画策するということができたわけであります。だけれども、私はどのJVがとるかなんてそんなものはわかりませんから、あえて木島陸運にもどのJVにも挨拶に行くものじゃないと、それは工事とる前に建設会社に挨拶に行くばかりはしませんから、ですから、そういう意味で逆に私はその辺に関して全く知らないということの所作であると思っております。

本当だったら、誰が使うとか、全社に声をかけて名前書いておいてよと言えば話は済んだんでありますけれども、一切私はそういう動きはいたしませんでした。

○工藤日出夫委員長 今の証言の中で、証人は木島陸運を市内下請業者としてすることはできたというような表現をされましたけれども、当初からどの段階であっても木島陸運を下請にできるということを今の表現の中には含まれているということですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 そういうことを一切言っていない。下請に入っていようが入っていないが、ISOがある、クレーンの台数がある、それから建設地から近い、それから価格の面、安全性の面、それから工期中工事をできるという、それらの面から木島陸運が営業に行けば採用していただけるよう、していただけないこともあります。ですけれども、それは会社の営業にかけ

るしかありません。何が言いたいかという、先に手を回して、いろいろな手を使って木島陸運を意中の下請業者にしてもらうような行為は一切していないということでありまして、だから、していないからといって放っておいても受注できると、そんなような甘い業界ではございません。

○工藤日出夫委員長 先ほどの証言であれば、それはもういつでもできるんだから、別に事前に手を回して下請をするようなことをさせる必要がなかったという意味というふうに捉えるんですけれども、それは違うんですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 ここであえて訂正しておきますけれども、前にも言いましたように、クレーンというのは仮設でございますので、建設業者が決まった後に営業に行き、その現場にいろいろなものを提出して、その会社の能力とか規模とか、価格を理解していただいた上で受注するのがこれは常識であります。ですから、何もそのときにそんなくだらない策を弄することなく、正々堂々と工事がとられたらどこがとるか当時わかりませんから、とられた業者に行き、営業活動をしていくということで申し上げたんでございます。

○工藤日出夫委員長 先ほど須藤室長に会わなかったという証言をされました。須藤室長は私どもの聞き取りに何度も、12月の下旬に木島陸運の営業の人間と桂議員と一緒に来ましたというふうに述べているわけですが、先ほど来、

証人は会っていないということなんですけれども、それは事実ですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 私の性格わかっていらっしゃるかどうかわかりませんが、自分の顧問先の営業マンと一緒に市の職員に同席するというようなまねは絶対いたしていないと、私は自分で今も思っております。ですから、須藤さんに「こういう業者が行くかもしれない、話聞いてね」と言ったかもしれませんが、しかし、一緒にどのつら下げて市のどこだかわからないけれども、部屋にお願いしますと行くようなことはいたしません。今もって私はそれだけの矜持というかプライドは持っていますし、格好悪いですが、そんなことをしたら。

○工藤日出夫委員長 当時の須藤室長はそのことにつきまして、桂議員が一緒なのでびっくりをしたということで、非常に印象深く記憶に残っている。いるはずがないような人が一緒だったので、非常に印象に残っているというふうに述べているんです、証人。一緒だったんじゃないんですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 私にはそんな一緒だったという記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 それは木島陸運を北本の市内業者にしたいというようなことでも話もしておりませんか。

桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、市内業者であるか市

内業者でないかというのはJ Vが判断するところでありまして、市内業者で営業所登録をしたというのは私は聞いております。だけれども、そこで同席する必要は私には一切ないということで、同席した記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 そうしますと、当時、木島陸運は北本市の指名参加業者というふうに登録されていたんですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 クレーン業に関しましては指名参加願というのはございません。建設業の許可を得ている建設業者であります、見ていただければわかりますけれども、指名参加願等を出す業種ではございません。

○工藤日出夫委員長 とび、土工のような業種の中で、提出するということはないんですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 世の中の埼玉県のクレーン業界を見ていただければわかりますが、多分一社もクレーン業として、とび・土工として公共工事の指名参加願を出している会社はないと私は認識しております。

重量物の運搬業という会社であれば、とび・土工業を持ちながら重機を使いながらその市の重たい重機や備品を動かすということで指名参加願はあると思いますが、普通の重機会社は指名参加願すら出す必要はない。それはどうぞ、委員長のほうで木島陸運が指名参加願を出しているかどうか、確認していただければわかるかと思っております。

○工藤日出夫委員長 いずれにいたしましても、証人は市に対してまたはフジタ J Vに対して木島陸運が市内業者にするような働きかけはされていませんか。

桂証人。

○桂 祐司証人 働きかけはしておりません。市内業者であるかないかというのは、その事務所だか何かの木島陸運の登録を見て、J Vが独自に御判断をされるものであると思っております。

○工藤日出夫委員長 先ほどの話にもありましたように、市内業者にするかしないかというのはフジタが決めることだというようなことですが、フジタが決めたとしても、最終的にフジタからの申請の中の市内業者の認定は市にあるというふうなことではないかと考えるんですけれども、証人はその辺は余り詳しくないんですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 ここを採用するとか、あそこを採用するとかというのはあくまでも建設 J Vの責任だと思いますし、フジタが木島を市内業者にしたからどうのとその辺は全く私は知らないことでありまして、逆に委員長の意味がよくわからないんですけれども、知りません。

○工藤日出夫委員長 木島陸運を下請にするために証人は現場所長に働きかけたというようなことはありますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 木島陸運はそういう意味では市内業者なんではないかな。市内に営業所を設け

てあるというのは私は報告で聞いてありますが、  
所長は市内業者として採用したのか、市内業者  
というのに重きを置いたんでなくて、能力とか  
価格とかに重きを置いて採用したのか、それと  
か、そのまた全てにわたって評価をして採用し  
たかということは一切私は建設 J V ではありません  
ので、私のあずかり知らないところでござ  
います。

○工藤日出夫委員長 総合評価方式の低入札価格  
の中で、市内のいわゆる重機会社というんでし  
ょうか、クレーン会社 2 社が市内業者としてフ  
ジタ・伊田の J V が予定をしていた、積算報告  
書の中でも見積価格を提示してそれでその下請  
業者の中に入っていた。それで、それが実際は  
発注されていないために、それにかわるための  
市内業者を認めるということがある意味では非  
常に必要になったということで、木島陸運の市  
内業者の働きかけというのは行われたのではな  
いかと思うんですけども、それは証人は働き  
かけていませんか。

桂証人。

○桂 祐司証人 働きかけもしていませんし、私  
が考えるには例えば 2 社、どういう基準であっ  
たかわかりませんが、市内業者は何社以  
上使いなさいということだったと思います。そ  
それで、その 2 社が市内業者でなっていたのに、  
その 2 社じゃなくて木島陸運を市内業者として  
差し替えたのか、木島陸運は市内業者とかそう  
いうんじゃないんで、差し替えてもいいんですけ  
れども、ほかの例えばお弁当屋だとか何かあれ

して、10 社なり 8 社なり、その基準に満たした  
かというのは私が全くあずかり知らない J V の  
中の話ですから、お答えしようがございません。

ただし、市内業者にしてねという言い方はし  
ていないけれども、何もこの市内業者云々に関  
して働きかけたことはございません。私が繰り  
返して申し上げますのは、当時、多分 2 社だっ  
たと思います。2 社じゃなかったらごめんなさ  
い。その 2 社の方が本来うちがとろうと思って  
いたところに木島陸運が来たということで、あ  
る程度、何というんですか、不平というか、物  
言いを行政にされたものですから、行政はそう  
いうものをジャッジするところでないので、そ  
れであれば私が一番嫌いではありますけれども、  
木島陸運の営業マンである真崎氏に同じような  
ことをやって、私の会社もごぞいますという挨  
拶をされたほうがいいんじゃないんですかとい  
うことでされたということで、さっき一番最初  
に言いましたように、変な付度が働かないよう  
なお願いというか、行動をとってもらったとい  
うことでありまして、その他、何か J V がどう  
のというのは一切私は存じておりません。

○工藤日出夫委員長 先ほど、証人は問題がある  
ので、現場に足を踏み入れないようにしていた  
と。その前にこういうことがあるのでというこ  
とでございましたけれども、こういうことでと  
いうこういうことというのは何をイメージして  
表現されたんでしょうか。

○桂 祐司証人 もう一回。

○工藤日出夫委員長 先ほど、いわゆる工事現場

に対しては特別な見学であるとか、それ以外のときには足を踏み入れていませんということだと思わすけれども、こういうことがあるので、こういうことがあるので問題にならないように足を踏み入れなかったという表現されましてけれども、こういうことというのはどういうことを想定されていたんですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 まさに、この100条委員会でございまして、いろいろな政治的な駆け引きで終わった後にいろいろなことで一定の方がシナリオを書いて、こういうことをやられる。別にここを批判しているわけじゃないです。そういう場合に備えて私は絶えず法律に詳しい法律家の意見を聞きながら、また捜査関係者、警察のOBの意見を聞きながら、これは私がいいと思っていることでも、それはやり過ぎだと、倫理上どうかということもあろうかと思わす。ですから、100条委員会等が将来起こった場合でも、それに客観的な証拠というか、客観的な御説明ができるように、あえて建設現場内には私は立ち入らないように努めておりましたし、事実、建設現場には先ほど申し上げたチャンスというか、先ほど申し上げた日というんですか、先ほど申し上げた2回の庁舎建設特別委員会の見学会、そして会派で1回行った見学会以外は足を踏み入れていません。あそこのドア開けて入ったことはございませぬ。

○工藤日出夫委員長 それほど用意周到にしなればならないような状況というのは、常にある

という想定のもとに活動されていたということなんですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 一番最初から申し上げておるように、私も30年来建設業界を生きてきております。ですから、皆さんが大変注目するであろうということでもありますので、まさにどなたかおっしゃいましたが、李下に冠を正さず、瓜田に履を納れずということで、まさに建設現場、所長もいますし、いろいろな方もいます。瓜田でございませぬ。靴を入れてとことこと行ったら、あいつあそこに行ったけれども、何をやっているんだということになりますので、一切そういう誤解を招くような行動を慎んだということでもあります。当時、ずっとそういう自分の肝に銘じて、これをやったらこう思われるかもしれない、これをやったらこうなってしまう、こんな誤解を招くかもしれないということをお考えながら動いていたということでございます。

○工藤日出夫委員長 証人は新庁舎及び防災倉庫の工事で児玉コンクリートの2次下請に木島陸運が入っているが、これは証人の働きかけか。

桂証人。

○桂 祐司証人 木島陸運と児玉コンクリートについては、その前から庁舎が始まる前から多分児玉社長がこれも建設というか、設計が始まる前ですから、いつだかわかりませぬ、これも記憶にないんでありますが、いつかのときに多分建設新聞なりを見て、私のところにアポをとられてまいりました。そのときに、北本市にこう

いう現場があるんだけどもということでありまして、そのときはまだまだこの現場が山のものとなるか、海のものとなるかというまだまだの時代でありましたので、今さっき申し上げたように、児玉コンクリートの社長は川口市の商工会議所の会頭であります。木島陸運の所長は熊谷市の商工会議所の会頭であります。両商工会議所の会頭であって、会頭同士何か会っているらしい、私もよくその辺は聞いていないのでございますが、同じ業界であるわけですから、ここらで私に仲介の労をとらせていただいて、児玉コンクリートさんのクレーンに関して木島陸運にお仕事くださいますかということをお願ひ申し上げました。

それで、埼玉県に工場があつて、県産品、いわゆる県で生産している杭というのは多分私の認識では2社しかございません。日本ヒュームという会社、これは熊谷市にございます。それから児玉コンクリート、これは工場が川口市にございます。ありがたいことに、木島陸運は非常に長い歴史の、私が言うのはおかしいんですが、よい重機屋でございますので、日本ヒュームの仕事はやっております。児玉コンクリートの仕事はやっていなかったと。営業的にやりたいという思いがありましたので、じゃ、そこを機会にどうですかということで、価格面で折り合いがつかなければこれはそれで話は終わりですけれども、価格面、そして杭は1人で歩いていけないんです。道路を通過して、クレーンでトレーラーに乗せてそのトレーラーで行って、そ

れは全部国交省の許可をとって、軸重の関係、緩和申請をしながらAという工場から現場まで行く。それらの全ての許認可申請を木島陸運がやりますということで、そんなこともするし価格もよいんじゃないかということで、その後よいおつき合いをしていただいていると私は承知しております。答えになっていませんか。

○工藤日出夫委員長 それでは、金子委員。

○金子真理子委員 それでは、木島さんの話からコンクリートの会社の話が出ましたので、児玉コンクリートについてお尋ねいたします。

まず、この庁舎に児玉コンクリートの杭が入っているわけなんですけれども、この児玉コンクリート工業の社長とはいつ知り合ったということをもう一回確認させてください。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 いつということは記憶にございませんが、工事が始まる以前に多分建設新聞等を見られたんだと思いますが、私のところに来られました。それでさっき申し上げたように、まだまだですと、それよりもどうですかと、同じ業界だからクレーン使ってくださいませんかということで、逆に私が営業をしたということでございます。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 児玉コンクリートの社長は石津市長から桂議員を紹介されたと言っておりますが、一緒に会ったことはありますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 私にはお電話で、児玉コンクリ

一トの社長からありました。それで会って  
くれないかということでありますので、3  
人で会ったことは一度もございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 そうしますと、児玉  
コンクリートの社長と会ったときには社  
長と石津市長との関係については知っ  
ていたのかどうか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 先ほど来申し上げてい  
るように、新聞でも私の記事が出まし  
た。30年来の建設業界の人間でありま  
す。そしてまた杭を運ぶ能力のあるク  
レーン会社の顧問でもありますので、  
そんなことを勘案して私のところに頼  
ってこられたのかなということで、市  
長からのお話とか、何とおっしゃいま  
したか、市長の何だかかという、全く  
市長のシの字もなく、児玉さんは「桂  
さん、建設詳しいよだから」というこ  
とで来られたのを記憶しております。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 証人はいろいろな場  
面で児玉コンクリートを使ってもらい  
たいというような意向のお話をされて  
います。市内の工事においても実際  
に児玉コンクリートが参入をしてお  
ります。そういう中で、何か働きかけ  
をしたということはありますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 繰り返し申し上げます  
けれども、当時、東日本大震災の後何  
年かたって、そして時期が前後してい  
るかわかりませんが、横浜市のマ  
ンションで杭がずれてしまって、建

物が傾いたというような事態があつた  
と思います。私も建築、専門家、構  
造の専門家ではございませんが、建  
築論一般を学んできて、またこの業  
界にいる人間としては、防災拠点も  
しくは公共の施設は、杭は支持層、  
支持層というのは深い層でこれは動  
かないんですけれども、この支持層  
に到達する工法でやるべきだとい  
うのは私の今もって持論でございます  
。ですから、地表を浮かんでいる工  
法とか、そういうのは私の建築家と  
しての信念、また市民にいいものを  
完成させるという政治家としての信  
念として、私は支持層まで到達する  
杭、ですから別に私は工法について  
言ったことはありますけれども、こ  
れとかあれとかそれとかと言った  
ことはございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 具体的に児玉コ  
ンクリートを使ってほしいという言  
葉を寄せられたということは、証  
言の中で出てきていることなんです  
。それで、北本市の工事の中で東保  
育所の新築工事、また東中学校の渡  
り廊下、それから市直接ではありま  
せんが、東分署、消防署の工事に  
児玉コンクリートが参入しているん  
ですが、この採用を働きかけていた  
という情報が寄せられています。そ  
れについては間違いはないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 そのようなことを働  
きかけた記憶は一切ありません。先  
ほども申し上げたように、工法論  
として支持層まで打ち込む、そう  
いう工法をとるべきだということは  
再三申し上げ

ましたけれども、どこを使えとかということは  
ございません。一般論として言ったものでござ  
います。それとあと委員長、お伺いしますが、  
私が議長から呼び出しをいただいたのは、新庁  
舎、こどもプラザということですので、  
余り関係のないお話はされない、参考でとい  
うのならいいでしょうけれども、よく考えてお願  
いしたいと思います。

○工藤日出夫委員長 十分注意を配慮して質問す  
るように。

金子委員。

○金子真理子委員 それでは、杭について、安井  
設計に働きかけたことはありますか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 こういう業者が私のところに尋  
ねておられるので、もし行きましたらお話  
を聞いてくださいと、先ほど来何回も答えまし  
たが、そういった御紹介をした記憶はございま  
す。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 工法についての指定、ぜひ進  
めてほしいということは言っていないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 工法というのはどこかの業者を  
特定した工法でなくて、公共施設である以上は  
複数の業者が参入できる一般的な工法でやるべ  
きだという私の持論は申し上げました。

ですから、特許物の何とか工法とかかんとか  
工法というのがあれば、それでそれは決まって  
しまうんですけれども、そういうことであれば、

安価な価格でこれほどの大型の庁舎を、多分私  
の知っている範囲ではかなり日本でも安い単価  
で完成した庁舎であると承知しておりますが、  
一つ一つ私がいろいろなことでこれだ、あれだ、  
それだと言え、それが全て価格につながって  
きます。逆に私はそういうことがないように、  
私の専門的な、余り専門じゃないかもしれませ  
んけれども、私の知っている専門的な範囲で、  
一般論で一般工法でおさめてくださいというこ  
とは言った記憶はあります。

ただし、これを使えとかあれを使えと圧力を  
かけたことは一切ございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 そうしますと、庁舎の実施設  
計書の中に構造のところではアルファ315、ベータ  
6.20、ガンマ0.80という数値が書いてありま  
す。通常、もしこういった数値を書くのであれば、  
それに類似するものということのそういう  
添え書きが必要だということになるんですが、  
証人がおっしゃるようなことであれば、そうい  
う添え書きが当然ついているはずなんですが、  
この実施設計書にはついていません。そういう  
意味で指定するように働きかけたのではないか  
と思われるんですが、いかがですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 先ほど断りましたけれども、私  
もあなた方よりは少しは建設のこと、また構造  
のことは承知しているつもりであります、そ  
こまで専門的な構造学ということになりますと、  
私は承知していないわけでありまして。ですから、

そのことについては一切わかりません。

ただし、私のお願いは一般論で図面は書いてくださいということは言った覚えはあります。

普通公共工事で1社を特定するような図面の描き方をするとするのは私は考えられないものがありますから、それは専門家のお話を聞いていただきたいと思います。

私は一切その辺については承知いたしておりません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 最後に確認をさせていただきますが、児玉コンクリートの社長のお名前は何かとおっしゃるか、御存じですね。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 苗字は知っていますけれども、フルネームは何だったか、すみません。ごめんなさい。すぐ忘れてしまうので、すみません。金子さんのフルネームも忘れしました。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 そうしますと、お名前はコンクリートの社長は市長の大切な人であるとか、石津市長と親密な関係であるというようなことは話されたことがあるはずなんです、いかがですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 そういう記憶は全くございません。何か後で知ったんですけれども、児玉コンクリートの社長が浦高、それで市長が浦高ということでそうなのかなと思いましたが、私の実の父親も浦高でございまして、浦高なん

かその辺にいっぱい、浦高なんで、別にじゃ何なのということでありまして、そういうことは言った記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 実は、児玉コンクリート自体も証人のところにアポをとったということで、大変営業活動、一生懸命やっているということは事実、わかっているんですけども、幾ら営業活動を一生懸命やってもスムーズに進んでいくということはなかなか難しいんですが、今回の北本市の庁舎の建設に関して安井設計のほうのかかわりでは大変スムーズに進んで、フジタが受注してくれたということで、ある意味、証人に大変感謝をしているような様子がありました。

ですので、相当働きかけがないとできないことではないのかなというようなことを思わせる発言だったわけですが、その点では、安井設計のほうに働きかけていないというようなことなんです、実際実施設計書にかなり児玉コンクリートを指定できるような数値が入っていたりしているので、本当にお話はしていないんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 先ほども何度も申し上げているように、私のところに来られた場合、内容を見て県内業者であるということであれば、こういう業者がいますので、お話を聞いてくださいというような御紹介はいたしますが、その後、ここを使えとかあそこを使えという圧力を一切か

けたつもりもありません。

後で思い起こせば、ですから日本ヒューム、これは木島陸運が熊谷市の工場で日本ヒュームさんの、これは同じ同業他社です、仕事をしているんです、実は。それで日本ヒュームさんもこういう会社があるんで、もちろん県産品ですから、県外の業者じゃないですから、埼玉県にある2社の業者をこういう業者ありますので、もし行かれましたら話を聞いてあげてくださいということは言いました。だけれども、私は2社に対して平等にそういうことで御紹介いたしましたので、あとは最終的には価格なのか、技術なのか、私はわかりません。

クレーン業界はある程度語れるんですけども、杭の業界、他業界は語れませんので、ですからそういう圧力をかけたということは一切ございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 児玉コンクリートさんから2回ほど料亭での接待を受けていらっしゃるんですけども、それは児玉の営業の範囲だというふうな認識かもしれませんが、実際にフジタが受注した後、鶯谷のホテルで安井設計、それから児玉コンクリート、そして証人ということで12月にパーティーのようなところを設定されて、安井設計にしてみれば受注できたということで、そのパーティーに参加しているわけなんです、この事実はいかがですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 今料亭とおっしゃいましたけれ

ども、内容的には浦和の北、北浦和の二木屋さんという、これは料亭じゃないです、割烹料理屋、あともう一つは多分川口の何とかというところでした。これは和食屋さん、これは川口は何でかという、多分児玉さんが川口の商工会議所の会頭なんでその関係で、浦和は何で使ったのか私わかりませんが、ランチもやっているようなところでありまして、決して皆さんがイメージする料亭というところではございません。金額も大した、私は余りものを食わないんですけども、大した料理ではなかったと思います。

それと、鶯谷の件ですが、これは私が多分そのころ知り合いの方にこれもどなたか忘れてましたけれども、実は鶯谷の駅前のビジネスホテルの上にレストランがあるんですけど、それでこのレストランが全く客が入らないということなんで、今はやめて、廃業されてその建物自体ほかに売られてしまったらしいんですけども、当時、何とかチャンスがあったら使ってくれないかと言われてまして、そうだそうだと、であれば、忘年会、12月とおっしゃいました、忘年会だったと思います。忘年会をそこで使ってあげようということで、どなたがどういうふうに証言されたかわかりません。私の記憶では、会費制で、私もお金を払いました。それで覚えているのは、とても余りいい料理じゃなくて、お酒もウイスキーの角か何かだったか、そんなような安いところで、決して帝国ホテルとかニューオータニとか、いわんや今ふうな新しいホテルの最上階にあるレストランということではありません。行

ったら、もしやっていたら皆さん行っていただければいいんですけども、びっくりするようなビジネスホテルのレストラン、何だ、このレストランはと行って思って、ただし私も知り合いに誰だか忘れちゃったけれども、使ったと言われてたんで、そういう縁は大切にするものですから、そこで御飯を食べた、違う、忘年会をしたというのは覚えております。

以上です。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 そうすると、お知り合いからの御紹介の場所を使ったということで、その会のセッティングされた企画したというか、集合させたというのは、証人だということになるんですが、それでよろしいですね。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 私はですから呼んで来てと言われてたんで、多分私の友人が何名とかどんな料理とかいうことで設定されたと思います。その方は紹介して設定してくれたんで、出てきたか出てこないかというのは記憶にありません。ただ、お金は会費で誰かが集めて払ってましたということで、淀川さんの会社、安井設計さんなり児玉さんなりにこの領収書がありますかと、多分聞かれているのかもしれませんが、ないはずで、会費制ですから。誰が払っていたかというのは、後半になると酔っぱらってしまうのでわからないんですけども、会費制です。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 児玉コンクリート、それから

安井設計に声をかけたのは証人だということでもいいんですね。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 タイミングがちょうど何か工事が進んできて忘年会の時期だったので、どうぞやりませんかというお声がけを申し上げました。

○工藤日出夫委員長 私から何点かお伺いさせていただきます。

先ほど杭についてですが、安井設計に頼んでいますよね。安井設計の誰かに頼んでいますよね、杭のことについて。

桂証人。

○桂 祐司証人 会社、当時のガバナンスから考えて、私が安井設計とお話するのは淀川さん、今、専務なのかな、淀川専務以外ありませんので、私が出社相手の会社の例えば誰、誰、誰にこうしてくれあしてくれというのは私の考え方からしては大変失礼なことだと思いますし、会社としてもそんなガバナンスがある会社というのではないかと思いますので、何かお願いをする場合はです。

ただし、一回こういうことがありました。いつだか忘れちゃったけれども、これは資料を見ていただければわかりますけれども、会派で北海道に視察に行ったことがございます。

○工藤日出夫委員長 それは重要な証言なんですか。

○桂 祐司証人 それは重要です。

会派で視察に行ったときに、安井さんのつくった事務所ビルを見ようということで、担

当、誰だか忘れてしまいましたけれども、その人にどこにあるのかとか、どんな設計意図でつくったのかということは聞いたことがあります。そういう簡単な案内してくださいとか、あちらはどうなのか、こちらはどうかという話はしますけれども、下請業者を使ってくれとか使ってくれるなどという話を、他社のガバナンスを飛び越えて担当の方に言うような、私はそんな不遜なまねをするつもりはございません。

○**工藤日出夫委員長** 私は証人の基本的な考え方を伺っているわけじゃなくて、証人が現実にこの杭の業者等について、安井設計の人間に働きかけたかどうかについてだけを聞いているんですが、働きかけていますか。

桂証人。

○**桂 祐司証人** 働きかけているという記憶はございません。

○**工藤日出夫委員長** それでは、この杭も含めて天井の下地であるとか、そういったことについて当時の木村直人氏に話をされていませんか。

○**桂 祐司証人** もう一回。

○**工藤日出夫委員長** 杭のことであるとか、さまざまな仕事での推薦メーカーといったようなものがあって、それらの中の一つとして杭について木村直人氏に話をしていますか。

桂証人。

○**桂 祐司証人** 記憶にございません。

先ほど来言ったように、こういう業者があるから話を聞いてくれというのは多分淀川さんに私は言っているはずなんで、木村氏に個々にお

話をしたという記憶はございません。

○**工藤日出夫委員長** この間、24日に木村直人氏が証人尋問においていただいて、今回桂氏から仕事での推薦メーカーについていろいろとお話を伺いましたと。その中で、じゃどこか具体的なものがあるんですかというこちらからの問いかけに、木村直人氏は天井の下地、耐震クリップのメーカーと、あとは杭の工事メーカーということでした。杭の工事メーカーというのはどこですかというと、工法まではわかりませんが、児玉コンクリートですと。そしてたしか工法の説明を受けて、そのカタログを構造担当者へ渡しているというような表現をされているんですけども、木村直人氏にこのような形で児玉コンクリートの名前を出して杭の業者を頼んでいませんか。

桂証人。

○**桂 祐司証人** 私はあくまでも淀川専務とのやりとりでありますので、その時期に木村氏がいたかどうかというのは私は記憶にありませんと。ということで、私と淀川さんが話をしているこちらのほうに木村さんが控えていて、それがそのように言われたと思っているのかもしれませんが、私は木村さんにこれこれこういう、今、委員長がおっしゃったようなことを言った記憶はありません。淀川さんにはそういうことで、何度も言いますが、こういう業者があるので、お話を聞いてあげてくださいということは言った記憶はございます。

○**工藤日出夫委員長** 淀川、当時の企画部長には

そのようなことを依頼したことはありますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、一番最初から言っておりますが、そういうものについては淀川さんにこういう業者がありますとお話を聞いてあげてくださいということは言っています。

○工藤日出夫委員長 その中で、この木村氏とも接触があって、具体的なメーカーの名前、そして会社の名前を出して依頼をしているということではないんですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、そこに木村氏がいたかどうかというのは私は今記憶してございません。

○工藤日出夫委員長 その結果、木村氏のところでは杭の担当ではないので、構造のほうということですが、構造のほうの担当者とはこの件で会って話をされていることはありますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 構造の担当者がどなたかということは私は承知しておりませんが、例えば鶯谷のパーティーとかの中でそういう方が入っていたかどうかということは、私は確認はしていません。ただし、そういう席でございますので、仕事の話をするということはありません。

○工藤日出夫委員長 鶯谷のパーティーの中に入っていたかどうか分からないということで、入っていたんじゃないですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 すみません、その場所で名刺

交換したわけでもないし、自己紹介したわけでもないので、忘年会ですと、何で忘年会をやったかという、そういうことでその場所を使ってくださいと。二、三人でひっそりやる忘年会よりも大勢来た忘年会でお金を使ってそのお店に貢献してあげようという趣旨で、安いレストランですが、その中にですから、そういう方が入っていた、例えば若い方が入っていたということはあろうかと思えます。しかし、どなたが来たかということは今となってはその忘年会をやったということ自体はいつということも忘れてしまいましたけれども、やったということは記憶しておりますが、その他の細かいどなたがいて、どんな話をしたかということは覚えていません。

○工藤日出夫委員長 鶯谷かどこかのビジネスホテルの忘年会というのは、平成24年の12月ぐらいだというふうに証言されているんです。実際に杭が設計図の中に入るか入らないかというのは、それよりもかなり前の話ですから、改めてこの忘年会のときに杭の担当者がいたかないか、そこで名刺交換をしたかしないかということはありません、その前の話ですから。私が伺っているのは、その前の話の段階でお目にかかっていないかということは今証人に証言を求めているわけですから、24年の12月の忘年会の話の聞いているわけじゃないんですけれども、そこはいかがですか。

桂証人。

○桂 祐司証人 委員長からいみじくも12月の段

階ではそういうことで工事が進んでいるからということで、御指摘いただきました。私も仕事をする前に受注するかしないかわからない人と一緒に忘年会や新年会をするほどつらの皮は厚くございませんので、そういう意味では工事が進んでいって、忘年会、それから暑気払いということで、工期の間にそういうことで2回、私が声をかけた鶯谷のパーティーが1回、3回ということはそれで御理解いただいたと思いますが、ですから、その木村さんと例えばどこかで会ってとかそういうことは一切記憶にないわけてありまして、記憶にないものは何とも申し上げようがないので、ですから、ここでいろいろな方は来てくれたという記憶はあります。

しかしその前にじゃ、いつどこで木村氏に会ったんだとか、いつどこで誰に会ったんだという記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 木村直人氏には、その後も証人は下請業者のことなんかを依頼をされていませんか。

桂証人。

○桂 祐司証人 その後と言われるといつだかよくわかりませんが、いつにどんなことですか。私は木村さんに、ですから、さっき言ったように、企業のガバナンスとして淀川常務にお話をすれば済むわけですから、何も木村さんにどうこうということは、例えば建築の、私散々言ったのは、1階におりる吹き抜けの階段、よく庁舎建設特別委員会でいろいろな庁舎を見ますと、階段の下がこういうふうに鋭角になって、空間

があいている。そうすると子どもがあそこに入って頭挟んじゃったりするんで、木村さんに会ったときには、一番下の折り返し階段の下の処理はちゃんとしていただいているんですかということも聞いたことがあります。そういう構造、建設学的な建築家同士の話というのはいたしましけれども、事営業に関して営業マンでもない技術屋にそんなことしても私はわからない。かえって向こうが当惑するんじゃないかと思えますので、ですからそういう、これを紹介しますとか、そういう話は一切木村さんにはしていませんだと思っております。

〔「委員長、いいですか」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 先ほど鶯谷のホテルの忘年会の話が出ましたので、聞きますけれども、証人は何で安井建築設計と児玉コンクリートに声をかけたんですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 特に理由はございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それは安井建築設計と児玉コンクリートなら証人の頼みを聞いてくれると考えたからですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 特にそういうことでもございません。

結果論として、このお二方に声をかけて忘年会をやりましょうといった程度の記憶しかござ

いません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 児玉コンクリートと安井建築設計は証人の依頼を断れない関係になっていたんじゃないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 何月何日においでくださいと言ったら、忙しいから来られないとか、そういうことはあろうかと思えます。断れる関係か断れない関係かというのは、それは私が承知する話ではありません。その日にいかがですかということをお願いして、それなら行きましようと言ったとしか思えません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 年末の忙しい時期です。証人の依頼が断れない関係にあったんじゃないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 何だか印象操作みたいな御質問ですけども、だから何だというんですか。25日でしたか、年末であろうが年始であろうが、みんなで忘年会をしましよよと言ってその日がたまたま時間があって集まってきた。それが私との関係の何を言いたいんですか。ちょっとその辺が一つのストーリーに基づいて、何かそちらの方向へ誘導しよう、誘導しようという悪意が感じられて、私は大変不愉快であります。

ただし、この証人である以上、知っていることは包み隠さず申し上げますけれども、その忘年会を設定して意に感じて参加してくれた人に、私が断れないから来させたんだとか、そういう

ような勘ぐりはやめていただきたい。事実そこで会費制の忘年会が行われたということだけでございます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 私どもは忘年会の日にちが25日なんて言っていないです。よく記憶されていますね。本当はほかの質問も全部わかっているんじゃないですか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 誰か12月25日と言いました。じゃ、12月25日だったんだと思います。よく調べたら違うかもしれませんが、というのは、何で覚えているかということ、その後私は東京のホテルに泊まって帰ったんです。非常に遠いところに泊まってしまいまして、そこからそのホテルに帰るのにうんと苦勞した。そういう思い出があります。

○工藤日出夫委員長 先ほどの木村証人に下請等に働きかけた話の中で、証人は鴻巣市にある寺下内装という会社は承知していますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 寺下氏とはもう何年も前からお友達で、建設業界の人間ですので、酒を飲んだり、何かを一緒に食べたりという仲間でございます。

○工藤日出夫委員長 この寺下内装を木村氏に、内装工事の下請にフジタのほうに口をきいてくれないかという依頼をしていませんか。

桂証人。

○桂 祐司証人 木村氏にしたかどうかはわかり

ません。私はあくまでも淀川さんにしたのかなという認識であります、こういう業者があるので話を聞いてくださいということはいたしました。

○**工藤日出夫委員長** 木村直人氏は証人尋問では、こういう話がありますからということではなく、具体的にフジタのほうに下請で使っていただきたいということを依頼してくれないかというふうに表現しておりますけれども、そのように依頼したのではないんですか。

桂証人。

○**桂 祐司証人** その辺については記憶にございません。

○**工藤日出夫委員長** 記憶に呼び戻していただきたいと思います。大変重要な働きかけの一つだというふうに私たちは見ております。少なくとも当時市議会議員として北本市の合理的な経済性のある財政運営をしたり、公正な透明性のある事務執行をしなければならないという立場にある者が、設計会社のほうに具体的な会社の名前を記して下請参入を依頼するという事は、違法か違法でないかは別にして、必ずしも適切な行為とは思われませんが、もう一度思い出していただきたいと思いますが、証人。

桂証人。

○**桂 祐司証人** ですから、寺下内装さんについては安井さんにこういう業者があると。話を聞いてくださいという話はしたかもしれませんが、フジタさんに口ききをしてくださいと、紹介してくださいと言った覚えはございません。

○**工藤日出夫委員長** 木村直人氏は桂議員からフジタのほうにということでは言われたので、当時のフジタの所長に桂議員からですということ、依頼をしたというふうに証言しているんですけども、そのような依頼をしたんじゃないですか。

桂証人。

○**桂 祐司証人** そういうような依頼をしたという記憶はございません。

○**工藤日出夫委員長** 滝瀬委員。

○**滝瀬光一委員** 証人に伺います。

先ほどの委員長の尋問の関連なんですけれども、まず、淀川氏が不在のときには村松氏、木村氏、斎藤氏が対応したということであり、また木村氏の証言の中では委員長が先ほど来質問されているように、推薦したい業者がある、そのために来社をしていると。つまりは安井設計を証人が訪れているということを証言されています。その点についてもう一度よく思い出してください。いかがでしょうか。

○**工藤日出夫委員長** 桂証人。

○**桂 祐司証人** 安井設計さんにお邪魔したことは事実であります、先ほど来申し上げており。そして、その中で私は淀川さんとお話をしたのが主だと思っておりますが、いらっしやらないときに、そういう方が別に対応に出たということは私は記憶にないのであります。

少なくとも淀川さんも入れて木村氏なり今何氏とおっしゃいましたけれども、そういう方を交えて話したという記憶はあるような気がしま

すが、上司がいないときに、部下と会って私が何を話すのかということにもなりかねませんので、私にはそういう記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 木村氏は、推薦メーカーの件では証人が来社された。それ以降も電話、あるいはメールでやりとりをされているというような証言をされていますが、その点については御記憶はいかがでしょうか。

○工藤日出夫委員長 桂証人。

○桂 祐司証人 ですから、先ほど言ったように、電話、メールは北海道の視察先を紹介してくれというような電話かメールをした記憶はありません。ただし、電話かメールで業者を紹介してくれとかフジタさんに言ってくれというふうな話はした記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 桂証人は児玉コンクリートからお金をもらったというようなことはありますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 ございません。

○工藤日出夫委員長 業者、仕事のある意味紹介、ないしはそんな形でもって紹介料というような形で証人の名義の預金通帳、または貯金口座へ児玉コンクリートから振り込みを受けたことはありますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 この本件、この今呼び出し状をいただきましたこれに関して一切、また公共工事に関して一切そういう振り込み等受けたこと

はございません。

○工藤日出夫委員長 口座名義が証人でなくても誰かほかの名義の口座に児玉コンクリートから、またその関係者から振り込みを受けたことはありますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 ございません。

○工藤日出夫委員長 口座を借りたことはありますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 口座を借りるということにも思い至りませんし、そんなことは一切ございません。第一、口座を借りるというのはそれは違法行為じゃないんですか。

○工藤日出夫委員長 児玉コンクリートから交通費として金銭をもらったことはありますか。

桂証人。

○桂 祐司証人 児玉さんから交通費をいただいた記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 先ほども申しあげましたけれども、もう一度伺いますけれども、児玉コンクリートの下請に木島陸運を使うように児玉コンクリートに頼んだことはありますか。

○桂 祐司証人 ちょっと待って。

委員長、もう一回。

○工藤日出夫委員長 先ほども伺いましたけれども、児玉コンクリートの下請に木島陸運を使うように児玉コンクリートに働きかけたことはありましたか。

桂証人。

○桂 祐司証人 これは先ほど申し上げたと思いますが、児玉さんが初めて私のほうにアポイントをとられたときに、埼玉県内で数少ない杭屋、そして数少ないその杭を運べるトレーラーとクレーンを有している木島陸運でありますので、ぜひこの機会にこの2社の協業というか、下請というか、をお願いしたいと。ただし、それには価格の問題もありますし、今、さっきも申し上げましたけれども、クレーンというのは特車申請といって、非常にその辺の道路を勝手に走るわけにはいきませんので、それを全て工場から現場まで図面をつくって地図をつくって監督官庁の許可を得て運んでいくということをPRいたしまして、ぜひ木島陸運に児玉コンクリートの仕事をいただきたいというお願いはいたしました。

○工藤日出夫委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 ないようですので、以上で桂祐司証人に対する尋問は終了いたしました。

桂祐司証人には長時間ありがとうございました。御退席していただいて結構でございます。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時00分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開します。

石津賢治証人におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどお

願い申し上げます。

まず、あなたは石津賢治氏ですか。

証人。

○石津賢治証人 はい。

○工藤日出夫委員長 続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

石津証人。

○石津賢治証人 はい。

○工藤日出夫委員長 証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人尋問については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであります。改めて私から証人の尋問について御説明させていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることとなっております。証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、医師や弁護士、宗教的な職にある者など、またはこれらの職にあった者などが職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合及び技術または

職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合となります。

これらに該当するときは、その旨を申し出て下さい。これら以外には証言を拒むことができません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人には、証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が、証人が証言拒否等ができる場合の注意事項、罰則などになります。その内容は御承知いただけましたでしょうか。

証人。

○石津賢治証人 はい。

○工藤日出夫委員長 それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員御起立願います。

宣誓書の朗読を願います。

○石津賢治証人 宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成29年8月7日、石津賢治。

○工藤日出夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印願います。座っていただいて結構です。

[石津証人 宣誓書に署名捺印]

○工藤日出夫委員長 御着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席のままに結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、証人席にメモ用紙、筆記用具を用意していますので、必要により御使用ください。

これより石津賢治証人から証言を求めます。

まず、委員長から尋問をした後に、各委員の方から順次発言を許可したいと思います。

証人は、現在どのような公職についていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 戸田市副市長でございます。

○工藤日出夫委員長 証人は、北本市長でしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 はい、そのとおりでございます。

○工藤日出夫委員長 いつからいつまでですか。

石津証人。

○石津賢治証人 平成15年から平成27年でしょう

か。

○工藤日出夫委員長 北本市新庁舎及びこどもプラザ建設工事を北本市長として執行しましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 はい、いたしました。

○工藤日出夫委員長 証人は、北本市新庁舎及びこどもプラザ建設工事の随時監査が行われたことを知っていましたか。

○石津賢治証人 随時監査……、質問を……

○工藤日出夫委員長 新庁舎及びこどもプラザ建設工事が終了後に、監査委員による随時監査が行われていたことを知っていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 証人は、新庁舎等の建設等で業者からの接待や贈り物を受けられたことがありますか。

石津証人。

○石津賢治証人 ありません。

○工藤日出夫委員長 証人は、児玉コンクリートの社長、児玉洋介氏を知っていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 はい、知っています。

○工藤日出夫委員長 どのような知人ですか。

石津証人。

○石津賢治証人 高校の先輩でございます。

○工藤日出夫委員長 株式会社児玉コンクリート工業は何をする会社か、知っていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 杭の会社と鋳物の会社ではない

かと思います。

○工藤日出夫委員長 杭の会社ということでしたが、北本市の建設工事では使われていましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 証人は、北本市長時代、公平で公正、コンプライアンスを重視しての市政運営をしていましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 はい、そのように思います。

○工藤日出夫委員長 平成15年6月議会において桂議員の一般質問で、政治家の口ききの記録を残すと答弁され、その基準を定めましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 ちょっと記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 新庁舎建設工事における事務執行で、職員の能力が最大限発揮されるような人事管理をなさいましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのように思います。

○工藤日出夫委員長 当委員会のこれまでの調査の中で、証人は安井設計事務所を高く評価されていたようですが、その理由は何ですか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは行政側の要望をきちんと具体的な形で表現していただける技量、技術、能力を持っているというふうに感じたからでございます。

○工藤日出夫委員長 安井設計事務所との契約が1社随意契約になっているのですが、なぜ1社

随意契約にしたのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 安井を決めるときには、入札で決めたというふうに理解をしておりますが、そのことではなくてでしょうか。

○工藤日出夫委員長 質問を変えます。

証人は、桂祐司前市議会議員を知っていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 はい、知っています。

○工藤日出夫委員長 証人から見てどのような議員でしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 なかなか評価をするというのはおこがましいと思いますけれども、議員として非常に優秀な方であったというふうに思っております。

○工藤日出夫委員長 証人は桂前議員には何でも相談できるような関係の議員でしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 議会の状況等については多く御相談したというふうに思っております。

○工藤日出夫委員長 証人は、新庁舎等の建設では、桂前議員のアドバイスを受けていましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 アドバイスというのがどういふことの内容かによりますけれども、いろいろな御意見等をいただいたことはあったと思います。

○工藤日出夫委員長 桂議員は、石津賢治前市長と大変信頼関係が厚いという表現が聞かれてい

るのですが、それにつきましては、証人はどのような関係であったというふうに思われてい

石津証人。

○石津賢治証人 執行部と議員、議会の関係ですので、それを越えることはないと思っておりますけれども、私が初当選の前か、その後か、ただ一人現職で応援をしていただける議員でありましたので、就任当初から非常に頼りさせていたという事だと思います。

○工藤日出夫委員長 新庁舎建設工事や防災倉庫の随意契約では、桂前議員は証人の意向を背景に活動されていたという表現が寄せられているのですが、そのようなことでありましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 そういった記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 特別に庁舎等の特別委員会で桂前議員は、自分のことを裏の市長だというようなことを言っていたと聞いた議員が多いのですが、証人は桂前議員を裏の市長というふうに認めていたということですか。

石津証人。

○石津賢治証人 そういうことはございません。

○工藤日出夫委員長 証人は、自分では業者等を下請に紹介できないから、かわりに桂前議員に行わせていたというようなことはありませんでしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのようなことはございません。

○工藤日出夫委員長 桂前議員は、これまでの証

人尋問の中で下請等についての働きかけをしているというような表現が寄せられておりますけれども、証人はそのようなことについて当時承知していましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 証人は、うわさとして聞いたりまたは気づいていたけれども、ある意味黙認していたということはありませんか。

石津証人。

○石津賢治証人 そこまで関知しておりませんので、黙認云々ということはないと思います。

○工藤日出夫委員長 それでは、質問を変えます。

安井設計事務所の淀川部長を知っていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 お会いしたことはあるかもしれませんが、記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 先日の証人尋問では、グリコの竣工式で初めて会ったというような証言をいただきましたけれども、グリコの北本工場の竣工式であったというようなことはありませんか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 その後、何度か市長室のほうに挨拶に行ったり打ち合わせに行ったりしているということがありますが、証人はその打ち合わせの場に一緒にいませんでしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 安井設計の方はたくさんの方と

お会いしていますので、どの方がどういうお名前前でどういう立場の方かということは、少なくとも今の時点では全く記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 安井設計事務所と桂前議員の関係は知っていましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 新庁舎建設の関係の中で、安井設計事務所の人間、そして証人、そこに職員も含めての場面もあると思いますが、桂前議員が同席していたというようなことについては知っていましたか。知っていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 安井設計事務所にとって、桂議員は大変重要な議員だというような証言があるわけですが、桂議員はそういう立場にいたということについて、証人は知っていましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 安井設計はこれまでの証人尋問の中でも、市の建設に影響力を発揮できる議員として、桂議員に親交を深めていくということのようでしたが、そういうことについても知っていませんでしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 安井設計事務所では、桂前議員が、北本市が庁舎建設を計画しているとい

うことで、プロポーザルに当たっているいろいろな情報を提供して、相談に乗ってもらったり情報の提供をしてもらおうというようなことで接触を図ったということですが、証人はそのようなことについて知っていましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 桂前議員は、職員の人事にまで影響を与えるというような話がありました。それは事実ですか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのような事実はございません。

○工藤日出夫委員長 実際に桂議員が、職員がある意味、桂議員の言うことを聞かないと市長に言って異動させるぞというようなことを言われたという職員が何名もいて、実際に異動もさせられたといったようなこともあります。そういうようなことについて、証人は桂議員からのそういうことについて対応したということはありませんか。

石津証人。

○石津賢治証人 ありません。

○工藤日出夫委員長 証人にとって、新庁舎建設で桂前議員は、ある意味、非常に重要な相談相手ということだったのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 重要な相談相手ということの意味がちょっとよくわかりませんが、業界に働いている方でしたので、御意見を参考にすることはあったと思います。

○工藤日出夫委員長 桂前議員がこれまでの安井設計からの尋問の中で、3年間にわたって十数回いろいろな形で飲食をするような接待を行っていたということでしたが、そういうようなことについては知っていましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 それでは、質問を変えます。

先ほど安井設計に1社随契約の質問を私がしたときに、入札で行ったのではないかなというような証言が先ほどされました。実際は基本設計者をプロポーザルで決めるということで、プロポーザルで決めたということですが、庁舎建設の基本設計をプロポーザルで行うということを決めたのは、証人の発案ですか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 プロポーザルの実施を桂前議員と相談をしたり、または何か話を聞かせていただくというようなことはございませんでしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 プロポーザルでやるということを決めたのは、内部で検討をして、その方法を決定したんだと思いますので、その前に恐らく他市の事例等を調べて、それにのっとって、そのような方式でやったのだと思います。桂さんと云々ということは記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 安井設計は、北本市の基本設計がプロポーザルになるという前提で動いて

いたようですが、このプロポーザルでいくというようなことが外部に漏れたというふうなことについては、証人はどのように考えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのようなことはないと思います。

○工藤日出夫委員長 先ほど桂証人の証言では、建設新聞にインタビューを受けて、北本市が庁舎建設をすることについてインタビューを受けた。その中で多分プロポーザルで基本設計が行われるというようなことを言ったのではなかろうかという、それを安井設計が見つけて桂証人に接触してきたのではないかということでしたけれども、この建設新聞にインタビューを受ける段階では、もう市のほうはプロポーザルの方向を出していたということになりますか。

石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 安井設計は、このプロポーザルに参加するに当たって、桂前議員から建物のあり方について数回お話し合いをしたということですが、証人はそのころ庁舎建設について桂前議員と何か具体的な話をされていたということですか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 安井設計は、当然業者としての当然のやり方だと思うんですけども、いずれにしても、施主のほうの技術提案に市が一体何を求めているのか、そして実際に悩んでい

ることは一体何なのかといったようなことを知っていただくのが一番効果的というようなことで、桂議員から様々な形で情報提供を受けたということなんです、証人は安井設計が必要とするような情報が提供されていくということについては、その当時、承知していましたでしょうか。

石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 このころからどこかで安井設計に基本設計の委託が受託されるようなことが行われていたのではないかという疑いがあるわけですがけれども、証人はそのようなことについてはどのように考えていらっしゃいましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのようなことは一切ないと思います。

○工藤日出夫委員長 プロポーザルの選考委員に東大の坂本教授が入っているが、どういう経緯で選任をしたのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 これは誰かの推薦であったということですか。

石津証人。

○石津賢治証人 そういうことではなかったと思います。

○工藤日出夫委員長 桂前議員との関係ではありませんでしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 証人の知り合いということ  
でありましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 その経緯、ちょっと記憶にござ  
いません。

○工藤日出夫委員長 当時の担当の職員が私ども  
の参考人招致であるとか職員聞き取りの中で、  
当時の担当職員が東大の坂本先生にこの審議会  
の委員について連絡をいたしましたら、坂本先  
生が、桂議員から言われていることですかと言  
ったということですが、桂前議員の何ら  
かの関係者ではないですか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 それなら、市の職員レベル  
でこの坂本先生を探してきたということになり  
ますでしょうか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 プロポーザルは、そういう  
意味で、仮にこの坂本先生等の審議会の委員が  
桂議員の関係者であるというようなことである  
とすると、必ずしもこのプロポーザルが公正公  
平に行われていたということに疑いが出るわけ  
ですが、当時の、その当時としてはどの  
ようにお考えになられていましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 公正に行われたものと思ってお  
ります。

○工藤日出夫委員長 実際に私どもの証人尋問で、  
安井設計事務所の淀川部長は、私どもはプロポ  
ーザルに参加するという前提で桂前議員と接触  
をし、そして北本市が求めている建設条件を桂  
議員のほうから情報として提供していただいた  
と。そういうことの中で、北本市が求めている  
基本設計の形を整えていったといったような趣  
旨の証言をされているわけです。

そして、今のように審議会の委員のうちの当  
時委員長だったと思いますけれども、東大の坂  
本教授がみずから市の担当者の電話にこれは桂  
議員からの件ですかという話から総体的に、総  
合的に考えれば、これは証人は知っているか知  
らないかは別にして、何らかの形でこのプロポ  
ーザルの運営が動かされていったというような  
ことについて、我々はそういう疑いを今持って  
いるわけですが、証人としてはそのような  
形については、どのようにお考えになられま  
すか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのちょっと記憶はありません  
けれども、坂本委員はたしか政府委員をされ  
ていた立派な先生であるというふうに承知して  
おりますし、委員は1人ではないと思いますの  
で、その1人によって何かおっしゃるようなこ  
とがあったというふうには思っておりません。

○工藤日出夫委員長 当時のプロポーザルには何  
社が参加したというふうに思われていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○**工藤日出夫委員長** 新庁舎建設の基本設計は、プロポーザルで安井設計事務所に決めましたが、こどもプラザの基本設計をプロポーザルにしなかったのはなぜですか。

石津証人。

○**石津賢治証人** 記憶にございません。

○**工藤日出夫委員長** こどもプラザの基本設計を単独に安井設計に1社随意契約で委託した理由は何ですか。

石津証人。

○**石津賢治証人** それは記憶にありませんが、庁舎と一体の施設ですので、そのようにするのが妥当という判断であったのではないかと思います。

○**工藤日出夫委員長** 基本設計、実施設計を新庁舎と一体で契約したほうが財政負担が少なくなる可能性があるが、なぜ財政負担が高くなる可能性のある別々に発注をしたのかということですが、いかがですか。

石津証人。

○**石津賢治証人** 質問の意味が、すみません、よくわかりません。

○**工藤日出夫委員長** 基本設計と実施設計が新庁舎とこどもプラザとを別々に今現在発注しています、結果としてですね。それを一本の契約、基本設計も実施設計もこどもプラザと新庁舎が一つのものとして契約をしたほうが安くなったんじゃないかということなんですけれども、なぜ別々に発注したのかということですが。

石津証人。

○**石津賢治証人** それは記憶にありませんが、種々検討の上、そのような結果になったものと思います。

○**工藤日出夫委員長** 証人は設計の意図伝達業務及び工事監理業務の委託も新庁舎とこどもプラザを別々に委託発注している。このことによって財政負担が増えたと考えられますが、なぜこの財政負担が増えることを選んだのか。

石津証人。

○**石津賢治証人** 記憶にございません。

○**工藤日出夫委員長** しかしながら、請負工事の入札は新庁舎とこどもプラザを一体で行っています。なぜ、安井設計に発注する業務だけは別々に発注したんですか。

石津証人。

○**石津賢治証人** 記憶にございません。

○**工藤日出夫委員長** 監査報告の中でもこの基本設計、実施設計が新庁舎とこどもプラザを別々に発注する意味が、全く書類上からも見ることができないのにもかかわらず、あえて費用負担が増えるであろうこの別々の契約にしたのかということについて、その意図がどこにあるのかということについて報告されているわけですが、当委員会としても、そのいわゆる財政的な負担が増えるにもかかわらず、安井設計の発注が別々であるということについての報告をしなければならぬわけでありましてけれども、当時執行責任者として、担当職員なり、または庁舎等建設特別委員会からの要請なんかも含めて、どのような判断をされていたというふう

認識されておりますか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 それは、安井設計の意向を受けた桂前議員からの働きかけがあったからだというようなことですか。

石津証人。

○石津賢治証人 議員の働きかけでそのようなことを決めることはありません。内部で検討した結果、そのようになったものと思います。

○工藤日出夫委員長 この後に、各委員のほうで詳しくお尋ねいたしますけれども、設計意図伝達業務及び工事監理は、平成24年の当初予算の中で決められた金額を上回る契約を証人が指示したというような証言があるわけですが、安井設計または桂議員からそのような働きかけがあつてのことですか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのような働きかけはなかったと思います。

○工藤日出夫委員長 桂前議員は安井設計から十数回にわたって飲食のおもてなしを受け、また下請の依頼を安井設計にしているが、これは発注者側の議員のあっせん行為ではないかというふうに見えるんですが、発注者の責任者としてどのように思われますか。

石津証人。

○石津賢治証人 下請にどこが入るかということまで発注者としては承知しておりませんので、何とも申し上げようがございません。

○工藤日出夫委員長 証人は、安井設計からの接待やまたは金銭等の受け取りはありませんか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 それでは、住民が納めた税金、公金がある意味これほどの安井設計に便宜を図ったと思われるような予算執行になっているわけですが、そのことについては、なぜそういうふうになったと思われますか。

石津証人。

○石津賢治証人 もう一度質問をお願いします。

○工藤日出夫委員長 住民が納めた税金で庁舎建設が進められているわけですが、先ほどのように安井設計に別々発注をしたりとか、意図伝達で予算を大きく上回る金額を認めるとかといったようなある意味、便益、便宜を図ったと思われるようなことは、なぜ行われたのかということでございます。

石津証人。

○石津賢治証人 市として便宜を図ったということはありません。

○工藤日出夫委員長 入札、競争入札、または随意契約でも複数の見積もりをとるというようなことをしなかったのは、何か意図があったのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 すみません、質問をもう一度お願いします。

○工藤日出夫委員長 設計等の随意契約が、1社随契が全て行われているわけですが、こ

のことについて入札または随意契約だったとしても、複数の見積りを徴取するといったようなことをしなかったのは、何か意図があったのかということです。

石津証人。

○石津賢治証人 それについては記憶がございません。

○工藤日出夫委員長 監査委員は、公共事業の発注、契約の原則に反する悪質な行為ではないのかという報告をされておりますけれども、コンプライアンスを重視してきた証人としては、このような指摘を受けることについてはどのように考えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは甚だ心外でございます。

○工藤日出夫委員長 それでは、私のほうからはひとまず基本的なことについて尋問させていただきましたので、各問題点について、ほかの委員から発言を求めます。

金子委員。

○金子真理子委員 それでは、私のほうから児玉コンクリートの杭工事について、北本市の工事で幾つか使われていますが、新庁舎でも使われている。このことは知っていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 今回の件で初めて承知したと思います。前から知っていたかどうかはちょっと記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 では、この庁舎に使われてい

る、また防災倉庫にも使われていますが、これが使われるように何か働きかけをしたという記憶はありますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 そのようなことはございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 今回の児玉コンクリートを使っていたきたいというような、いただけるよにということで、安井設計に桂議員が働きかけを行っていますが、それについて、児玉コンクリートを使うように桂議員に頼みましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 そのようなことはございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 それでは、証人は児玉コンクリートの児玉社長から杭工事をぜひ使っていたきたいということは要請されましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 そのような要請はございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 証人は児玉コンクリートの児玉社長が、庁舎建設を予定されているようだがということで、証人と話をしたことがあると言っていますが、いかがですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 そのような記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 記憶をぜひ呼び戻していただきたいんですが、その際、児玉社長に桂議員を紹介したのではないですか。

- 工藤日出夫委員長 石津証人。  
 ○石津賢治証人 記憶にございません。  
 ○工藤日出夫委員長 金子委員。  
 ○金子真理子委員 証人は、建設の工事、それからそういう建設関係に詳しくないので、詳しい人物として桂議員ということで指名をされたのではないのでしょうか。いかがですか。  
 ○石津賢治証人 誘導尋問じゃないですか、今は。  
 何だっけ、もう一回質問してください。  
 ○工藤日出夫委員長 金子委員。  
 ○金子真理子委員 桂議員を証人から紹介されたという証言があるんですが、証人は桂議員を紹介するに当たって、建設関係に詳しいからということで紹介をされたのではないですか。  
 ○石津賢治証人 誘導尋問、民事訴訟規則第115条2号2項に、委員長、該当しませんか。  
 ○工藤日出夫委員長 お答えはできませんか。  
 ○石津賢治証人 します。  
 何でしたっけ、もう一度すみません、質問を。  
 ○工藤日出夫委員長 児玉社長が桂議員に証人から紹介をしていただいたというふうにこの間証言しているので、紹介をしましたかということです。  
 石津証人。  
 ○石津賢治証人 それは記憶にございません。  
 ○工藤日出夫委員長 金子委員。  
 ○金子真理子委員 それでは、証人は児玉コンクリートの社長は御存じであるということですが、選挙で児玉社長からの支援は受けられたことはありますか。  
 ○石津賢治証人 記憶にございません。  
 ○工藤日出夫委員長 金子委員。  
 ○金子真理子委員 選挙の支援といっても、いろいろあると思いますが、陣中見舞いはもらったか、記憶がありますか。  
 ○工藤日出夫委員長 石津証人。  
 ○石津賢治証人 あったかもしれませんが、記憶にございません。  
 ○工藤日出夫委員長 金子委員。  
 ○金子真理子委員 では、児玉社長から接待を受けるということはありませんか。  
 ○工藤日出夫委員長 石津証人。  
 ○石津賢治証人 記憶にございません。  
 ○工藤日出夫委員長 金子委員。  
 ○金子真理子委員 接待があったかどうか記憶にないということですが、高校の同窓会の理事会の後でお食事などを一緒にしたことはありますか。  
 ○石津賢治証人 誘導尋問じゃないですか、これ。  
 ○工藤日出夫委員長 石津証人。  
 ○石津賢治証人 あったかもしれませんが、記憶にございません。  
 ○工藤日出夫委員長 金子委員。  
 ○金子真理子委員 それでは、陣中見舞いはあったかもしれないけれども、記憶にないということですが、お金を渡されたということはありませんか。  
 ○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 質問の御趣旨がよくわかりませんが、何か犯罪にかかわるような金銭の授受をしたのではないかという質問であれば、そのようなことは一切ありません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 それでは、桂議員が児玉社長から接待を受けているんですが、それについては知っていましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 では、児玉コンクリートの児玉社長と安井設計の人間が、桂議員と一緒に会食をしているということがありますが、その報告あるいは事実を知っていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 わかりました。

○工藤日出夫委員長 よろしいですか。

○金子真理子委員 はい。

○工藤日出夫委員長 ほかにありますか。

高橋委員。

○高橋伸治委員 それでは、私のほうから尋問させていただきます。

庁舎基本設計、実施設計という順番に行われたわけですが、プロポーザルに勝った安井建築設計が基本設計を行った。それで問題は、23年3月までであった基本設計が9か月延長されました。この延長された理由についてはどんな理

由だったのでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 基本設計が9か月延長され、全体スケジュールに大きな影響が出ています。このあたり当時どういうふうにお考えになりましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 実施設計が23年11月29日から翌年24年3月23日までの契約というのは結ばれています。これは非常に短い期間であったわけですが、この件について時間的に足りないというような状況を証人は把握していましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 実質、3月の時点では実施設計が完了しないという状況が1月の時点でもう見えてきていましたけれども、たびたび、安井建築設計から進捗の説明を受けていた証人は、その間の状況をどう感じていましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 現実に、3月の時点では実施設計が完了していなかった。6月の公告、入札のための公告に間に合えばいいという、そういう

認識が全体的にあったのではないかという証言が得られていますけれども、証人はどう把握していましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 24年4月18日に実際に実施設計が完了していないにもかかわらず、安井建築設計から請求書が出ています。本体の8,600万、それから子どもプラザ2,800万、合計1億1,000万何がしの請求が出ています。これについてどうお考えですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 実際に5月15日に支払いが完了しています。実施設計が完了していない支払いが行われたことについてはどう考えますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 承知しておりませんので、お答えようがございません。記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 じゃ、最高責任者である証人は、このどういうふうに進捗されているかについて把握していなかったということですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 証人、記憶にないということとは記憶にないということなんですが、実際にはですね、実際に平成24年3月22日が実施設計の

作成の契約満了日なんです。この契約満了日に実施設計が完成していなかった。事実なんです。

そして、完成をしていないだけでなく、積算書という成果物の中に、北本市の庁舎ではない江東区立豊洲西小学校の新築工事の書類がおさめたものを、安井設計事務所が持ってきて、市の検査員に検査をさせているという事実なんです。

ですから、記憶があるかないかじゃないんです。そういう事実をもって今なぜこのようなことが事実として行われているのかというのが、今委員会として調査しているんです。もちろん記憶がなければ記憶がないでも構わないんですけれども、実際に証人が最高責任者の執行権者として、このような事務が現実に行われていて、そして、検査員が合格の印鑑を押して4月の十何日に安井設計事務所から先ほど言った金額の請求書が出て、そして5月15日に全額安井設計事務所の口座に振り込まれている。その振り込まれている支出書の起案書には、当然証人も印鑑を押しているんですよ。記憶があるかないかじゃないんです。そのような事実を今我々はこの問題について調査していますので、このような事務執行が行われていたということについて、記憶がないということだけでは、これは済みませんよ。

石津証人。

○石津賢治証人 基本的に記憶にありませんが、検査員が印を押して、私の決裁印で支払いが行われたのであれば、それはもちろん私の責任でありますので、私の責任において支払いをした

ということであります。

しかし、検査員が検査をして、それで合格という書類をまた一々ほかの領収書が入っているかどうかまで、市長が確認するということはあり得ませんので、行政の手続としてきちんと行われた中で、私は自分で押したのを確認していませんから記憶にありませんけれども、もし押したということが事実であれば、そのような行政の手続の流れの中で検査員が押してあれば、それを了として支払いを決裁するというところで、その過程で何らか責任、不始末があれば、それは押した者が最終的に責任があるということですので、市長としての私の責任かもしれませんが、そのようなことがあったということは承知しておりませんし、そのような不備があれば、それは決裁をするということはないわけでありますので、それは適正に事務が行われたという前提で決裁を行ったということだと思います。

あくまで、今の時点での当て推量ですので、それでまた違うと言われては困りますので、はっきりと申し上げませんが、推量として申し上げます。

○**工藤日出夫委員長** もともとが先ほど基本設計が9か月延びた、平成23年3月に基本設計が終わる予定でいたんだけど、それが9か月延びて23年12月までになるというようなことから、安井設計事務所としては市の庁舎担当者も含めて、この段階でこれを9か月延ばせば実施設計はどうしてもできるのが、当初の予定よりもお

くれてしまいますというようなことについては、かなり安井設計も市の担当者ももちろんその全体のスケジュールも含めて話し合っているということですので、当時その9か月延ばさなければならなかった。その結果、実施設計書の完成も先送りになる可能性があるということについては、証人も含めてその中で設計事務所も含めていろいろと協議したということではないかというふうに、設計事務所も担当者もそういう認識でおるんですけども、証人は記憶がないと言ってしまえばおしまいかもしれませんが、これは重要な、極めて重要な今のこの一つの大きな問題の一つでございますので、ぜひ記憶をたどって行って、そこについては、そういえばなぜ9か月延ばさなければならなかったのか、そして9か月延ばすことによって、次のスケジュールにどういう影響が出てくるのか、それは一番なのはやっぱり開庁が遅れてしまうということが非常に大きなテーマであったというふうにも言われているわけですから、ここは多分トップであった証人の判断がなければ、ここは先へ進まないと思いますけれども、そこについてはいかがでございますか。

石津証人。

○**石津賢治証人** 庁舎に関しては、これだけの大事業ですので、設計も工事も含めて様々な事務の手續がありました。当然その過程で様々な検討も行われたと思いますし、イレギュラーなことも多々あったと思います。もう通常の事務とは比較にならない事業でありますので、今の延

長したということについても、私は全く記憶にもうありませんし、そのようなことがなぜ起こったのかということは記憶をさかのぼっても、その理由についてどうしてなのかというのはお答えすることができません。

○**工藤日出夫委員長** そのことによって、設計事務所は本来は基本設計が完了してから実施設計に入るのだが、もう基本設計が完了を待っている、さらに実施設計の完成が遅れてしまうのでということで、基本設計が完了する一月半前に実施設計の契約をしているんです。その実施設計の契約をした、この1億何ぼで契約をしたときも、もう既に3月には間に合わないのではないかというようなことを、設計事務所も市のほうに伝えているし、市の担当者も、これはなかなか4か月では完成しないというようなことを、かなりある意味わかった上で契約をしてしまったという可能性がありますから、当然契約書に印鑑を押す証人が、そのことについて承知をしていないというようなことではないんじゃないかというふうに一般的には考えられるんですけれども、証人はその平成23年11月の契約ではどのように説明を受けていましたか。

石津証人。

○**石津賢治証人** 記憶にございません。

○**工藤日出夫委員長** 我々は今、この調査をする中で、実際にこの成果物に最終的に6月の入札公告には設計事務所は間に合わせたと言っていますけれども、実際に積算をする成果物は3月にはほとんど手をつけていない。4月10日にな

ってから初めて手をつけたということですので、この完了検査をさせたという検査員は、全くそういう説明も受けないままに完了検査をしたので、とてもそこまでの状況の中で、これが未完のものだというふうには判断できなかったもので、通常の検査の中で何点かについては指摘し、その何点かについて指摘されたものが改善されたということで、これは検査を通してはいるんですが、もともとの話からいうと、その前の年にこの実施設計書の契約期間4か月でできないんだというようなことについて、証人に説明がないままにもし契約が行われていたとすると、これは業務執行上、大変な課題が残ってしまうというふうに我々は見ているんですけれども、実際にその執行をしてしまった証人としてはどう思われますか。

石津証人。

○**石津賢治証人** 記憶にありませんので、何とも申し上げようがございません。

○**工藤日出夫委員長** 実際に記憶があるなしにかかわらず、当時の状況の中で一つ一つの契約の業務が、最終的に契約者である市長である証人が、きちっとした形でもって報告を受け、そしてそのことについて問題点等も指摘しながら進めていくというべきものであって、下から上がってきているので、それぞれの担当職員を信用していただくということは大変重要ですが、それでは職員が全く説明をしていなかったということになるわけですか。

石津証人。

○石津賢治証人 適宜必要な説明は受けていたと思います。

○工藤日出夫委員長 今回のこの実施設計書の委託契約の契約をする段階では、適宜な説明は受けていなかったということになりますか。

石津証人。

○石津賢治証人 ですから、それは記憶がございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子真理子委員 証人にお尋ねいたしますが、基本設計の設計から積算をしていくと、24年度の当初予算で組んだ庁舎建設の予算をオーバーしてしまうということが、5月の時点ぐらいで明らかになったということがあるんですが、それは御記憶がありますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 わかれればお答えしたいと思いますが、すけれども、いきなりこの場に来て、いきなり証人尋問だと言われて資料もなくて、今のが何年前の話かもわかりませんけれども、そんな昔の話で契約がどうだった、9か月延長したと言われても、そんなことを承知している人は、市長経験者ならわかると思いますけれども、いないと思います。その資料を全部読み込んでそのときに誰がどういう説明をしたかとか聞けば、ああ、そういうことがあったかもしれないなどいうことはあるかもしれませんが、今この場でいきなりそうやってと言われて、9か月延長しましたとか、平成23年の実施設計がどうしたとか、それをこの場で記憶をよみがえらせて

お答えするというのは不可能だと思います。ですから、記憶、うそをつくわけにもいきませんので、記憶にございませんと申し上げるしかないということでございます。

○工藤日出夫委員長 中村委員。

○中村洋子委員 私たちは6万7,000人の市民の代表として、今こうして証人喚問をしています。市長も市長時代に皆さんの信託を得て市長として責任を持って実施していた、この執行を記憶がない、その一言で済まされる問題ではないんです。今後の問題も含めて、しっかりと思い出していただき、責任ある地位にいた、その責任を今感じていただきたいと思いますので、再度、この設計の図面がないところで、証人の判を押したというこの事実は、今知った、これから知るという状況においても、やはりその事実は認めていただきたいと思います。今のこの状況の中で覚えていることは全てお話ししていただきたいと思います。

実際に、基本設計から実施設計になった金額、その場で安井設計の示した金額、そのことに同意をした記憶はございますか。

○石津賢治証人 もう一度お願いします、質問の趣旨がわかりません。

○工藤日出夫委員長 中村委員。

○中村洋子委員 実施設計の業者からの金額、1億円の差がありました。6月議会で示された予算3,500万の金額から1,000万オーバーしていた。この事実を、そこの実施設計の金額は業者から示された金額はわかりますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

失礼しました。訂正します。

記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 金子委員。

○金子眞理子委員 証人が市長時代、本当にある意味、心血を注いでこの庁舎建設に一生懸命取り組んでいらしたというのは、私もよくわかっております。

そういう中で、限られた予算でこれだけのものをつくるのにどれだけ御苦労されていたかというところは、市民も十分承知しているものだと思います。

そういう中で、いろいろな様々な基本設計で、こうしたいああしたいということがたくさん出てきて9か月も延ばして、そして延ばしたところをそれに基づいて実施設計をつくっていったら1億円、予算がオーバーしてしまうんだということになって、結局実施設計が完成できないので、いろいろな予定されていた事業や構造物を減らしていったんですね、削り取ったというところ、その決定をするのは、やはり最後は市長だったんだろうと思うんです。そのために何回もの話し合いが行われたということなんです。そういう場面を設定されていたと思うんですが、御記憶を呼び起こしていただだけませんか。そういった話し合いをした記憶はありますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○金子眞理子委員 ないんですか。わかりました。

○工藤日出夫委員長 そうでしたら、証人……

○石津賢治証人 質問の趣旨がよくわからないんですよ。

○工藤日出夫委員長 この実施設計書が3月の契約日までには完了しなかった。完了しなかったんです。それで、その成果物である積算書は、豊洲西小学校の新築工事のものが入っていたというのも事実です。この目の前にあるこの箱がその設計書なんです。これはこうやって開くと豊洲西小学校のものなんです。

このことは間違いのない、今となっては事実なんですね。その事実に基づいて聞かせていただいているわけですが、そうすると、まず実施設計書が4か月では完成しない可能性がありますよというようなことについての説明は受けていなかったのか。記憶にないということではなくて、これは実施設計書が4か月の3月までにできませんよということは、記憶になくなるということじゃなくて、この契約そのものの瑕が発生するわけですから、当然証人は、いや、これはだめだと、この契約期間じゃだめだというようなことを言うのか、それとも途中で契約期間を延ばさなければならないようなことになるのかというようなことを言うのか、何か言っているはずなんです、聞いていればですよ。記憶にないじゃなくて、これだけ重要なものですから、そのときに職員からは説明があったのかなかったのかと。なかったらなかったというふうに言っていただければいいだろうと

思うんですけれども、

石津証人。

○石津賢治証人 本当に申しわけないんですけれども、記憶になくて、それは説明があったかもしれませんし、なかったかもしれませんし、ただできないことをやるということはないと思いますので、何らか説明があつて、それはそのように行われたと思いますし、できないものをできない状況で、それは事務を進めるということはないと思いますので、それはそうとしか申しあげようがございません。

○工藤日出夫委員長 我々としては、職員が説明をしないままに、ある意味、証人に何のお知らせもさせないでやったのか、それとも説明はしたけれども、それはそのままいったのかという、今は現実としては、その2つの選択がどのようになっているのかということなんですけれども、今の証人の説明は受けたかもしれない。もし説明を受けていたら多分やらなかったかもしれないということだとすると、これは説明を受けていないというようなことのほうが可能性としては高いということになりますか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 記憶にあるなしにかかわらず、現実にはそういう状況になっているということは、証人の記憶にあるなしにかかわらず、設計書はできていなかった。そしてできていないということ、ある意味承知の上で、この契約を結んだということも事実のようでございます

し、豊洲西小学校という全く北本市の新庁舎と違った成果物が納入されている。そのものに最終的に委託金額を払ったというのも事実でございます。どんな形であっても、事実は残ってしまうということだけは証人も承知をしていただきたいと思います。

次、大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人が記憶がないということなんで、ちょっとさかのぼってお聞きしますけれども、新庁舎のオープニングセレモニーが行われたのは覚えてますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 ちょっと本当に記憶がありません。そこでやったのは児童館のオープニングセレモニー……、記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 新市庁舎オープニングセレモニーは、証人が主催して施工会社、設計会社、関係者を呼んで式典を開いたんじゃないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 やったと思いますけれども、ちょっと記憶にどうか、思い出せません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それは平成26年10月14日にやっています。思い出しましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 すみません、思い出せません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 工事の契約をフジタ・伊田JVとしてしています。契約したのがいつだか覚えてい

ますか。

- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 契約したのは平成24年9月27日です。工事期間が平成27年3月20日までです。平成24年9月27日に工事の契約をしたことを思い出しましたか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 この工事業者を決めるために入札をしています。入札をやったことを覚えていますか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 はい、覚えております。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 その入札は9月27日の契約の前の平成24年8月17日にやっています。思い出しましたか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 入札を行ったことは覚えておりますけれども、その日かどうかということは記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 入札をする前には実施設計をしなければなりませんけれども、実施設計をしたことは覚えていますか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 当然実施設計は行っていると思

います。

- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 実施設計の契約をしたのがいつだか覚えていますか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 実施設計の契約をしたのは平成23年11月29日です。思い出しましたか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 実施設計の前には基本設計をしましたけれども、基本設計をしたことは覚えていますか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 当然基本設計は行っております。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 基本設計の契約をしたのがいつだか覚えていますか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 基本設計の契約をしたのは平成22年10月1日です。思い出しましたか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 基本設計は当初平成22年10月1日から、メモしてください。基本設計の契約を

したのは22年10月1日から平成23年3月25日まででした。それを9か月延長して平成23年12月25日まで9か月延長したことを思い出しましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 基本設計に入る前にプロポーザルをしていますけれども、プロポーザルをしたことは思い出しましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 入札かプロポーザルかちょっと覚えておりませんが、プロポーザルだったのかなと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 そのプロポーザルの公告をしたのは、平成22年6月1日です。思い出しましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今の一連の質問でオープニングセレモニーからさかのぼってプロポーザルの公告まで証人もメモしたと思いますので、その日付を思い出しながら、今後の証言をしてください。

一旦切ります。

○工藤日出夫委員長 次にいくか。

○大嶋達巳委員 僕の質問に行っていないんですか。

○工藤日出夫委員長 はい。大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それでは、続けてお聞きします。

平成24年3月議会で議決をしました新庁舎建設費の継続費は幾らでしたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それは庁舎で31億6,000万円、総額で36億6,000万円ですが、思い出しましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 継続費とはどのようなものですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 単年度で終わることができずに翌年度まで、翌年度以降かな、継続をする事業だと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 平成24年3月のときに、継続費に入れなかったものは何ですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 防災倉庫と太陽光発電と備品が継続費に入っていない。思い出しましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 そう言われれば、そうだったかなと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 当時なぜ継続費に入れなかったのですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 その理由は覚えておりません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それらは翌年度以降の単年度予算に計上する予定だったのではないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それらは恐らく庁舎本体と関係ないといえますか、不要不急の事業ではない附属的な事業であったので、それらは除いたのではないかと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 平成24年3月のときに、庁舎建設基金は幾ら計上しましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 その当時、庁舎建設基金が総額幾らあったか、覚えていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 そのとき庁舎建設基金に計上したのは19億円です。思い出しましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありませんが、そうであればそうであったんだと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 庁舎建設基金総額24億円のうち

19億円しか計上しませんでした。なぜですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それはよくわかりませんが、起債等を充当して、その金額で基金からの繰り入れが賄えたということだったのではないのでしょうか。いや、訂正します。記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 新庁舎建設費の継続費を議決したわずか3か月後の平成24年6月議会で補正をした理由は何ですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 平成25年度以降に単年度予算とする予定だった防災倉庫、太陽光発電、備品を、そのときに継続費に入れた理由は何ですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 会計年度独立の原則の例外として設けられている継続費の趣旨に反した予算のつくり方ではなかったのですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 その内容がちょっとよくわかりませんので、今の御質問には何ともお答えのしようがありません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 平成24年6月のときには、庁舎建設基金を全額計上しています。なぜ全額計上したのですか。

- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 起債を減らさずに庁舎建設基金を全額計上すれば、全ての事業が可能だったのではないですか。起債を減らした理由は何ですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 25億円におさめるために基本設計で外したものは何ですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にありませんが、例えば議場のこの壁をつけないとか、そういうことでおさめたのではないかと思います。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 それは証人の指示によるものですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 外したものは別途工事する予定だったのですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 安井建築設計は25億円におさめるため、基本性能を満たす必要最小限のスペックで設計したと証言しています。カウンターもブラインドもない状態では、庁舎としての機能を果たせなかったのではないですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 必要最低限は盛り込んでその設計にしたというふうに思っております。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 その必要最小限では十分に庁舎が機能しないんですよ。その分は別途工事にするつもりだったんですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 安井建築設計は、駐車場は証人の意向で舗装されない砂利の状態で設計したと証言しています。間違いないですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 25億円では庁舎を建設するのは無理だと市民に説明しなかった理由は何ですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 25億円でおさまった設計になったというふうに理解しております。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 25億円では十分機能をしない庁舎なんですよ。おさまっていないんですよ。なぜ市民に説明しなかったんですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 本体工事25億円ということだと、本体工事25億円では、そのよう

な設計はできたというふうに思っております。

- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 証人は、別途工事の予算をどのように考えていたのですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 証人は落札減を別途工事に充てることを考えていましたか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 24年6月8日の本会議場で、落札減のことについて言及していますが、覚えていませんか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 証人は、継続費にある設備工事等一式3,088万5,000円を知っていますか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 これは継続費に計上されていますが、一方で単年度の予算として各部署にも計上されています。二重に計上されているものです。これは証人の指示によるものですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 継続費に計上したものが、別途それぞれで計上しているということですか。そ

のようなことは承知しておりません。

- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 結局この費用は継続費ではなく各部署で計上された予算のほうから支出されました。これは証人の指示によるものですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 そのような指示をした記憶はございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 継続費は別の支出に充てられています。これは証人の指示によるものですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 証人が指示しないなら誰が指示できるんですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 それはわかりません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 指示ができたのは市長であった証人だけではないんですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。
- 工藤日出夫委員長 大嶋委員。
- 大嶋達巳委員 平成25年6月6日に契約した3億3,579万円の第1回変更契約について聞きます。入札ではなく変更契約としたのは証人の指示によるものですか。
- 工藤日出夫委員長 石津証人。
- 石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 入札にしたほうが公正な手続で、かつ低価格で契約できたのではないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 すみません、何の変更契約ですか。

○工藤日出夫委員長 庁舎建設の追加工事の変更契約。

○石津賢治証人 建設の追加工事ですか。

○大嶋達巳委員 もう一度申し上げます。

平成25年6月6日に契約した3億3,579万円の第1回変更契約です。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありませんが、工事の変更契約であれば、当然その工事を行っている業者に随意契約で契約するのが最も有利ということで判断をしたのではないかと。訂正します。

記憶にございません。

そんなの答えられないよ、そんなの。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それは証人が平成21年1月23日に決裁した工事等の契約内容の変更に伴う事務取扱要領に違反していないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それは記憶にございませんので、何とも申し上げようがありません。判こを押して私が決裁しているのであれば、それは私の責任において行った事務でありますので、その責任は私にあると思いますけれども、その変更を指示したかとか、その内容とか、そういうこ

とがどういうふうに行われたかとか、そういうことまでは記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 変更の指示とかをしないで部下が勝手にやることあるんですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 部下が勝手にやることはありませんが、最終的に印鑑を押しているのが私であれば、私の責任において事務が行われたということでもあります。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 ということは、証人の責任において要領に反して入札にしなかったわけです。そのため工事代金が高どまりし、余計な公金の支出になったのではないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 その事務がちょっとよくわかりませんので、何とも申し上げようがありません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人の誤った判断で公金が無駄に使われたのではないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 その事務の内容がわかりませんと、何とも申し上げようがありません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それでは、質問の内容をかえませう。

議会控室の間仕切りが移動式から固定壁に変更されました。差額の318万5,200円が減額され

るべきでしたが、減額されずに支払われています。証人はこのことを知っていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 児童館のトイレ化粧台キャビネット6台が未設置です。192万3,000円が減額されるべきでしたが、減額されずに支払われています。証人はこのことを知っていましたか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 なぜ知らなかったのですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にないものはお答えようがございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 部下から報告が上がってこなかったのですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は部下に信用されていなかったのですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 その質問は何か関係あるんですか、内容と。

○工藤日出夫委員長 ちょっと変えてください。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 全ては市長であった証人の責任

ではないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 ですから、何度も申し上げておりますように、決裁で最終的に私が印鑑を押している事業については、全て私の責任であります。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 適切に工事が行われていないにもかかわらず、適切に工事が行われたとして支払いが行われています。北本市に損害が出ているのではないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 適切に行われていない事務を認めるということは、私に限らずその過程の決裁権者も含めて、そのようなことはしていないというふうに思います。それが成立、前提としてありませんと、全ての決裁が成立しないことになります。皆、それが法に触れるとか何か規則に触れるということを承知して決裁をするということは、私の常識ではあり得ません。したがって、みんなそれは適切な事務だということで承認をしていると思いますし、それぞれの立場で、そのような理解のもとに決裁したものを最終的に私もそのような認識のもとに決裁をしているということだと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 北本市に損害が出ているこの責任は誰にありますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 損害が出ているか出ていないか

ということが、私には損害が出ているという認識がありませんので、お答えのしようがありません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 市長であった証人にあるのではないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 その損害がどのような損害であるか、具体的に何の幾らなのか、そして誰のどのような行為によって損害があるのかということがわかりませんとお答えのしようがありません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 先ほど申しあげました議会控室の間仕切りと児童館のトイレ化粧台キャビネットのことです。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それらについて認識がございません。記憶がございません。

○大嶋達巳委員 終わります。

○工藤日出夫委員長 非常にわかりにくかったということもあるのかもしれませんが、いずれにしても、その本来支払う必要のないものが1つは設置されていないという、いわゆる未施工というもので、これについては証人のところでどういう形で報告されたのかされていないのかということがまず1点あるわけです。

担当者レベルに意見確認をしたところ、やっぱり設計業者、そして施工業者との調整の中でそれが行われていて、必ずしも市の監督員のところ

まで来ていない可能性もあるということも踏まえた上で聞いているんですけども、いずれにしても、本来設計図に入って、施工図に入っていて、そして設計金額として例えばキャビネットの場合だったら190万ぐらいの金額が設計費として計上されていて、それは結局設置されていないということを確認をしないままに、設置されているという前提で支払ってしまったということなんです。

したがって、その工事監理をしているところも含めて責任はどのような形になるのかというのはあるわけですけども、いずれにしても、本来支払う必要のないようなものが支払われているということも、先ほどの実施設計が未完成であったというのと同じように、事実として今残っているんですね。それは誰がどこに最終的に責任があるのかというのは、今委員会としては調査していかなければなりませんので、当時発注者側の最高責任者というか、決定権者であった証人が、そのことについて報告を受けていたのか受けていなかったのか、先ほどと同じですよ。受けていて足りないものはそのままにしておけたのか、それとも全くそういう報告がなかったのかというようなところは非常に重要なところだと思いますので、ぜひ思い出していただいて証言していただきたいということです。

石津証人。

○石津賢治証人 先ほども申しあげましたけれども、未設置のものが含まれていて、それを払っちまえとか、そのようなことは私に限らず職員

においても私はないというふうに思います。それが前提としていなければ、事業を進める上でそれが適正に行われているということについて、全く担保されることがありませんので、少なくともそのようなことを記憶にないんですけども、そういったことはないというふうに思っておりますし、私だけでなく、職員もそのような状況で決裁をするということはないというふうに思います。

○**工藤日出夫委員長** 我々はこのことも含めてこの庁舎建設の中で、また例えば完成図が完成していないのに完成図が完成したような報告もされているということもあります。したがって、完成図がなぜ完成されていないかという、今のように設置されていないものが設置されているというふうに完成図にはなっている。これは明らかに完成図が間違った完成図をつくっているわけです。その間違った完成図のもとに完了検査をさせていますから、間違った完了検査をここでもやっぱり同じようにしてしまっているんです。今回は実施設計のところでも同じようなことが起き、そして庁舎建設の最後のところでも同じようなことが起きていますから、これは単純に何かの思い違いで起きているということだけでは考えられないような非常に重要な事務執行上の課題であり、問題なんではないかというのが、今、委員会として調査してきている段階なので、当時のいわゆる執行権者として、これらについての報告は全く受けていなかったのか、それとも受けていたけれども、記憶がな

くってしまったのか、それとも受けたときにそういうものはいかんとぞというふうに言わなかったのかというところは非常に重要なので、証人にお尋ねしているんですが、その点はいかがでございますか。

○**工藤日出夫委員長** 石津証人。

○**石津賢治証人** 記憶にありませんので、申し上げることはできませんけれども、何度も繰り返しになりますが、例えばその児童館のキャビネットが設置されていないのに、その分も払っちゃまえとか、間仕切り減額していないのにその分を払っちゃまえとか、そういうことを職員がするというふうには私は信じられませんし、そのようなことは行われていないというふうに思います。

○**工藤日出夫委員長** そして、随時監査からの報告も受けて我々は今調査しているわけですが、最終的には金額の調整を一括精算という形で全部調整しているんです。その調整した金額がここを減らしてここを増やしてというものもあるんですけども、その積算も実はないままに、金額だけがマイナスとプラスがあって、そしてプラスマイナスが3万円かな、ぐらいのものなので、これは軽微な変更ということでもって市長も決裁判を押しているんですが、それでもって終わっています。

本来公金を支出して、こういう工事が行われたとしたら、360万円減らしたら減らしたものがこういうものの積算の中で減らしたものであって、それを今度増やしたもののこの積算の中

で増やしたもののなんですよというものが明らかにならないと、金の流れが把握できないのではないかというものも同時に行われているわけです、今回のこの庁舎建設の中で、そしてそれが平成27年3月31日に最終的に一括精算は精算されているんです。

ですから、そういうことを考えていきますと、その事務の執行において何らかのそういったものの意図といたしまししょうか、何かがあった上でこういうことになっているのかというのが、委員会としても今非常に関心のあるところなものですから、きょうは証人にも来ていただいて、記憶の戻れる範囲、限りなく記憶を戻していただいて証言をしていただきたいというのが、本委員会としては今努力しているところなものですから、ぜひもう少し当時の記憶も呼び戻していただいて、もう少し残りの質問にもお答えをしていただきたいというふうに思います。

一通りいいですか。何かあるか、そちらで。

ここで、時間延長につきましてお諮りいたします。

本日の会議時間は、北本市議会会議規則第9条第2項により、あらかじめこれを延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、会議時間の延長をいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後5時といたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 5時00分

○**工藤日出夫委員長** 休憩を解いて再開をいたします。

再開にいたしましたところで、先ほどの何点かについて証人に資料を見ていただいて御確認をしていただきたいと思います。

まず、これは支出票と実施設計書の契約書でございます。今、手に持っているものは実施設計書等の支出命令書です。そのような形で証人が最終的に決裁をして、庁舎の分については8,000数百万円の費用が請求に基づいて支払いをしております。それが証人は、その書類に決裁をするに当たって、副市長なり部長なり課長なりから説明を受けて決裁をしたのかどうかということ、先ほど来お尋ねをしているところでございますが、その決裁書に、決裁したということについては、その説明を受けられていたかどうか、もう一度確認をいたします。

石津証人。

○**石津賢治証人** 個別にどのような説明を受けたかということは記憶にございません。

○**工藤日出夫委員長** そういたしますと、先ほど来全く説明を、仮にこれは未完の、未完成ですけれども、金は先に支払わなければなりませんというような説明はあったとすると、証人は決裁するはずがないというようなことにつながるのか、そこはいかがでございましょうか。

石津証人。

○**石津賢治証人** それは私だけでなく、先ほども申し上げましたけれども、この決裁欄に並ん

でいる印鑑を押している者たちが、そのような状況で決裁をするということは、私にはちょっと信じられないので、そのような状況はないというふうに思いますが、この件については記憶がありませんので、一般論としてそのような不適正な状況で決裁をするということはないというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 結果からだけ見れば、実施設計書はその決裁をした段階では完成していない。そして豊洲西小学校の成果品として入っていたという状況の中で、最終的に説明を受けて判断をしている。

今お手元にあるのが、実施設計書の委託契約書でございます。これもいわゆる3月には完成は極めて難しいという状況の中で、その契約書が締結されているということでございます。これもまた同じようにやっぱり証人が最終的には決裁をしている契約でございます。そうすると、これは3月には履行の可能性がないかもしれないということを説明を受けずに決裁をしたということになるわけですが、その書類を見て、その書類を決裁をした上で今改めて当時の説明はどのようなものであったのかということについてはいかがでございましょうか。

石津証人。

○石津賢治証人 これを見ただけでも、私の印鑑がもう数多くあるわけでありまして、繰り返しになりますけれども、個別について記憶はございません。ただ、先ほど来繰り返ししておりますように、不適正な状況で決裁をするということ

は考えられませんので、それは私だけでなく、この並んでいるそれぞれの決裁権者についても同様だというふうに思いますので、それはこの決裁を行った時点では、それらが適正な状況であるという認識のもとに決裁をしているということだと思います。もちろん私もそのような状況であったと思いますが、具体的には記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 そういたしますと、証人の現在としては、そこに印を押している者が全員がそれは完成したというような前提でやってたということであれば、安井設計が北本市を偽りの行為をもって委託契約料を支出させたというようなことになりましたが、証人もそのようなことになるというふうにお考えになれますか。

○石津賢治証人 それは誘導じゃないんですか。

○工藤日出夫委員長 いや、誘導じゃありません。極めて重要な証言です。

石津証人。

○石津賢治証人 そのような認識もありません。いずれにいたしましても、記憶にありませんので、このような状況について、今御質問のようなことについてお答えすることはできません。じゃなくて失礼しました。記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 その委託契約書についても、同様なことが多分言えるんだろうというふうに見るんですね。証人はそれぞれに決裁のために印鑑を押してくる者が、そういうような状況を承知の上で起案書に判を押してくるということはありません。これはあり得ないということであれば、これもまた

やっぱり実施設計書の受託者である設計事務所のほうが本来できないけれども、契約に応じてしまっているということになれば、ある意味、発注者のほうの北本市に対する偽りの行為をしているというふうなことになると思うんですけども、証人はその件に関してもどのようにお考えになられますか。

証人。

○石津賢治証人 記憶にありませんが、この契約書には履行期間が書かれていて、その履行期間について両者がこの契約を結んでいるわけですから、それはそのような業務を行うということに約束をした契約書であるというふうに理解いたします。

○工藤日出夫委員長 我々のほうとしては、委託契約書ですから、委託契約を受託した側にその履行責任はあって、市のほうに履行責任があるというふうには考えていない。しかしながら、当初からこれは履行が不可能なんだというようなことを受託者のほうが話をしているということであれば、そのことを承知した上で契約したということであれば、受託者だけの問題ではないんじゃないのかというところに、一つの今疑問点を持っているところでございますので、これまで職員等も含めていろいろとお話を聞いてまいりましたが、最後にその当時の最高執行権者である証人は、そのことについてどのような説明を受けたのか、受けなかったのか、そこについて確認をさせていただきたいということでございますが、いかがでございますか。

石津証人。

○石津賢治証人 ちょっとよくわからないんですけども、この履行期間が書かれてあるわけですから、この履行期間で業務を実施すればいいだけの話でありまして、できないのであれば、この履行期間にしなければいいだけの話ですから、そのできないものを無理にこの履行期間にする必要はないわけで、これはこのような履行期間で契約をしているということは、市も業者もこれができるということで契約をしたということ以外に考えようがありません。

○工藤日出夫委員長 そういたしますと、結果としてできなかったというところからたどっていけば、このできなかったということについても、また双方に応分の責任が発生しているというような受け取り方につながってってしまうと思うんですけども、証人はそういうことだというふうに理解しているんですか。

石津証人。

○石津賢治証人 ですから、その経緯、全く記憶にありませんので、ちょっとこの後どうなったかということもわかりませんし、この履行期間が履行できないのであれば、それは期間延長を行えばいいだけの話ではないかというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 実は、基本設計を延長する、9か月延長する段階で設計事務所が、このままいくと実施設計の完成に大きな影響を与えてしまいます。ないしは開庁の予定を延ばすしかないというスケジュール、タイムスケジュールの

ような工程表も出していく、そういう検討もしているということですので、当時証人も頭のどこかで、これはこのものはこういう形で3月には完成しないかもしれないというような認識はあったのではないんですか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 それでは次に、発言を求めます。

松島委員。

○松島修一委員 それでは、私から何件か伺います。

証人、よろしいですか。

○石津賢治証人 はい。

○松島修一委員 それでは、発注支援業務について私から伺いたいと思います。

新庁舎建設の入札に関しまして、発注支援業務がございました。これについてはどんな業務だというふうに認識されていますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 よく覚えておりませんが、評価表の作成でしょうか、違えば御訂正いただきたいと思います。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 今回の入札について策定されているわけなんですけれども、これは今回の入札というのは、制限付一般競争入札ですが、正式にはですね。総合評価方式ということなんですけれども、このいわゆる評価について入札に関しまして、適正な入札業務に欠かせない重要な

ものだというふうに認識をされていますでしょうか。

○石津賢治証人 もう一度お願いします。

○松島修一委員 この発注支援業務、いわゆる入札に当たっての業者の評価ということなんですけれども、これについては、この業務が今般の入札業務に欠かせない重要なものだというふうに認識をされていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それは業者の提案を評価する項目及び点数ですよね、支援業務はね。であるとすれば、極めて重要な業務だと思います。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 そのような重要な評価内容というんですかね、これが事業者知られると入札の業務に影響があるのか、どのように認識されていますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それはよくわかりませんが、出てきたものを評価するということですので、評価項目については事前にどういうものを評価するかというのは示していたのではなかったでしょうか、すみません、ちょっと記憶にありませんが、ちょっと質問の趣旨がよくわかりません。

○工藤日出夫委員長 松島委員、もっとわかりやすく質問をしてください。

○松島修一委員 この項目が事前に漏れると、その項目を知った業者については、競争上有利になるんじゃないかなというふうに思うんですけ

れども、その辺の秘密保持について、どういふふうと考えられたのか、もしわかればお聞きします。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 一般論ですけれども、その話でいくと、例えば設計業務等は民間に委託していて、それが事前にわかったらどうかということなども全てかかわりますので、そのようなことはちょっと契約に盛り込んでいるかどうかわかりませんが、そのようなことはないというふうに理解しております。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 それでは、この評価項目と技術評価点とか、こういった内容についてはその策定が必要になりますけれども、その策定は誰がやったというふうに認識されていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それは策定委員会をつくって行ったのではないのでしょうか。ちょっと記憶が定かではありませんが。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 聞くところによりますと、当初は市の担当職員が県の協力で原案をつくり始めたんですけれども、それは証人が指示をされたということなんでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 それでは、市の職員は県の協力ということで原案をつくり始めたんですが、

それが突然その安井設計事務所に変更になったというような事実がございまして、それは証人の判断なのか、その辺について確認をさせてください。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それは記憶にございませんが、これだけの大事業を市で経験したことの無い事業ですので、市で行うのは難しいという判断のもとにお願いをしたのではないかというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 それは、証人の判断でそういう指示をしたということなんですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それは記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 先ほど言いました秘密の保持ということからしますと、市の職員が、県の協力でつくったほうが秘密の保持が保てるんじゃないかと、こういうふうなふうに考えられるんですけれども、それにもかかわらず、この安井設計のほうにお願いをしたというのは、どういう理由でしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 先ほども申し上げましたが、これだけの大事業について、設計の能力等を含めて本市で行うのは無理とは言いませんけれども、非常に難しいという判断でお願いをしたというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 その際に、桂議員からのアドバ  
イスとか助言とか、そういうものはありまし  
たか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 そのとき、この副市長の発言か  
らしますと、菅原先生だけは絶対入れろという  
指示が出たということでございますけれども、  
これは証人からのそういった指示でございます  
か。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 実は、職員がこの評価項目につ  
いて策定中に、市長、副市長から叱責をされた  
というふうな話がありましたけれども、このよ  
うな事実はございますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 実は、その叱責というのは、こ  
の安井設計さんもともとつくられているその項  
目を一部変更しようというふうに考えたところ  
が、証人から何を交えようとしているのかとい  
うことで叱責されたというふうに言っているわ  
けなんです、これについてはそういったこと  
は思い起こされることはできますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 この項目というのは、評価項目、  
いっぱい項目あるんでしょうけれども、この中  
に4項目は絶対入れろというふうに副市長から  
指示があったというふうに職員は言っているん  
ですけれども、この辺の4項目等についても、  
証人は何か指示をされたことがございますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 重複しますけれども、職員は民  
間でなくて国の外郭団体とか、そういうものを  
提案したということでございますけれども、そ  
れを受け入れなかったという理由は、先ほど証  
人から発言あった内容でしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 外郭団体ということは記憶にあ  
りませんけれども、設計を行った事業者が最も  
その内容について熟知をしているということだ  
と思いますので、また一流の設計会社ですし、  
そこをお願いすることが最も適切という判断  
のもとをお願いをしたということだと思います。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 そのこだわった4項目というの  
は、ちょっとどんなふうに証人としては認識を  
されておったんでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 最終的に発注支援業務は安井設

計が行うということになりましたけれども、これに関連して、入札業務は公正に行われたというふうに評価をされていますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 入札は適正に行われたものと思っております。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 もう一度確認します。

職員は入札に関係しているの、民間の設計事務所に委託するというのは問題だというふうに発言したということですが、なぜその民間だというのは、やっぱり秘密保持ということで問題あるんじゃないかというようなことだと思いますけれども、やっぱりどうしてその安井でなければいけなかったのかということをもう一度確認させてください。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 先ほどお答えしたとおりでございます。

○工藤日出夫委員長 松島委員。

○松島修一委員 もう一つですけども、そういった職員がやはり民間じゃないほうがいいんじゃないかというふうに発言したところが、担当から外されたというふうな発言もあったんですけども、それは事実でございますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○松島修一委員 では、以上で終わります。

○工藤日出夫委員長 いいの。

○松島修一委員 はい。

○工藤日出夫委員長 私のほうからも少し追加で聞かせていただきますが、今、評価項目の内容については記憶がないということの証言でございましたけれども、これは、どちらかというそれぞれの業者が、いわゆる文書で記述するような内容のものであると。したがって、ある意味、数値ではかるものでないので、非常に談合ができにくいものなんだというようなことを言われる方もいらっしゃるんですけども、当時この4項目にこだわったと言われている証人は、そういうことでこれが非常に重要で、変更することはだめなんだといったようなことだったのか、確認をさせていただきたい。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 我々のほうで重要な問題として、これまで当時の担当している職員等からかなり具体的に証言を得ているものでありますから、証人が記憶がないと言われていることの大半は、職員等がかなり記憶をちゃんと呼び戻しているものなんです。ですから、ぜひ証人もそこは呼び戻していただかないと頑張っていたきたい。

○石津賢治証人 それ見せてもらわないと、それわからない、それが正しいか。

○工藤日出夫委員長 その評価が恣意的に行われる可能性があるんじゃないかというのがあるわけですけども、それについてはいかがでございましょうか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありませんので、間違えて申し上げるわけにいきませんから、丁寧に説明したいと思うんですけれども、そこを言われるとかなわんで、申し上げにくいんですけれども、評価は、たしか評価委員会をつくって、それぞれの委員に評価をしていただいた。あるいは、項目等については、県の総合評価のいわゆる入口出口というやつでチェックをしてもらったんじゃないかと思えますけれども、したがって、そこは極めて公正にその項目立ても含めて、あるいは評価も含めて行ったものというふうに理解しております。

○工藤日出夫委員長 これを評価項目の作成が、民間の設計事務所のほうに委託され、先ほどもありましたけれども、このことによって、入札業務等に与える影響もあるので、秘密の保持はできていたかというのが非常にあるわけですが、秘密の保持はできていたというふうに考えていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは、そのように当然設計会社も理解をしていると思えますし、そのように行われたものというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 発注支援業務を民間の安井設計が行い、その結果として、入札業務が公正に行われたというふうに証人は考えますか。

○石津賢治証人 もう一度お願いします。

○工藤日出夫委員長 発注支援業務の評価項目の基準を民間の安井設計が行い、そして、8月に入札業務をしているわけですが、この入

札業務の総合評価方式技術提案型というものは、公正に行われたというふうに考えていらっしゃるか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのように思っております。

○工藤日出夫委員長 入札の結果につきましては、公正なものであったということではありますが、落札減は意図したような金額が出たというふうにそのときは思われましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 落札減が幾らであったか、記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 落札減は、4億数千万円になっておりますが、その入札をする段階の前に、先ほど大嶋委員が尋問しておりましたように、1回目の設計変更で、追加工事というのが実施設計の中に示されていて、それをまたもう一度入札後に戻すためには落札減を使おうじゃないかというような話が、安井設計、または証人、または職員の中から出ていたというのが、我々がこれまでの調査の中でそういう証言を得ているんですけれども、落札減はおおよそ予想どおりに出たというふうに当時は思われましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのような記憶はございません。

○工藤日出夫委員長 この評価項目が工事業者に漏れていると、ある意味やっぱり入札が有利になる可能性があるというので、職員は、何としましてもやっぱり内部でつくって、秘密の保持をするということは大原則なんだということを言っ

ていたわけですがけれども、ある日突然、安井設計事務所に委託するというので、証人のほうからそういうことになったわけですがけれども、これは安井設計事務所ではなければならなかったんですか。

石津証人。

○石津賢治証人 先ほどもお答え申し上げましたけれども、この庁舎の設計業務を行っている日本でも一流の設計会社ですので、そこをおいてほかにないという認識だったと思います。

○工藤日出夫委員長 考え方としては、基本設計をつくり、実施設計をつくり、入札をするための積算資料を全部つくっているところに、この総合評価方式の技術提案型の評価項目を同じ会社に発注するということは、ある意味では秘密の保持が保たれていないとすると、非常に入札そのものが意図的に進んでいく可能性があるんじゃないかということなんですけれども、そういうようなことについての考えはありませんでしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのようには思ったことはございません。

○工藤日出夫委員長 全てがこの庁舎建設に関しては工事監理まで含めると、安井設計事務所が入札まで含めてある意味ではコントロールとまでは言いませんけれども、そういうような状況にあるということが、先ほどの本来なければならぬものがない、そして、減らしたものの金額調整ができていない、そして、最終

的には完成図ができあがっていない、実施設計書ができていないにもかかわらず、金額は払われていくというようなことにつながっているのではないかということもあるわけですが、証人としては、この庁舎建設におけるこの発注支援業務というものは、相当重要視していたんじゃないかというふうに考えられるんですが、いかがでしょうか。

石津証人。

○石津賢治証人 当然、先ほど来の繰り返しになりますが、重要だと思いますし、それを任せられる業者は安井をおいてほかにないという判断のもとをお願いをしたわけですが、その後きちんと委員の方にチェックをしていただくと、たしかその後に、項目が変わったりとか、訂正されたりということもあったと思いますので、それは適正に行われているというふうに理解しております。

○工藤日出夫委員長 それでは、滝瀬委員からの発言を許可いたします。

○滝瀬光一委員 それでは、契約の適正履行の確保の観点から、拠点防災倉庫の建設にかかる件について何点かお聞きをいたします。

まず、平成25年9月3日に行われた拠点防災倉庫の建設工事の入札で、不落になったことは覚えていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 はい。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 その入札では、2,000万からの

開きがあったことについては、覚えていらっしゃいますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 入札の不落を受けて、その後、どのような検討がなされたか覚えていらっしゃいますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 不落の場合に、通常に取り得る手段というのが幾つかありますので、その検討を行ったというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 建物の仕様等の設計内容の見直しを行い、再度入札執行を行う方法がまず1つ目。2つ目、実勢価格に見合った価格の見直しを行い、再度入札執行を行う方法。そして3つ目、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのある場合における随意契約による方法、この3つを検討されたというような資料が、私たちいただいております。そして、検討の結果、その地方自治法第167条の2第1項第7号に基づき随意契約をされたわけですが、その記憶はございますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 はい、ございます。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 通常ですと、この第7号、時価に比して著しく有利な価格で契約することがで

きる見込みのあるときというのは、なかなか使われないというようなことも聞いておりますけれども、証人は、今回の場合ですと、同じ敷地内で庁舎建設を行っていましたJVのほうに、JVと随意契約を結んでいらっしゃいますが、そこにあります資料の38、証人は北本市建設工事共同企業体取扱要綱については、その当時確認をされていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○滝瀬光一委員 この取扱要綱第11条対象工事で、特定建設工事共同企業体による施工の対象とする工事は、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事で、市長が適当であると認めたものとする規定されております。証人は、この拠点防災倉庫建設工事は、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事であると認識されたわけですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○滝瀬光一委員 ないか、そうですか。

○工藤日出夫委員長 じゃ、誰が決めたの、これ。誰かが決めない限り、できない。  
滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 そうしますと、この第7号を使うことについて、どなたからか助言、アドバイス、そういったものはありましたでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 それでは、最終的にはどなたが判断されたのでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 はい、私の判断で行いました。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 当委員会では、なかなかこの第11条の対象工事に該当するのかどうかということについて疑問があるわけで、これに該当しないとした場合には、この北本市の建設工事共同企業体取扱要綱に違反することも考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 今、読んだ限りですけれども、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事の詳細はどこかに書いてあるのでしょうか。あれば、お答えできると思いますが、ちょっとよくわかりません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 その詳細は、これには実は書いていないと思います。最終的には、市長が適当であると認めた場合になるのかと思いますが、いかがでしょうか、再度。

○石津賢治証人 ちょっともう一回お願いします。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 いや、もう一度質問をお願いします。

○工藤日出夫委員長 質問ですか。

○石津賢治証人 はい。

○工藤日出夫委員長 証人に質問は、どんな、意図がわからないということであれば、もう一回

質問させます。

○石津賢治証人 すみません、聞き漏らしました、質問を。質問を聞き漏らしました。

○工藤日出夫委員長 聞き漏らしたのね。

じゃ、もう一度ちゃんと。もう少しきちんと、わかるように質問してやってください。

○滝瀬光一委員 この11条で対象工事について規定しておりまして、この中で市長が適当であると認めたものとするという規定だけでありまして、これ以外には北本市の取扱要綱の中では特段規定がないわけですが、改めて市長が適当であると認めたものとする対象工事について、この拠点防災倉庫が大規模工事であって、技術的難度の高い特定建設工事であると認識されるのでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 当時の認識ということだとすると、記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 それでは、今現在の認識としてはいかがでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 大規模工事で技術的難度の高いというのが、どのようなものを示すのかということが具体的に示されませんと、何とも申し上げようがございません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 それでは、改めて現在このお取扱要綱をご覧になって、JVに発注したことについて、どのように認識されますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 不落ということで、種々検討した結果、そのようになったというふうに理解しております。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 それでは、質問を変えます。

このJVとの契約に当たって、当時の西岡副市長が、市長から桂議員がJVのフジタと調整をしているからそれを待たと言われた、そう証言されていますが、この点についてご記憶ありますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 それは、指示したという記憶がないということでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それも含めて、記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 それでは、この7号随意契約に基づいて、JVとの間で設計額と同額で契約がなされていることについては、記憶がございますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 随意契約で、設計額と全く、100%同額であるそういった契約について、証人はどのように認識されますか。一般的でも結構

です。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 最近は、積算のソフト、プログラム等によって、行政側の作成した設計金額と同額の入札等というのがよくあるというふうに思いますので、同じソフトを使っていれば、同じ結果が出るということだと思いますので、そのようなことは皆無というふうには言えないと思います。一般論です。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 それでは、証人は、JVとの間でその価格について調整がされた、そういった事実はなかったと認識されていますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 一切ございません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 それでは、フジタのほうに参考見積りとして、その不落後、9月18日に参考見積り徴取を起案し、2日後の20日に、相手先から参考見積りが提出されております。わずか2日の間ではありますが、これについては、なぜそのような急いだのか、記憶はございますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 この点については、建築業法違反の可能性があるということについては、認識はございますでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 ありません。

○滝瀬光一委員 ありませんか、そうですか。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 見積りの期間について、余りにも日数が短いからということでの尋問をさせていただきますけれども、一般的に参考見積りとはいえ、徴取を依頼して2日後に出てくる、そういったことは証人はよくあることだと考えられますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 それでは、36番と34番をお願いします。

34番のほうは、拠点防災倉庫の積算の根拠であります。その金額が、税抜きで1億1,900万、そして36番は、当委員会のほうで拠点防災倉庫の参考……逆かな。

○工藤日出夫委員長 逆だよ。

○滝瀬光一委員 逆。

○工藤日出夫委員長 うん。

○滝瀬光一委員 逆でしたね、ごめんなさい。36番と34番、逆でした。34番のほう、積算根拠のほうは、金額が1億100万ぐらいになっているかと思うんですけども、それは当委員会のほうで後日いただいたものなんです、その金額の差額については、証人はどのように認識されますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 全くわかりません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 その金額の差額を見て、証人は相手方に参考見積り徴取を取る際に、もう少しちゃんと積算した上で見積りを出していただくべきであった、そういうふうにはお考えになりませんか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 34番と36番の意味がよくわかりませんので、ちょっと今の質問にお答えできません。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 36番のほうの参考見積り、こちらは25年の9月20日にフジタのほうから提出されたものであります。そして、34番の拠点防災倉庫の積算根拠、1億約100万のものについては、これ、フジタから資料請求してもらったやつですよね。当委員会でフジタのほうに資料請求をして、取り寄せたものであります。現実にはその積算根拠と参考見積書の間で、金額に相違が生じているわけですが、その点についてどう認識されますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 この1億100万の見積りがどういう意味なのかわかりませんので、何ともお答えしようがございませんが、当時徴取した見積りが1億2,000万ということであれば、それはその当時それが適切であるということを出された見積りというふうに理解いたします。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 結局参考見積りをとるのに、2

日という期間でした。そして、また設計額と同額ということもございます。だから、考えられる1つの考え方として、積算の根拠、それが後付けでなくなってしまったということも考えられるかと思うんですけども。

〔「誘導じゃないんですか」と言う人あり〕

○滝瀬光一委員 なっちゃいますか。

○工藤日出夫委員長 いや、記憶にないという表現が多いので、その場合は誘導尋問には当たらないということの見解はありますので、証言、答弁できるものは答弁してください。

石津証人。

○石津賢治証人 すみません、もう一回質問お願いします。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 まず、参考見積りを徴取するまでの期間が2日間である、そんな中で、積算の根拠、後日当委員会がフジタのほうからいただいたその34番の資料、それが策定ができるだけの時間的余裕がなかったことが、1つ考えられる。そして、また設計額で契約となっていることから、その情報が相手方に伝わっている可能性についても否定できないというように思われますが、その点について証人はどのようにお考えになりますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 後から見れば、何とでも理屈がつくので、それは今おっしゃったようなことをお思いになるということはあるかもしれませんが

けれども、少なくとも当時はこの参考見積りが出されてきて、しかも、入札において不落だったわけですから、ということは、ほかの業者がその金額でできないと、しかも、地元優先ということで地元に出した工事を地元ができないということでは来てきたわけなので、庁舎については御存じのとおり、もう年々資材費の高騰していますし、時間がたつほどもう建設当時でさえ設計のときよりも金額が上がっていくというような状況にありましたので、それは不落でできないと言われて、予定価格以内でおさまった見積りが出てきたということであれば、それはそのような契約をするというのは、当時としては何ら問題のあることではなかったというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 よろしいですか。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 先ほど証人に、証人が主役の新庁舎オープニングセレモニーのことは記憶にないということでしたけれども、何で防災拠点倉庫が不落になったことは覚えているんですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 議会で相当毎回のように質問をされていた記憶がありますので、それは覚えています。もっとも、私が答弁した記憶はありませんけれども、議会で種々やりとりをしていたということで記憶がございます。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 何であれだけ記憶にないを連発しているのに、この件が地元優先ということ

覚えているんですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 それは、なぜと言われても困りますけれども、そのようなことだったということを知覚えています。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 不落になったときに困っていたわけですけれども、それを今同じ敷地内で、本体工事をしているフジタに頼むというのは、非常にいいアイデアだと思ったんですけれども、これは証人の考えですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にございません。

○大嶋達巳委員 終わります。

○工藤日出夫委員長 それでは、私から何点か。

当時の状況として、この防災倉庫が入札が不落になったという事実は、当時の状況を考えると、大変証人もこれは困ったなというふうに思っただろうなということは推察できるんですけれども、これが不落になったという報告を受けたときには、これはどうしようというふうにされましたか。先ほど設計変更してもう一回やり直すのか、それとも、これをどういうふうにしてしようのかというのは、非常に判断の要るところだったと思うんですけれども、証人はそのときに、まず思い浮かんだのはどういうことをしようかということだったんですか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありませんが、一般的に私が相談をしたのは副市長がほとんど、常にと

言っていていいと思いますけれども、相談をして、担当者も交えて決めていったということだと思いますので、当然、そのような打ち合わせを行っただろうと、ちょっと記憶にありませんけれども、そういうことだと思います。

○工藤日出夫委員長 こちらのほうでも調査をする中で、当時は9月いっぱい消費税が5%で、翌月から8%になるということで、非常に切羽詰まった状況が一方ではあったんだという表現もあるわけですけれども、そういう中で、この限られた期間の中で進めようというようなことであつたのかどうなのか、そこは証人は当時どういう状況でありましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありませんが、今の消費税云々というのは、そういうことあったような気がいたします。できれば、その前にということはあるのかもしれませんが、記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 ぐらし安全課の職員は、まず、当時の市長、証人ですね、からフジタ・伊田のJVに相談をしてみろと言われて、職員が4人ほどでフジタの現場事務所に行ったというふうに表現しているんですけれども、そういうふうに言っていると言っていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは、記憶にございません。

○工藤日出夫委員長 記憶にはありませんけれども、記憶している職員は、当時の市長から、今の証人から行ってこいと言われて、全部でくら

し安全課の職員、そして建築開発課の課長も含めて行っているということですので、証人が言ったというようなことになるんですが、いかがでございますか。

石津証人。

○石津賢治証人 そういうことあったかもしれませんが、記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 どうしてそのJVでというふうに思いついたんですか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは先ほどもお答えいたしました、不落の後に相談をして、そのようなことになったのではないかと思います、記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 先ほど特定建設工書の要綱の中で、これはいわゆるJVにする、いわゆる特定建設工事に当たらないというようなことについて尋問がありましたけれども、このときには、この要綱に該当するというのであれば、フジタ単独か、伊田単独ということは考えなかった。そのときには考えませんでしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありませんが、その要綱を承知していれば、また別途この検討はあったと思いますが、記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 先ほど記憶にないというふうに言っておりましたけれども、桂議員がフジタと受ける受けない、受託も含めて調整をしているということでしたが、それは証人が桂議員に頼んだということですか。

石津証人。

○石津賢治証人 そういうことを議員に頼むことはないと思います。

○工藤日出夫委員長 そういたしますと、桂議員が誰からも頼まれていないんだけど、ここは一番何とかしないと消費税に間に合わないのということで、桂議員が自発的にフジタと調整をし、そのことを証人に報告したので、証人は、現在、桂議員が調整しているぞというようなことを副市長に言われたということになりますか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 大変重要なところなんですね。当時の西岡副市長が証人尋問で宣誓をして証言しているんです。桂議員がフジタと、今、交渉しているのでそれを待てと言われというふうに言っているんですけども、証人は、それを待てというふうに副市長には言っていませんか。

石津証人。

○石津賢治証人 桂議員に交渉を頼むということはありませんし、待てと言ったかどうかということについては記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 そうすると、副市長は勝手に思い込みで証言をしたということになりますか。

石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

○工藤日出夫委員長 職員からの聞き取り、また

は参考人招致、または証人尋問でも副市長が、市長から言われて、副市長が、今、桂議員が調整しているのでその結果を待てというふうに職員も言われたというふうに表現しているんですけども、そうすると職員もいい加減なことを真に受けて、うそをついているということになるんですが、そういうことですか。

石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

○工藤日出夫委員長 かなり具体的な話を桂議員はされています。これまでの我々の調査の中でいうと職員ないしは副市長も含めて証言しています。それはなぜかという、桂議員はフジタと調整をする中で、設計金額と同額でないとJVはこの拠点防災倉庫の工事は受けないと言っているということを副市長もその聞いた職員も言っているんですけども、そういうことは証人は聞いていませんか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 かなり周りの証言は非常に具体的な証言なんです。証人は記憶がないということだけですけども。

桂議員は当時、監査委員をしていました。監査委員でもって例月の監査の中でも建築開発課の定例監査の中でも、拠点防災倉庫については決まってよかったねと、私がフジタと調整したといったようなことを言っているわけですから、明らかに桂議員はフジタと拠点防災倉庫を引き受けるための調整役を果たしたというのは、

我々の調査の中で言えば客観的に証言を取れているんですけども。あと、記憶がない、記憶がないだけではなく、記憶をぜひ呼び戻していただいて、そういうことを桂議員のほうから報告を受けたり、また話があったかということについては、いかがでございませうか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 そうしますと、これはフジタとJVの契約するに至るところは、どういう経過のもとに、当時、大変消費税が上がるとはならないか、増税にかかわるとはならないかということで、くらし安全課も、契約担当もある意味では営繕も含めて、大変心配をしながらこの契約の推移を見守っていたという状況の中で言うと、誰かがどんな形にしろ、そのフジタとの窓口の中で交渉ないし調整をしない限り現実の問題として、これ契約が成立するはずがないじゃないですか。公募しているわけでもないし、募集しているわけでもないわけですから。それなのに、どうして9月20日の日に見事に、設計金額同額でもって契約が締結されるんですか。そこに証人は決済の判こを押しているんですよ。

この9月のこの日、決裁している日には、議会の真っただ中の日です。ですから、どうしたんだと言ったら、休憩の合間をとって起案を3回上げて、決済をとっている。大変な綱渡りの中で、最終的に契約に結びついている案件ですから、これは記憶がないなんていう話じゃな

くて、相当記憶の中にあるような契約のやり方じゃないかと思うんですけれども、これはどうしてフジタと契約をすることになったんですか。

証人。

○石津賢治証人 それは職員が対応して、そのようになったというふうに理解しております。

○工藤日出夫委員長 いや、職員は誰も対応していないんです。証人にフジタの事務所に行って受けてくれるか、くれないかを打診してきなさいと言われたので行ってきましたと。そこからは誰も対応していないんです。それはなぜかという、証人が副市長に、今、桂議員がフジタJVと調整をしているから、それを待てと言われたから全員が待っていたんです。ですから、誰も調整していないんですよ。誰も調整していないにもかかわらず、なぜか9月18日に参考見積書が出てきて、そして、起案をし、決済をし、20日の日に契約締結されているわけですから、これは、誰かが、どこかでちゃんとJVと話をしないと契約にならないんです、これ。いかがでございますか。

石津証人。

○石津賢治証人 質問の趣旨がよくわかりませんが、その行政以外の人間が関与して、そのようなことを行うということはありません。職員が対応して最終的に見積書の提出、決済に至っているということで理解しております。

○工藤日出夫委員長 職員は見積り徴収の起案を出して、参考見積りの起案を上げて、決裁をもらって、フジタのほうに参考見積りを出してく

ださいと言ったら、18日の日に参考見積りなるものを営業課長が持ってきた。それをもとにして契約をした。

しかし、この参考見積書の徴収を起案するまでのところで、フジタJVが受けてくれるか、受けてくれないかといったような交渉をした形跡は、実はどこにもないんです。いわゆる副市長がおっしゃっている、市長が、桂議員が今、それを動いていますから、もう少し待ってくださいといったような表現以外は、どこにもないんですよ、これ。

証人。

質問の趣旨がわからないんじゃないんです。どうしたら、誰がやったら20日の日に契約が締結できたんですかということです。職員がやっていないんです。誰も。聞いても。桂議員だったんじゃないんですか。

石津証人。

○石津賢治証人 桂議員にそのようなことをお願いすることはあり得ません。

○工藤日出夫委員長 そうすると、桂議員は単独で、自発的に調整をした結果、これはうまくいくぞということを証人に報告をし、証人が、これはじゃ、これでもって契約をしようというようなことになったというような筋書きになるわけですか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのようなことはないと思います。

○工藤日出夫委員長 そういたしますと、今、証

人が考えられる手順、スケジュール、工程はどういう工程をとったら、9月20日の日に、この設計金額と同額で随意契約が可能になったというふうに考えられますか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは日程等わかりませんので、今、そのように質問されてもお答えできません、じゃなくて、わかりません。

○工藤日出夫委員長 それでは、質問を変えます。証人が直接フジタ J V と交渉いたしましたか。石津証人。

○石津賢治証人 そのようなことはありません。

○工藤日出夫委員長 副市長にフジタ J V と調整をするように指示を出しましたか。石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 そうすると、誰にも指示は出していないにもかかわらず、どこかで動いて最終的に契約が成立したというのは、これはマジックですよ。そういうふうにしか思われませんが、これは何かどこかにマジックみたいなものがあつたんでしょうか。それはあり得ない話ですから、誰が、どこかで必ずフジタと話し合いをしている人がいるはずなんですけれども、それは証人が知らないところで行われていると思われませんが、証人、思い出してください。記憶を呼び戻してください。これは重要なところですから。

石津証人。

○石津賢治証人 それは、職員が行って、そのよ

うな契約決済に至ったというふうに理解しております。

○工藤日出夫委員長 そうすると、職員は我々の証人尋問や参考人招致や意見聴取について、全員が口を閉ざしているというようなことになるわけですが、なぜ口を閉ざさなければならぬと証人は考えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

○工藤日出夫委員長 職員は、すべからく、最終的な調整は桂議員がやっているとして市長が副市長に言ったことを、そのまま全員がそのように受け止めているわけですが、何回も聞きましますけれども、ここは重要ですが、証人が桂議員から報告を受けて、桂議員の調整を待っていたんじゃないんですか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのようなことをお願いしたことはありません。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 先ほど証人は、西岡副市長によく相談していたと証言されています。その西岡副市長の証言ですけれども、市長のほうから、今、桂議員が調整に入っているのです、その指示を待つようにと証言しています。証人に記憶はないですが、言った可能性があるんじゃないんですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありませんが、調整を頼むということはありません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 言った可能性も否定するんですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 その言葉は記憶にありませんが、その調整云々を桂議員に頼んだということはありません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 証人は、西岡副市長と2年間一緒に仕事をしていましたが、西岡副市長はうその証言をするような人物ですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 それでは、西岡副市長が偽証しているということですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 ですから、私は記憶にございませんとお答えしております。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 記憶にないけど、言った可能性はあるんじゃないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 ほかに。

岸委員。

○岸 昭二委員 私のほうからは、工事監理及び設計意図伝達業務についてお聞きしたいと思い

ます。

時期的には、24年8月から9月27日に締結ですので、時期的には全てそこら辺の話になると思います。

まず最初に、この業務の締結についてのこの見積りのやりとりだとか、そういうものがあつたわけですけれども、その最初の冒頭のころ、24年8月末に、安井設計に早く発注を出せと職員に証人は指示をしたというふうに聞いております。そのことがあつたのかどうか、また、あつたとしたらなぜ急いだのか、そのことについてはいかがでしょうか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 記憶にないということは、次の質問も同じようなことになると思いますが、これ実際に証言がありまして、小川氏、小川氏というのは安井設計の小川氏です、小川氏が訪問したその日に、市長から工事監理を安井設計と契約するように指示されたと、このような証言がありました。小川氏に頼まれて、そのような発言になったと思いますが、そのことについてはいかがですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 そうしたら、今、契約の最初のころですが、9月27日に契約になるまでの間のことです。安井設計の淀川氏と話したことは、

この契約についてですよ、ありますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 桂議員と話したことはありますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 西岡副市長に対して、このことについての指示というのはどのように出したかということは覚えていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 西岡元副市長が、安井設計の契約を証人から急いでやれというふうに言ったと証言をしています。そのことについても覚えていませんか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 それでは、今のその契約の当初予算、これは24年3月議会にも出ていると思いますけれども、金額言っちゃいますけれども、3,847万円でした。このことについては例えばきっちりと数字を覚えているということではなくても、およそ、そのくらいの数字だったということ覚えていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○岸 昭二委員 次に、この見積り、

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 安井設計から見積書が提出されたわけですね。その金額は5,080万と、これは税抜きですか、この報告を受けたと。その報告の内容について覚えていたら発言をしてください。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 次は、当初の予算3,847万円だったわけですね。それに対して、今言った5,080の見積りがぽんと出てきたわけです。単純に1,500万を超える報告であったというふうことですよ。これは非常に三千八百万何がしの予算しか持っていない、突然、この1,500万を超える5,080万の見積りがぽんと出てきたわけですね。そのときの驚きといいますか、何といたしますか、そのようなことまで覚えていませんか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○岸 昭二委員 ということは、記憶にないということ、次の質問も答えられないということ。今、言ったようなことであれば、1,500万、高いわけですから、例えば他から見積りをとるように検討をしたり、さまざまなことをしたと思いますけれども、そのことについても、そのようなことを考えたと思うんですけれども、そ

のようなことについても記憶にないですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 記憶がないということは、次のやりとりなんですね。その次の、要するに1,500万も高い見積りが出てきて、その中に交渉が進んで、その次の段階として4,500万円という見積書には出精値引きという形で、580万円値引きされた金額が提出されたということです。これについては覚えていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 記憶にないんであると。

それでは、次の質問ですね。この契約について、その数字だとか、そのやりとりを仮に覚えていなかったとしても、契約そのものについての質問ですが、建設設計は新庁舎と子どもプラザを一括で契約をしております。しかしながら、この意図伝達と工事監理のこの委託については、別々に契約しているんですね。このことについて、明確に、細かいことは覚えていないと思うんですが、何で個々に分けたのかと、一括でやった方が割安になる可能性が指摘されているわけですが、これについてはご自身の考えというのがあったらお願いします。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 そのやりとり、全てが覚えていないということだと、次の質問もちょっとどのような答えになるかわかりませんが、結果として一者随契で、予算をさっき言った数字のとおり、出精値引きをした後でさえ1,000万を超えるところで、向こうは580万値引いたけれども、こちらは予算に対しては1,000万高いところで契約をしたわけですね。この工事監理の業務についてはですね。これは、結果として市民に1,000万を超える損害を与えたという、そのことだけ見ればそのように感じますが、そのことについて証人はどうお考えですか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 そのような認識はございません。

○岸 昭二委員 これは最後になるとは思いますけれども、

○工藤日出夫委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 この今のことについて、いろんな、後から出てきた随時監査も行われまして、工事監理が、言葉がどうだかわかりませんが、ずさんだとか、何でこんな性急な判断をしたのか、せっかちなとか気が短いか性急なという意味ですよ。そういうことがあります。

それで、この随時監査、ここに手元にあるので、この工事監理及び設計意図伝達業務のことについて触れているところをちょっと読みますが、この業務における完成図確認業務が適正に履行されておらず、提出された完成図には軽微な設計変更等が反映されていないことを確認したと、具体的にいえばこういうことを通して、

ずさんな工事監理であるというふうに指摘されているわけであります。このことについて証人はどのように考えますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

○岸 昭二委員 以上です。

○工藤日出夫委員長 私のほうから追加で尋問させていただきます。

今、岸委員のほうからもありましたので、できるだけ重複は避けようと思えますけれども。

少なくとも、当初予算にあわせて一度は設計をして、それを起案をし、証人は決済をしているわけですが、決済をしていますか。

○工藤日出夫委員長 石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 記憶にあるかないかにかかわらず、この書類は残っています。予算が約3,800万円、そして起案した設計金額が約3,500万円、これをもって一度、市長まで決済をしています。この書類は残っています。残っていますから記憶があろうとなかろうと決済をしています。

そしてそのものをもとにして仕様書を安井設計に出し、見積り徴収をさせているわけですが、それは知っていますよね。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 記憶になくても、これは手続上、起案書が決済されていますので、その決算書に従って、仕様書を持って安井設計事務所に見積りを徴収しています。これも記録があり

ます。記憶がなくても記録があります。

そして、安井設計から見積書が提出されました。この提出された見積書については報告を受けましたか。

証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 証人に記憶がなくても、提出された書類は残っております。そしてそれは、市長まで報告したという表現もあります。そしてそれを見たという副市長もいらっしゃいます。ですから、当然、市長には報告をしたということですので、記憶がなくても記録はあります。

そしてそれが、証人が決裁した設計金額を約1,500万円を超えている報告を受けたと思いますが、受けていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 記憶になくても、そういう記録の書類が残っております。

そしてその報告を受けて、証人は副市長にどのような指示を出されましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 記憶になくても、指示を受けた副市長は宣誓をして証人尋問の中で、金額調整をしろというふうに指示を受けたということですが、そういう指示を出していますか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 記憶になくても記録に残っ

ております。

そして、その指示を受けて副市長も担当者に予算調整をするということですが、そのときに証人は副市長に対して、高すぎるから幾らかは安くしろ、すなわち予算よりは多くていいけれども、言われた金額よりは安くしろという指示を受けたというふうに証人尋問で証言をしておりますけれども、そういう指示を出しましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 証人に記憶がなくても、そういう証言をしたという記録は残っております。

なぜ、予算を超えてもいいという判断をなされたのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは、よくわかりません。記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 記憶がなくても、副市長は証人尋問で、そのように証言をしておりますので、証言の記録としては残っております。

予算主義である公共事業の予算執行が、予算を超えてもいいからというような指示を出すということは、予算執行を管理するものとして適切な予算執行とは思われなかったのかということについては、どのようにお考えになるのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 予算を超えてお金がなければ事業は実行できませんので、そのようなことがあるというふうには理解できません。

○工藤日出夫委員長 実際に証人は副市長に対し、予算はもう既に3,800万円しかないのにもかかわらず、その予算は超えることは容認し、そして安井が出した金額は幾らかでもいいから下げろということですので、明らかに予算を無視した金額調整を指示しているわけですが、そのような予算の契約予算をするようなことというのは、証人はよくあったのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 予算を無視して、事業を実施するということはあり得ません。

○工藤日出夫委員長 副市長は、職員と一緒に安井設計事務所の職員と約4回から5回ぐらいの金額調整をしたというふうに証言しています。この予算調整をした途中の経過報告は副市長からは聞いていましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 金額交渉は、証言をとる段階では安井設計が主導したというような印象を強く持っているようですが、これは証人の意向が、安井設計が主導するようなことを容認するというようなことだったのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 質問の趣旨がわかりません。

○工藤日出夫委員長 金額交渉の席では、常に安井設計が主導をしていた。これは証人の意向がそう反映されたものですかということですが。

石津証人。

○石津賢治証人 その件について、私が関与した

ということはないと思います。

○工藤日出夫委員長 なぜ、発注者側の権利を主張しなかったというふうに考えられますか。

石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

○工藤日出夫委員長 このことについて、桂議員からは何らかの話はありましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 ありません。訂正します。記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 予算を超えないと合意できないということについては、いつ報告を受けていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 証人が記憶にないにもかかわらず、この金額調整は最終的に、先ほど岸委員が申し上げましたように、安井設計の480万円を値引きし、市のほうがおおよそ1,000万円の新しい金額を設定し、税抜き4,500万円で契約をしている。このときに副市長は公表の席についたら安井設計が「これです」と出された見積りが4,500万円だったと言っておりますが、証人はこの金額は既に安井設計のほうから報告があり、了承していたというふうなものでですか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 この金額につきましては記憶がないということであっても、見積書として580万円が値引きされたという見積書は残って

おりますので、証人に記憶がなくても記録としてはそのような契約業務が行われていたということは間違えのない事実なんです。こうしてまいりますと予算を約1,000万円上回ったことが、いわゆる予算をどこからか流用しなきゃいけないなくなっています。このことについて、予算編成権と執行権を持つ証人としては違和感のようなものはありませんでしたか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 地方自治体の予算は予算主義であり、予算を超えて契約を締結することについては適正な契約の行為というふうに証人は考えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 質問の趣旨がよくわかりませんが、予算がない事業を契約することはできませんので、当初予算が3,847万円、それで最終的には4,000幾らになって、それはお金がなければそのような契約は結べないと思います。

○工藤日出夫委員長 先ほど申し上げましたように、ほかの科目のところから流用して1,000万円を捻出したというふうに証言しておりますけれども、そのことによってほかの科目にも影響を与えられるというような予算の執行の仕方になるわけですが、本来は予算の範囲内におさめるということが大前提ではなかったのかということなんですが、そのことについては指示は出さなかったのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは記憶にございません。ただ、流用というのは認められた制度ですので、それは適切に行われていれば問題はないというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 3,800万円の予算に、さらに1,000万円の流用をしなければ契約が締結できないという流用の仕方は、流用は法的に認められた、制度的に認められたということであったとしても、これは予算主義をないがしろにする恐れがあるというふうには考えませんでしたでしょうか。

石津証人。

○石津賢治証人 当時の認識は記憶ありませんが、当初の設計段階の金額が妥当であったかということもあるのではないかと思います。

○工藤日出夫委員長 積算をした当時の職員に我々も証言を求めておりますが、埼玉県基準をもとにして、これまでこの設計の金額でもって十分設計の委託をしてきているので、設計は可能であるというようなことでありましたので、ある意味では安井設計のほうがいろいろな要件を入れて金額が高くなっているということは考えられたと思いますけど、そういうことについてはもっと予算の範囲内でおさめるというような方針はきちっと打ち出すべきではなかったんですか。

石津証人。

○石津賢治証人 それは今そういうふうにおっしゃられれば、そういうこともあったかもしれませんが、当時としてはそのような交渉等を行っ

た結果、そのような結果になったものというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 先ほど申し上げましたように、5,300万円の見積書が出てきた段階で証人は、これは高過ぎるけれども予算は超えることについては副市長に指示を出しているわけですから、交渉の結果ではなくて交渉する前に既に予算をオーバーすることを容認していたのではないかということなんですが、それはいかがでございますか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 桂議員も途中で職員に「金をけちるな」と、「早くやれ」と。副市長も「予算は何とかするから、早く積算をし直せ」というような指示を出しているという証言も得ているんですけども、何ゆえにこれほど安井設計が出てきたものについて、安井設計のある意味、要求がこういう形で実現させているわけですけども、証人は安井設計に対して何かそういうことをしなければならなかったような特別の理由はあったのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 ありません。

○工藤日出夫委員長 この結果、予算内で最初に積算した起案書を破棄させて新しい起案書をつくり直しています。このような行為は通常の起案書をつくっていく行為というふうには考えにくいのですが、なぜこういうようなことを容認したのですか。

石津証人。

○石津賢治証人 容認した記憶はありません。

○工藤日出夫委員長 証人に容認した記憶がなくても、市長まで決裁された書類が破棄されて、そして新しい1,000万円の上乗せした予算起案書の承認が決裁しているわけですから、当然、前の決裁した起案書と新しい起案との間には金額の中で約1,000万円の差があるわけですから、それについては何か担当なり副市長から説明を受けていますか。

石津証人。

○石津賢治証人 記憶にありません。

○工藤日出夫委員長 先ほど来、記憶にないということなんですけど、我々としては証人に記憶がなくても現実に記録として一つ一つの問題点が残っていますので、残っている記録に基づいて当時を担当した者に証言を得ていくと、今、証人が記憶があるかないかの問題ではなくて、こういうことが行われているという事実は明らかだというふうに私たちは考えています。先ほどの防災倉庫もそうですが、きちっとした形で記録として残っている、書類として残っているにもかかわらず、それを決裁する最高責任者が全て記憶がないということだけでは、当時、一生懸命仕事をした職員に対して、大変失礼な話ではないかというふうに私は思うんです。ですからぜひ記憶を呼び戻していただいて、これはこういう理由でこうだったんだというようなことを証人の口から言っていただきたいと思えますけれども、証言いかがでございますか。

石津証人。

○石津賢治証人 ですから先ほど来お答えしておりますように、最終的な決裁として私が印鑑を押しているものについては私の責任において事業を実施しているということでもありますので、そういうことでございます。

○工藤日出夫委員長 これは見方によっては一者随契を優先したために、結局、最終的には予算を1,000万円上回らなければならないようなことになっていたというふうなことも見られます。そうしてきますとこれは市民に対して、ある意味1,000万円無駄な税金を負担させたということにもなるわけですが、こういうような契約の仕方というのは契約の原則から見て適正なものだというふうに証人は考えられていましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 全て適正に行われたというふうに理解しております。

○工藤日出夫委員長 この件に関してほかに質問する人はいますか。もういいですか。

[発言する人なし]

○工藤日出夫委員長 はい。

それでは私のほうから監査委員から随意監査の報告をいただいておりますので、その結果につきまして証人にお尋ねをしまいたいと思います。

証人はここまでの尋問を通して新庁舎及びこどもプラザまたは防災倉庫の契約が適正に履行されたというふうに言えると思えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのように思います。

○工藤日出夫委員長 地方公共団体の契約は支出される公金が住民の税金であることをどのように考えていましたか。

〔「すみません、もう一度お願いします」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 地方公共団体の契約は支出される公金が住民の税金であるということをごどのように認識されていらっしゃいましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 常に市民からいただいた貴重な税金をもとに事業実施をしているという認識で事務を行ってまいりました。

○工藤日出夫委員長 証人は今回の庁舎建設等の契約業務、予算執行も含めて公正性の確保が図れたと自信を持って言えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 多少の事務の不手際等はあったかもしれませんが、これだけの大事業を行うという上では入札等を含めて胸を張れる事務執行であったというふうに思っております。

○工藤日出夫委員長 それでは経済性の確保が図れたというふうに自信を持って言えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 他市の例を見てもわかりますように、本市の庁舎が先ほど数字をおっしゃった30数億でおさまったということについては、褒められこそすれ批判をされるようなことはいささかもないというふうに思っております。この庁舎建設、相対で見ればこれだけの金額でおさ

まったということは非常に誇るべき状況でありますし、実際に全国から視察も来ていたわけがありますし、近隣の自治体が幾らで工事を行ったかということと比較いたしましても、本市が立派にこの大事業をなし遂げたということは間違いのないことであるというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 契約の適正履行の確保が図れたと自信を持って言えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 先ほども申し上げましたように、これだけの事務を進める上では多少のそごといひますか、ミスとは言いませんけれども、そういうことは一切なく完璧に全てやるというのは不可能なことでありまして、そのような状況にあってもよくこれだけなし遂げられたということのほうを評価していただくべきではないかというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 契約の目的が達成されたと自信を持って言えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのように思います。

○工藤日出夫委員長 公平性の確保ですが、実施設計書においては契約期間の履行ができないことを前提で契約を締結された可能性があり、これは公正な契約であると言えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 契約書でうたっている内容が全てであるというふうに理解いたします。

○工藤日出夫委員長 しかしながら、先ほども申し上げましたようにこの契約の日にちを設定す

る段階で、もう3月22日には全部契約ができる  
というような状況にはなかなか難しいというこ  
とをお互いに暗黙の了解をするような形で進め  
ていったんではないかというのが、この委員会  
の調査の中で明らかになっていることござい  
ますが、そういうようなことを前提とするよう  
な契約の締結の仕方というものは公正性の確保  
がされているというふうに証人は認識されるの  
か、改めて証言してください。

石津証人。

○石津賢治証人 先ほどもお答えしましたように、  
契約書に盛り込まれている内容が全てである  
というふうに理解いたします。

○工藤日出夫委員長 さらに契約履行日に間に合  
わずに未完成な成果品、そして北本市の新庁舎  
でないものを検査させ、合格させて委託金を支  
払ったことは公正な事務執行と言えると思いま  
すか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのような事実に関して承知し  
ておりませんので、お答えのしようがございま  
せん。

○工藤日出夫委員長 証人も十分理解をしていな  
いということであれば、証人に対して業者が市  
民を欺く悪質な行為となり、詐欺または背任が  
問われるのではないかというふうに考えるが、  
証人はどのようにこれを受け止めますか。

石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

○工藤日出夫委員長 経済性の確保であります、

基本設計と先ほど言いました。実施設計。意図  
伝達業務と工事監理の委託において新庁舎とこ  
どもプラザを別々に発注したことで、経済合理  
性を損なった可能性があるのではないかと監査  
は指摘されていますが、そのことについてはい  
かがですか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのことはよくわかりません。

○工藤日出夫委員長 追加工事を変更契約したこ  
とで設計金額が一者見積り等で高どまりした可  
能性があり、経済性の確保が損なわれていなか  
ったかということですが、そのことについては  
いかがですか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのようには思いません。

○工藤日出夫委員長 実際に発注したときの設計  
金額に対し、フジタJVが下請に発注した金額  
との書類上の差は約50%の利益率でございま  
した。このようなことについては企業努力を超え  
る設計金額の高どまりが1つの要因ではないか  
というのがあるわけですが、なかなか証  
言は難しいと思うが、こういうような状況が発  
生しているということに対して、先ほども申し  
上げましたような追加工事のあり方に問題があ  
ったのではないかということでもあります。これ  
は資料等がありませんので証言は求めませんが、  
そういうことを指摘しておきたいと思います。  
意図伝達業務と工事監理で当初予算内の起案を  
決裁したが、業者から予算を上回る見積りが提  
出され、予算に合わせることをせず約1,000万

円を上回った契約を容認したことは経済性の確保を損なっただけでなく、公正性を損なう事務執行がされたということになります。証人は市民への背任行為というふうに言えるのではないかと思いますがいかがですか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのような認識はございません。

○工藤日出夫委員長 完成図ができていない、児童館のトイレキャビネットが未施工である、議員控室の間仕切りの施工図変更に伴う設計金額の減額未調整など、契約の適正履行ができていないことは契約不履行と言えるのではないのでしょうか。どのように思われますか。

石津証人。

○石津賢治証人 その過程がよくわかりませんが、そのことだけを捉えればそうかもしれませんが、最終的にどのような契約変更等を行ったかということによっては、必ずしもその時点だけで不適切、不適正とは言えないこともあるかと思えます。いずれにいたしましても承知しておりませんのでお答えのしようがございません。

○工藤日出夫委員長 我々の調査でも先ほど申し上げましたように、実施設計書においては未完成な実施設計書に契約金額を全額払っていますけれども、この委託契約書の中では損害賠償請求の要項があります。当然これは契約不履行の一環であるとも言えます。また、完成図についても完成図を調整するための調整金、約65万円ぐらいが委託金として安井設計事務所に支払われております。このことについても、仕様書の

中で完成図の調整をすることが定められているけれども、結果として完成図は完成していない。このようなことから数々の契約の不履行と思われるようなものが出てきているわけですがけれども、なぜこのような契約不履行のようなものがたくさん出てくるというふうに証人は考えますか。

石津証人。

○石津賢治証人 わかりません。

○工藤日出夫委員長 未施工な家具と減額すべき造作に、先ほど申し上げましたように約500万円ぐらいの金額を最終的に市は業者に払っています。これはある意味、証人は払った側としてはだまされたというふうに思われますか。

石津証人。

○石津賢治証人 先ほどもお答えいたしました、そのことだけを捉えればそうかもしれませんが、事実関係がわかりませんので何とも申し上げようがございません。

○工藤日出夫委員長 基本設計のプロポーザルから実施設計、変更設計、意図伝達、工事監理を全て一者随意契約したことで契約の公正性、経済性、そして契約の履行の確保という契約の原則が達成されない極めて悪質な事務執行であったのではないかと監査委員は監査報告で指摘しておりますけれども、証人はそのことについてはどのように受けとめますか。

石津証人。

○石津賢治証人 通常、基本設計から設計監理まで一者で行うものというふうなのが一般的と思

いますので、そのような指摘は当たらないというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 代表監査は市はこれまでおむね適正に事務執行がされていたが、何ゆえに新庁舎建設及び防災倉庫については極めて不透明で不適切な契約事務、予算執行が行われたのかということについて大変残念な思いをいたしているようなことですが、なぜこのようなことになったと証人は考えましたか。

石津証人。

○石津賢治証人 私はそのような認識を持っておりません。

○工藤日出夫委員長 当委員会のこれから最終的に調査をされたことについて報告をしていかなければならないわけでありましてけれども、少なくともこの契約のあり方、予算執行のあり方、現場施工のあり方等を調査した中から考えていくと、少なくとも当時の発注者側の最高責任者である証人によって、ある意味、行政の予算執行、事務執行がゆがめられていたのではないかというふうに考えられるのですが、証人にはこのことについてどう思われますか。

石津証人。

○石津賢治証人 そのようなことを言われるというのは極めて心外であります。

○工藤日出夫委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○工藤日出夫委員長 以上で、石津賢治証人に対する尋問は終了いたしました。

石津賢治証人には長時間ありがとうございました。御退席していただいて結構でございます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時53分

再開 午後 6時54分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

以上で本日予定しておりました全ての議題が終了いたしました。

副委員長、閉会をお願いいたします。

○高橋伸治副委員長 以上をもちまして、新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 6時54分